

改正案

現行

（役員の選任）
第十八条（略）

2）14（略）

15 役員は、その任期が満了しても、後任の役員（第二十九条の三第一項の仮理事を含む。）が就任するまでの間は、なおその職務を行う。
16）18（略）

（民法及び非訟事件手続法の準用等）

第七十六条 土地改良区の解散及び清算には、民法第七十三条（清算法人）、第七十五条（裁判所による清算人の選任）、第七十六条（清算人の解任）、第七十八条から第八十条まで（清算人の職務及び権限、債権の申出の催告等、期間経過後の債権の申出）、第八十二条（裁判所による監督）及び第八十三条（清算結了の届出）並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項（法人の解散・清算の監督の管轄）及び第三十六条から第四十条まで（法人の清算人に関する事件の管轄、清算人の選任の裁判、清算人の報酬、清算人の解任等の裁判、検査人の選任の裁判等）の規定を準用する。

2| 土地改良区の解散及び清算を監督する裁判所は、農林水産大臣又は都道府県知事に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

3| 農林水産大臣又は都道府県知事は、土地改良区の解散及び清算を監督する裁判所に対し、意見を述べることができる。

（準用規定）

第百十一条の二十三 連合会には、第十八条第十二項から第十五項まで、第十九条から第二十一条まで、第二十五条から第二十八条まで、第二十九条第一項本文及び第四項、第三十一条、第三十二条、第三十四条、第三十五条、第三十七条、第四十五条、第六十八条から第七十一条まで並びに第七十六条の規定を準用する。この場合において、第六十八条第二項中「第十八条第十六項から第十八項まで」とあるのは、「第十八条第十六項」と、第七十六条第一項中「（清算法人）、第七十五条（裁判所による清算人の選任）、第七十六条（清算人の解任）」、第七十八条から第八十条まで（清算人の職務及び権限、債権の申出の催告等、期間経過後の債権の申出）、第八十二条（裁判所による監督）及び第八十三条（清算結了の届出）」

（役員の選任）
第十八条（略）

2）14（略）

15 役員は、その任期が満了しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行う。
16）18（略）

（民法及び非訟事件手続法の準用）

第七十六条 土地改良区の解散及び清算には、民法第七十三条（清算法人）、第七十五条（裁判所による清算人の選任）、第七十六条（清算人の解任）、第七十八条から第八十条まで（清算人の職務及び権限、債権の申出の催告等、期間経過後の債権の申出）、第八十二条（裁判所による監督）及び第八十三条（清算結了の届出）並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項（法人の解散・清算の監督の管轄）、第三十六条（検査人の選任）、第三十七条ノ二（裁判所の選任した清算人・検査人の報酬）、第三十五条ノ二十五第二項及び第三項（裁判所の監督上の調査等）、第三百三十六條（清算事件の管轄）、第三百三十七條（清算人の選任・解任の裁判）及び第三百三十八條（清算人不適格者）の規定を準用する。

（新設）

（新設）

（準用規定）

第百十一条の二十三 連合会には、第十八条第十二項から第十五項まで、第十九条から第二十一条まで、第二十五条から第二十八条まで、第二十九条第一項本文及び第四項、第三十一条、第三十二条、第三十四条、第三十五条、第三十七条、第四十五条、第六十八条から第七十一条まで並びに第七十六条の規定を準用する。この場合において、第六十八条第二項中「第十八条第十六項から第十八項まで」とあるのは、「第十八条第十六項」と、第七十六条中「（清算法人）、第七十五条（裁判所による清算人の選任）、第七十六条（清算人の解任）」、第七十八条から第八十条まで（清算人の職務権限、債権申出の公告及び催告、期間後に申し出した債権）、第八十二条（解散・清算の監督）及び第八十三条（清算結了の届出）」とあるの

とあるのは「及び第七十五条から第八十三条まで（清算）」と読み替えるものとする。

第四百四十三条 次の場合においては、土地改良区若しくは土地改良区連合又は連合会の理事若しくは監事又は清算人を二十万円以下の過料に処する。

一～三 (略)

四 第二十九条第一項（第百十一条の二十三において準用する場合を含む。）の規定に違反して書簿を備えず、若しくは保存せず、又は第二十九条第三項の規定による農林水産省令に違反してその書簿に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

五・六 (略)

七 第六十九条又は第七十一条（これらの規定を第百十一条の二十三において準用する場合を含む。）に掲げる書類に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

八 (略)

九 第七十六条第一項（第百十一条の二十三において準用する場合を含む。）において準用する民法第七十九条の期間内に債権者に弁済をしたとき。

十 (略)

十一 この法律の規定による公告をせず、又は虚偽の公告若しくは登記をしたとき。

十二 この法律の規定による登記をすることを怠ったとき。

は「及び第七十五条から第八十三条まで（清算）」と読み替えるものとする。

第四百四十三条 (同上)

一～三 (略)

四 第二十九条第一項（第百十一条の二十三において準用する場合を含む。）の規定に違反して書簿を備えず、若しくは保存せず、又は第二十九条第三項の規定による農林水産省令に違反してその書簿に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

五・六 (略)

七 第六十九条又は第七十一条（これらの規定を第百十一条の二十三において準用する場合を含む。）に掲げる書類に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

八 (略)

九 第七十六条（第百十一条の二十三において準用する場合を含む。）において準用する民法第七十九条の期間内に債権者に弁済をしたとき。

十 (略)

十一 この法律の規定による公告若しくは登記をせず、又は不実の公告若しくは登記をしたとき。

(新設)

改 正 案

現 行

（免許についての適格性）

第十四条（略）

2～8（略）

9 第二項各号、第六項各号又は前項各号の規定により世帯の数を計算する場合において、当該漁業を営む者が法人であるときは、当該法人（株式会社にあつては、公開会社（会社法））平成十七年法律第 号（第二条第五号に規定する公開会社をいう。以下同じ。）でないものに限る。以下この項において同じ。）の組合員、社員若しくは株主又は当該法人の組合員、社員若しくは株主である法人の組合員、社員若しくは株主のうち当該漁業の漁業従事者である者の属する世帯の数により計算するものとする。

10・11（略）

（定置漁業の免許の優先順位）

第十六条（略）

2～5（略）

6 地元漁民七人以上が組合員、社員又は株主となつている法人（株式会社にあつては、公開会社でないものに限る。）であつて次の各号のいずれにも該当するものは、前各項の規定にかかわらず、第一順位とする。

1～4（略）

7（略）

8 次の各号のいずれかに該当する者は、前各項の規定にかかわらず、第一順位とする。

一（略）

二 地元漁民が組合員、社員又は株主となつている法人（株式会社にあつては、公開会社でないもの）に限る、漁業協同組合を除く。）であつて、次のいずれにも該当するもの

イ～ハ（略）

三 第一号の漁業協同組合又は前号の法人が組合員、社員又は株主となつている法人（株式会社にあつては、公開会社でないもの）に限る。）であつて、次のいずれにも該当するもの

イ・ロ（略）

9 前項第一号イ又は第二号イの規定により世帯の数を計算する場合において、その組合員、社員又は株主が法人であるときは、当該法人（株式会社にあつては、公開会社でないもの）

（免許についての適格性）

第十四条（略）

2～8（略）

9 第二項各号、第六項各号又は前項各号の規定により世帯の数を計算する場合において、当該漁業を営む者が法人であるときは、当該法人（株式会社にあつては、定款に株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の定めがあるもの）に限る。以下この項において同じ。）の組合員、社員若しくは株主又は当該法人の組合員、社員若しくは株主である法人の組合員、社員若しくは株主のうち当該漁業の漁業従事者である者の属する世帯の数により計算するものとする。

10・11（略）

（定置漁業の免許の優先順位）

第十六条（略）

2～5（略）

6 地元漁民七人以上が組合員、社員又は株主となつている法人（株式会社にあつては、定款に株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の定めがあるもの）に限る。）であつて次の各号のいずれにも該当するものは、前各項の規定にかかわらず、第一順位とする。

1～4（略）

7（略）

8（同上）

一（略）

二 地元漁民が組合員、社員又は株主となつている法人（株式会社にあつては、定款に株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の定めがあるもの）に限る、漁業協同組合を除く。）であつて、次のいずれにも該当するもの

イ～ハ（略）

三 第一号の漁業協同組合又は前号の法人が組合員、社員又は株主となつている法人（株式会社にあつては、定款に株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の定めがあるもの）に限る。）であつて、次のいずれにも該当するもの

イ・ロ（略）

9 前項第一号イ又は第二号イの規定により世帯の数を計算する場合において、その組合員、社員又は株主が法人であるときは、当該法人（株式会社にあつては、定款に株式の譲渡につ

限る。以下この項において同じ。()の組合員、社員若しくは株主又は当該法人の組合員、社員若しくは株主である法人の組合員、社員若しくは株主のうち地元漁民である者の属する世帯の数により計算するものとする。

10 地元漁民又は地元漁民が組合員、社員若しくは株主となつてゐる法人(株式会社にあつては、公開会社でないものに限る。)が第八項第一号の漁業協同組合又は同項第二号若しくは第三号の法人に加入を申し出た場合には、その申出を受けた者は、正当な事由がなければ、これを拒むことができない。地元地区の全部若しくは一部をその地区内に含む漁業協同組合又は地元漁民が組合員、社員若しくは株主となつてゐる法人(株式会社にあつては、公開会社でないものに限る。)が第八項第一号の漁業協同組合又は同項第二号の法人に対し当該漁業の免許を共同して申請することを申し出た場合も、同様とする。

11・12 (略)

13 法人(株式会社にあつては、公開会社でないものに限る。)が第一項第一号、第二項第一号若しくは第二号又は第四項第一号に該当しない場合であつても、その組合員、社員又は株主のうちこれに該当する者の有する議決権の合計が総組合員、総社員又は総株主の議決権の過半を占めており、かつ、その組合員若しくは社員のうちこれに該当する者の出資額又はその株主のうちこれに該当する者の有する株式の数の合計が総出資額又は発行済株式の総数の過半を占めている場合は、その法人は、これに該当するものとみなす。

14 (略)

き取締役会の承認を要する旨の定めがあるものに限る。以下この項において同じ。()の組合員、社員若しくは株主又は当該法人の組合員、社員若しくは株主である法人の組合員、社員若しくは株主のうち地元漁民である者の属する世帯の数により計算するものとする。

10 地元漁民又は地元漁民が組合員、社員若しくは株主となつてゐる法人(株式会社にあつては、定款に株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の定めがあるものに限る。)が第八項第一号の漁業協同組合又は同項第二号若しくは第三号の法人に加入を申し出た場合には、その申出を受けた者は、正当な事由がなければ、これを拒むことができない。地元地区の全部若しくは一部をその地区内に含む漁業協同組合又は地元漁民が組合員、社員若しくは株主となつてゐる法人(株式会社にあつては、定款に株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の定めがあるものに限る。)が第八項第一号の漁業協同組合又は同項第二号の法人に対し当該漁業の免許を共同して申請することを申し出た場合も、同様とする。

11・12 (略)

13 法人(株式会社にあつては、定款に株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の定めがあるものに限る。)が第一項第一号、第二項第一号若しくは第二号又は第四項第一号に該当しない場合であつても、その組合員、社員又は株主のうちこれに該当する者の有する議決権の合計が総組合員、総社員又は総株主の議決権の過半を占めており、かつ、その組合員若しくは社員のうちこれに該当する者の有する株式の数の合計が総出資額又は発行済株式の総数の過半を占めている場合は、その法人は、これに該当するものとみなす。

14 (略)

改正案

現行

（登録の基準）

第十七条の二 農林水産大臣は、第十六条第一項の規定により登録を申請した者（以下「登録申請者」という。）が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならぬ。この場合において、登録に必要の手続は、農林水産省令で定める。

（登録の基準）
第十七条の二（同上）

一（略）

一（略）

二 登録申請者が、その申請に係る農林物資の製造業者等、生産行程管理者、流通行程管理者、小分け業者、外国製造業者等（本邦に輸出される農林物資を外国において製造し、加工し、又は輸出することを業とする者をいう。以下同じ。）、外国生産行程管理者（本邦に輸出される農林物資の外国における生産業者その他の当該農林物資の生産行程を外国において管理し、又は把握するものとして農林水産省令で定めるものをいう。以下同じ。）、外国流通行程管理者（本邦に輸出される農林物資の輸出業者その他の当該農林物資の流通行程を外国において管理し、又は把握するものとして農林水産省令で定めるものをいう。以下同じ。）、又は外国小分け業者（本邦に輸出される農林物資を外国において小分けすることを業とする者（小分けして自ら販売することを業とする者を含む。）をいう。以下同じ。）（以下「被認定事業者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

二 登録申請者が、その申請に係る農林物資の製造業者等、生産行程管理者、流通行程管理者、小分け業者、外国製造業者等（本邦に輸出される農林物資を外国において製造し、加工し、又は輸出することを業とする者をいう。以下同じ。）、外国生産行程管理者（本邦に輸出される農林物資の外国における生産業者その他の当該農林物資の生産行程を外国において管理し、又は把握するものとして農林水産省令で定めるものをいう。以下同じ。）、外国流通行程管理者（本邦に輸出される農林物資の輸出業者その他の当該農林物資の流通行程を外国において管理し、又は把握するものとして農林水産省令で定めるものをいう。以下同じ。）、又は外国小分け業者（本邦に輸出される農林物資を外国において小分けすることを業とする者（小分けして自ら販売することを業とする者を含む。）をいう。以下同じ。）（以下「被認定事業者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社である場合にあつては、被認定事業者がその親法人（会社法）平成十七年法律第 号（第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。）であること。

イ 登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあつては、被認定事業者がその親会社（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十一条第二項の親会社をいう。）であること。

ロ・八（略）

ロ・八（略）

2・3（略）

2・3（略）

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第十七条の九 登録認定機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（これらのものが電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。）以下「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならぬ。

2（略）

2（略）

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）
第十七条の九 登録認定機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書（これらのものが電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。）以下「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならぬ。

改 正 案

現 行

（一般事業の利用に関する制限）

第五条 第二条第一項の規定による組合員は、当該組合及び他の漁業協同組合の行う一般事業の利用に関しては、法第十一条第六項（員外利用）の規定の適用については、組合員及び他の漁業協同組合の組合員以外の者とみなす。

（一般事業の利用に関する制限）

第五条 第二条第一項の規定による組合員は、当該組合及び他の漁業協同組合の行う一般事業の利用に関しては、法第十一条第七項（員外利用）の規定の適用については、組合員及び他の漁業協同組合の組合員以外の者とみなす。

（一般事業の利用の制限）

第九条 第二条第一項の規定による組合員及び前条第一項の規定による会員は、当該組合員又は当該会員の所属する連合会及び他の漁業協同組合連合会の行う一般事業の利用に関しては、法第八十七条第八項（員外利用）の規定の適用については、所属員及び他の漁業協同組合連合会の所属員以外の者とみなす。

（一般事業の利用の制限）

第九条 第二条第一項の規定による組合員及び前条第一項の規定による会員は、当該組合員又は当該会員の所属する連合会及び他の漁業協同組合連合会の行う一般事業の利用に関しては、法第八十七条第九項（員外利用）の規定の適用については、所属員及び他の漁業協同組合連合会の所属員以外の者とみなす。

（解散及び清算に関する民法及び非訟事件手続法の準用等）

第八十八条 民法第七十三条（清算法人）、第七十五条（裁判所による清算人の選任）、第七十六条（清算人の解任）及び第七十八条から第八十三条まで（清算人の職務権限、清算法人についての破産手続の開始、清算の監督、清算の手続等）並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項（法人の解散、清算の監督の管轄）及び第三十七条から第四十条まで（清算人の選任の裁判、清算人の報酬、清算人の解任等の裁判、検査人の選任の裁判等）の規定は、全国農業会議所の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第七十五条中「前条」とあるのは、「農業委員会等に関する法律第八十四条」と読み替えるものとする。

2| 全国農業会議所の解散及び清算を監督する裁判所は、農林水産大臣に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

3| 農林水産大臣は、全国農業会議所の解散及び清算を監督する裁判所に対し、意見を述べることが出来る。

第九十三条 次に掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした都道府県農業会議の役員又は全国農業会議所の役員若しくは清算人を十万円以下の過料に処する。

一〜四（略）

五 第八十八条第一項において準用する民法第七十九条の期間内に債権者に弁済したとき。

六 第八十八条第一項において準用する民法第七十九条又は同法第八十一条の規定に違反して公告を怠り、又は不実の公告をしたとき。

七 第八十八条第一項において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠つたとき。

（解散及び清算に関する民法及び非訟事件手続法の準用）

第八十八条 民法第七十三条（清算法人）、第七十五条（裁判所による清算人の選任）、第七十六条（清算人の解任）及び第七十八条から第八十三条まで（清算人の職務権限、清算法人についての破産手続の開始、清算の監督、清算の手続等）並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項（法人の解散、清算の監督の管轄）、第三十六条（検査人の選任）、第三十七条ノ二（清算人及び検査人の報酬）、第三百三十五条ノ二十五第二項及び第三項（裁判所の監督）、第三百三十七条（清算人の選任、解任の裁判）並びに第三百零八条（清算人不適格者）の規定は、全国農業会議所の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第七十五条中「前条」とあるのは、「農業委員会等に関する法律第八十四条」と読み替えるものとする。

（新設）

（新設）

第九十三条（同上）

一〜四（略）

五 第八十八条において準用する民法第七十九条の期間内に債権者に弁済したとき。

六 第八十八条において準用する民法第七十九条又は同法第八十一条の規定に違反して公告を怠り、又は不実の公告をしたとき。

七 第八十八条において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠つたとき。

改正案

現行

（組合と役員との関係）
第三十条の二 組合と役員との関係は、委任に関する規定に従つ。

（役員任期）

第三十一条 役員任期は、三年以内において定款で定める。ただし、定款によつて、その任期を任期中の最終の事業年度に関する通常総会の終結の時まで延長することを妨げない。

2 設立当時の役員任期は、前項の規定にかかわらず、一年以内の期間で創立総会において定める。ただし、創立総会の議決によつて、その任期を任期中の最終の事業年度に関する通常総会の終結の時まで延長することを妨げない。

3 合併による設立の場合における前項の規定の適用については、同項中「創立総会において」とあるのは「設立委員が」と、同項ただし書中「創立総会の議決によつて、その」とあるのは「設立委員が当該役員が」とする。

4 任期満了によつて退任した理事（第四十一条において準用する民法第五十六条の仮理事を含む。）は、後任の理事が就任するまでは、なおその職務を行う。

（役員に関する民法の準用）

第四十一条 理事については、民法第四十四条第一項（法人の損害賠償）、第五十二条第二項（理事の業務執行）及び第五十三条から第五十六条まで（理事の代表権等）の規定を、監事については、同法第五十九条（監事の職務）の規定を準用する。この場合において、同法第五十六条中「裁判所」とあるのは、「農林水産大臣」と読み替えるものとする。

（延期又は続行の決議）

第四十四条の三 総会においてその延期又は続行について決議があつた場合には、第三十七条第三項の規定は、適用しない。

（議事録）

第四十四条の四 総会の議事については、農林水産省令で定めるところにより、議事録を作成しなくてはならない。

（新設）

（役員任期）

第三十一条 役員任期は、三年以内において定款で定める。

2 設立当時の役員任期は、前項の規定にかかわらず、創立総会（合併による設立の場合）は、設立委員において定める期間とする。但し、その期間は、一年をこえてはならない。

（新設）

3 任期満了によつて退任した理事は、後任の理事が就任するまでは、なおその職務を行なう。

（役員に関する商法等の準用）

第四十一条 役員については、商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百五十四条第三項（会社との関係）及び第二百五十六条第三項（任期の特例）の規定を、理事については、民法第四十四条第一項（法人の損害賠償）、第五十二条第二項（理事の業務執行）及び第五十三条から第五十六条まで（理事の代表権等）の規定を、監事については、同法第五十九条（監事の職務）の規定を準用する。この場合において、商法第二百五十六条第三項中「前二項」とあるのは「漁船損害等補償法第三十一条第一項及び第二項」と、民法第五十六条中「裁判所」とあるのは「農林水産大臣」と読み替えるものとする。

（新設）

（新設）

(総会に関する民法の準用)

第四十五条 総会については、民法第六十四条(総会の決議事項)及び第六十六条(表決権のない場合)の規定を準用する。この場合において、同法第六十四条中「第六十二条」とあるのは、「漁船損害等補償法第三十七条第三項」と読み替えるものとする。

(総代会)

第四十六条 (略)

2~8 (略)

9 総代については、第三十一条第一項本文、第二項本文、第三項及び第四項並びに第四十条の規定を準用する。

10 (略)

(参事及び会計主任)

第四十七条 (略)

2 (略)

3 参事については、会社法(平成十七年法律第 号)第十一条第一項及び第三項(支配人の代理権)、第十二条(支配人の競業の禁止)並びに第十三条(表見支配人)の規定を準用する。

(民法及び非訟事件手続法の準用等)

第六十二条 組合の解散及び清算については、民法第七十三条(清算法人)、第七十五条(裁判所による清算人の選任)、第七十六条(清算人の解任)及び第七十八条から第八十三条まで(清算人の職務権限等)並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条第二項及び第三十六条から第四十条まで(法人の解散及び清算に関する監督等)の規定を準用する。この場合において、民法第七十五条中「前条」とあるのは、「漁船損害等補償法第五十八条」と読み替えるものとする。

2| 組合の解散及び清算を監督する裁判所は、農林水産大臣に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

3| 農林水産大臣は、組合の解散及び清算を監督する裁判所に対し、意見を述べることができる。

(総会に関する民法等の準用)

第四十五条 総会については、民法第六十四条(総会の決議事項)及び第六十六条(表決権のない場合)並びに商法第二百四十三条(総会の延期又は続行の決議)及び第二百四十四条第一項から第三項まで(総会の議事録)の規定を準用する。この場合において、民法第六十四条中「第六十二条」とあり、及び商法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは、「漁船損害等補償法第三十七条第三項」と、同法第二百四十四条第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と読み替えるものとする。

(総代会)

第四十六条 (略)

2~8 (略)

9 総代については、第三十一条及び第四十条の規定を準用する。

10 (略)

(参事及び会計主任)

第四十七条 (略)

2 (略)

3 参事については、商法第三十八条第一項及び第三項(支配人の代理権)、第三十九条(共同支配人)、第四十一条(支配人の義務)並びに第四十二条(表見支配人)の規定を準用する。

(民法及び非訟事件手続法の準用)

第六十二条 組合の解散及び清算については、民法第七十三条(清算法人)、第七十五条(裁判所による清算人の選任)、第七十六条(清算人の解任)及び第七十八条から第八十三条まで(清算人の職務権限等)並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条第二項(法人の解散及び清算の監督の管轄)、第三十六条(検査人の選任)、第三十七条ノ二(準用規定)、第三百三十五条ノ二十五第二項及び第三項(意見の聴取等)、第三百三十六(管轄裁判所)、第三百三十七条(清算人の選任又は解任の裁判)及び第三百三十八条(清算人不適格者)の規定を準用する。この場合において、民法第七十五条中「前条」とあるのは、「漁船損害等補償法第五十八条」と読み替えるものとする。

(新設)

(新設)

る。

(設立の登記)

第六十三条 (略)

2 設立の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一 (略)

二 事務所の所在地

三 (略)

3 (略)

(職務執行停止等の仮処分等の登記)

第六十六条の二 理事の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分令又はその仮処分令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、主たる事務所及び従たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

(参事の登記)

第六十七条 組合が参事を選任したときは、二週間以内に、これを置いた事務所の所在地において、参事の氏名及び住所並びに参事を置いた事務所を登記しなければならない。その登記した事項の変更及び参事の代理権の消滅についても、同様とする。

(清算結了の登記)

第七十一条 組合の清算が結了したときは、第六十一条の承認の日から主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に清算結了の登記をしなければならない。

(参事の登記の申請)

第七十六条 参事の登記の申請書には、主たる事務所の所在地を管轄する登記所に申請する場合を除き、登記所において作成した組合の代表者の印鑑の証明書を添付しなければならない。

第八十二条 削除

(商業登記法の準用)

(設立の登記)

第六十三条 (略)

2 設立の登記には、次の事項を掲げなければならない。

一 (略)

二 事務所

三 (略)

3 (略)

(理事の職務執行停止等の登記)

第六十六条の二 理事の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分令又はその仮処分令の変更若しくは取消しがあつたときは、主たる事務所及び従たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

(参事の登記)

第六十七条 組合が参事を選任したときは、二週間以内に、これを置いた事務所の所在地において、参事の氏名及び住所、参事を置いた事務所並びに数人の参事が共同して代理権を行うべきことを定めたときはその旨を登記しなければならない。その登記した事項の変更及び参事の代理権の消滅についても、同様である。

(清算結了の登記)

第七十一条 組合の清算が結了したときは、清算結了の日から主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に清算結了の登記をしなければならない。

第七十六条 削除

(登記事項の公告)

第八十二条 登記した事項は、登記所において、遅滞なく公告しなければならない。

(商業登記法の準用)

第八十三条 組合の登記については、商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第二条から第五条まで（登記所及び登記官）、第七条から第十五条まで、第十七条から第二十三条の二まで、第二十四条（第十五号及び第十六号を除く。）、第二十五条から第二十七条まで（登記簿等及び登記手続の通則）、第四十五条（支配人の登記）、第四十七条第一項、第四十八條から第五十三条まで、第七十一条第一項及び第三項、第七十九条、第八十二条、第八十一条（株式会社の登記）並びに第百三十二条から第百四十八条まで（登記の更正及び抹消並びに雑則）の規定を準用する。この場合において、同法第二十五条中「訴え」とあるのは「行政庁に対する請求」と、同条第三項中「その本店の所在地を管轄する地方裁判所」とあるのは「行政庁」と、同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「漁船損害等補償法第六十三条第二項各号」と、同法第五十三条中「新所在地における登記」とあるのは「新所在地において漁船損害等補償法第六十三条第二項各号に掲げる事項を登記すべき場合」と、同法第七十一条第三項ただし書中「会社法第四百七十八条第一項第一号の規定により清算株式会社清算人となつたもの（同法第四百八十三条第四項に規定する場合にあつては、同項の規定により清算株式会社の代表清算人となつたもの）」とあるのは「漁船損害等補償法第五十八条本文の規定により清算人となつたもの」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（商法の準用）

第九百九条 組合の漁船保険事業等については、商法（明治三十二年法律第四十八号）第六百四十四條から第六百四十六條まで（告知義務違反による契約の解除等）の規定を準用する。

（準用規定）

第百三十八条 （略）

2・3 （略）

4 中央会の管理に関する事項については、第三十条の二から第四十一条まで、第四十三条、第四十四条、第四十四条の三から第四十五条まで及び第四十九条の規定を準用する。この場合において、第三十九条第一項中「、損益計算書及び剰余金処分案又は不足金処理案」とあるのは、「及び損益計算書」と読み替えるものとする。

5 （略）

6 中央会の登記に関する事項については、第六十三条から第六十六条の二まで、第六十八条、第七十一条、第七十二条、第七十三条第一項、第七十五条第一項、第七十七条、第八十条、第八十一条及び第八十三条の規定を準用する。この場合において、第六十八条中「合併及び破産手続開始の決定」とあるのは「破産手続開始の決定」と、第七十二条第二項中「漁船保険組合登記簿」とあるのは「漁船保険中央会登記簿」と読み替えるものとする。

7 （略）

第八十三条 組合の登記については、商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第二条から第五条まで（登記所及び登記官）、第七条から第十五条まで、第十七条から第二十三条の二まで、第二十四条第一号から第十二号まで及び第十四号、第二十五条、第二十六条（登記簿等及び登記手続の通則）、第五十三条（支配人の登記）、第五十五条第一項、第五十六条から第五十九条まで、第六十一条第一項及び第三項、第六十六条、第六十八条第二項、第六十九条、第七十条（合名会社の登記）並びに第百七条から第百二十条まで（登記の更正及び抹消並びに雑則）の規定を準用する。この場合において、同法第二十五条中「訴え」とあるのは「行政庁に対する請求」と、同条第三項中「その本店の所在地を管轄する地方裁判所」とあるのは「行政庁」と、同法第五十六条第二項中「商法第六十四条第一項」とあるのは「漁船損害等補償法第六十三条第二項」と、同法第六十一条第三項中「商法第二百九条第二項の規定により会社を代表する」とあるのは「漁船損害等補償法第五十八条本文の規定による」と読み替えるものとする。

（商法の準用）

第九百九条 組合の漁船保険事業等については、商法第六百四十四條から第六百四十六條まで（告知義務違反による契約の解除等）の規定を準用する。

（準用規定）

第百三十八条 （略）

2・3 （略）

4 中央会の管理に関する事項については、第三十一条から第四十一条まで、第四十三条、第四十四条第一項から第三項まで、第四十五条及び第四十九条の規定を準用する。この場合において、第三十九条第一項中「、損益計算書及び剰余金処分案又は不足金処理案」とあるのは、「及び損益計算書」と読み替えるものとする。

5 （略）

6 中央会の登記に関する事項については、第六十三条から第六十六条の二まで、第六十八条、第七十一条、第七十二条、第七十三条第一項、第七十五条第一項、第七十七条及び第八十条から第八十三条までの規定を準用する。この場合において、第六十八条中「合併及び破産手続開始の決定」とあるのは「破産手続開始の決定」と、第七十二条第二項中「漁船保険組合登記簿」とあるのは「漁船保険中央会登記簿」と読み替えるものとする。

7 （略）

第四百四十五条 次の場合には、組合又は中央会の役員又は清算人を二十万円以下の過料に処する。

一 (略)

二 この法律による登記をすることを怠つたとき。

三 十 (略)

十一 第六十二条第一項(第三百三十八条第五項において準用する場合を含む。以下本条において同じ。)において準用する民法第七十九条第一項の期間内に債権者に弁済をしたとき。

十二 第六十二条第一項において準用する民法第七十九条第一項又は同法第八十一条第一項の規定に違反してその公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

十三 第六十二条第一項において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠つたとき。

十四 十七 (略)

第四百四十五条 (同上)

一 (略)

二 この法律による登記を怠り、又は虚偽の登記をしたとき。

三 十 (略)

十一 第六十二条(第三百三十八条第五項において準用する場合を含む。以下本条において同じ。)において準用する民法第七十九条第一項の期間内に債権者に弁済をしたとき。

十二 第六十二条において準用する民法第七十九条第一項又は同法第八十一条第一項の規定に違反してその公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

十三 第六十二条において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠つたとき。

十四 十七 (略)

改 正 案

現 行

<p>(定義) 第二条 (略) 2~6 (略) 7 この法律で「農業生産法人」とは、農事組合法人、株式会社（公開会社）（会社法（平成十七年法律第 号）第二条第五号に規定する公開会社をいう。）でないものに限る。以下同じ。（又は持分会社）（同法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。以下同じ。）で、次に掲げる要件のすべてを満たしているものをいう。 一 (略) 二 その法人の組合員、株主（自己の株式を保有している当該法人を除く。）又は社員（以下「構成員」という。）は、すべて、次に掲げる者のいずれかであること（株式会社にあつては、次に掲げる者の有する議決権の合計が総株主の議決権の四分の一以下であり、かつ、次に掲げる者の有する議決権がいずれもその法人の総株主の議決権の十分の一以下であるもの、持分会社にあつては、次に掲げる者の数が社員の総数の四分の一以下であるものに限る。）。 イ〜ト (略) 三 その法人の常時従事者たる構成員が理事等（農事組合法人にあつては理事、株式会社にあつては取締役、持分会社にあつては業務を執行する社員をいう。以下この号において同じ。）の数の過半を占め、かつ、その過半を占める理事等の過半数の者が、その法人の行う農業に必要な農作業に農林水産省令で定める日数以上従事すると認められるものであること。</p> <p>8・9 (略)</p>	<p>(定義) 第二条 (略) 2~6 (略) 7 この法律で「農業生産法人」とは、農事組合法人、合名会社、合資会社、株式会社（定款に株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の定めがあるものに限る。以下同じ。）又は有限会社で、次に掲げる要件のすべてを満たしているものをいう。 一 (略) 二 その法人の組合員、社員又は株主（自己の持分又は株式を保有している当該法人を除く。）以下「構成員」という。）は、すべて、次に掲げる者のいずれかであること（合名会社又は合資会社にあつては、次に掲げる者の数が社員の総数の四分の一以下であるもの、株式会社又は有限会社にあつては、次に掲げる者の有する議決権の合計が総株主又は総社員の議決権の四分の一以下であり、かつ、次に掲げる者の有する議決権がいずれもその法人の総株主又は総社員の議決権の十分の一以下であるものに限る。）。 イ〜ト (略) 三 その法人の常時従事者たる構成員が理事等（農事組合法人にあつては理事、合名会社又は合資会社にあつては業務執行権を有する社員、株式会社又は有限会社にあつては取締役をいう。以下この号において同じ。）の数の過半を占め、かつ、その過半を占める理事等の過半数の者が、その法人の行う農業に必要な農作業に農林水産省令で定める日数以上従事すると認められるものであること。</p> <p>8・9 (略)</p>
---	--

改正案

現行

<p>目次</p> <p>第一章～第四章（略）</p> <p>第五章 罰則（第八十五条 第九十条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律で「中小漁業者等」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 水産加工業を営む法人（水産業協同組合を除く。）であつてその常時使用する従業者の数が三百人以下であるもの又はその資本金の額若しくは出資の総額が一億円以下であるもの</p> <p>五・六（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（議決権及び選挙権）</p> <p>第十三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 会員は、定款の定めるところにより、前項の規定による書面をもつてする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものをいう。第五十五条第四項を除き、以下同じ。）により行うことができる。</p> <p>4・5（略）</p> <p>（定款に記載すべき事項）</p> <p>第二十条 協会の定款には、次の事項を記載しなければならない。</p> <p>一～十一（略）</p> <p>十二 公告の方法（協会が公告）この法律又は他の法律の規定により官報に掲載する方法に よりしななければならないものとされているものを除く。）をする方法をいう。（</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第四章（略）</p> <p>第五章 罰則（第八十五条 第八十七条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条（同上）</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 水産加工業を営む法人（水産業協同組合を除く。）であつてその常時使用する従業者の数が三百人以下であるもの又はその資本の額若しくは出資の総額が一億円以下であるもの</p> <p>五・六（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（議決権及び選挙権）</p> <p>第十三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 会員は、定款の定めるところにより、前項の規定による書面をもつてする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものをいう。以下同じ。）により行うことができる。</p> <p>4・5（略）</p> <p>（定款に記載すべき事項）</p> <p>第二十条 協会の定款には、左の事項を記載しなければならない。</p> <p>一～十一（略）</p> <p>十二 公告の方法</p>
---	---

(参事及び会計主任)

第三十六条 (略)

2 (略)

3 参事については、会社法(平成十七年法律第 号)第十一条第一項及び第三項(支配人の代理権)、第十二条(支配人の競業の禁止)並びに第十三条(表見支配人)の規定を準用する。

第五十五条 (略)

2 協会は、前項の期間内に、債権者に対して、異議があれば一定の期間内にこれを述べるべき旨を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

3 (略)

4 合併を行う協会が、第二項の規定による公告を、官報のほか、公告の方法として定款に定められた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法又は電子公告(公告の方法のうち、電磁的方法(会社法第二十条第三十四号に規定する電磁的記録をいう。))により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて同号に規定するものをとる方法をいう。)によつてするとき、同項の規定にかかわらず、当該協会による各別の催告は、することを要しない。

5 協会が第二項の規定による公告を前項に規定する電子公告によつてする場合については、会社法第九百三十九条第三項(会社の公告方法)、第九百四十条第一項及び第三項(電子公告の公告期間等)、第九百四十一条(電子公告調査)、第九百四十六条(調査の義務等)、第九百四十七条(電子公告調査を行うことができない場合)、第九百五十一条第二項(財務諸表等の閲覧等)、第九百五十二条(改善命令)並びに第九百五十五条(調査記録簿等の記載等)の規定を準用する。この場合において、同法第九百四十一条中「この法律」とあるのは、「中小漁業融資保証法」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(民法及び非訟事件手続法の準用等)

第六十四条 協会の解散及び清算については、民法第七十三条(清算法人)、第七十五条(裁判所による清算人の選任)、第七十六条(清算人の解任)及び第七十八条から第八十三条まで(清算人の職務権限等)並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条第二項及び第三十六条から第四十条まで(法人の解散及び清算に関する監督等)の規定を準用する。この場合において、民法第七十五条中「前条」とあるのは、「中小漁業融資保証法第六十条」と読み替えるものとする。

(参事及び会計主任)

第三十六条 (略)

2 (略)

3 参事については、商法(明治三十二年法律第四十八号)第三十八条第一項及び第三項(支配人の代理権)、第三十九条(共同支配人)、第四十一条(支配人の義務)並びに第四十二条(表見支配人)の規定を準用する。

第五十五条 (略)

2 協会は、前項の期間内に、債権者に対して、異議があれば一定の期間内にこれを述べるべき旨を公告し、且つ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

3 (略)

(新設)

(新設)

(民法及び非訟事件手続法の準用)

第六十四条 協会の解散及び清算については、民法第七十三条(清算法人)、第七十五条(裁判所による清算人の選任)、第七十六条(清算人の解任)及び第七十八条から第八十三条まで(清算人の職務権限等)並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条第二項(法人の解散及び清算の監督の管轄)、第三十六条(検査人の選任)、第三十七条(二) (清算人等の報酬)、第百三十五条ノ二十五第二項及び第三項(意見の聴取等)、第百三十六條前段(清算に関する事件の管轄)、第百三十七条(清算人の選任又は解任の裁判)及び第百三十八条(清算人不適格者)の規定を準用する。この場合において、民法第七十五条

2| 協会の解散及び清算を監督する裁判所は、主務大臣に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

3| 主務大臣は、協会の解散及び清算を監督する裁判所に対し、意見を述べることができる。

第八十五条 第六十五条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第六十六条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

(削る)

第八十六条 第五十五条第五項において準用する会社法第九百五十五条第一項の規定に違反して、調査記録簿等(同項に規定する調査記録簿等をいう。以下この条において同じ。)に同項に規定する電子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は同項の規定に違反して調査記録簿等を保存しなかつた者は、三十万円以下の罰金に処する。

第八十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の刑を科する。

第八十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

一 第五十五条第五項において準用する会社法第九百四十六条第三項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 正当な理由がないのに、第五十五条第五項において準用する会社法第九百五十一条第二項各号又は第九百五十五条第二項各号に掲げる請求を拒んだ者

第八十九条 次の場合には、協会の役員又は清算人を二十万円以下の過料に処する。

一 (略)

二 第八条第一項の規定に基づき政令の規定による登記をすることを怠つたとき。

三 十 (略)

十の二 第五十五条第五項において準用する会社法第九百四十一条の規定に違反して同条の調査を求めなかつたとき。

中「前条」とあるのは、「中小漁業融資保証法第六十条」と読み替えるものとする。

(新設)

(新設)

第八十五条 第六十五条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第六十六条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。

2| 協会又は受託者の代表者又は代理人、使用人その他の従業者がその協会の業務又は受託者の受託した業務に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その協会又は受託者に対しても同項の刑を科する。

(新設)

(新設)

(新設)

第八十六条 (同上)

一 (略)

二 第八条第一項の規定に基づき政令の規定による登記を怠り、又は虚偽の登記をしたとき。

三 十 (略)

(新設)

十一・十二（略）

十三 第六十四条第一項において準用する民法第七十九条第一項又は同法第八十一条第一項に規定する公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

十四 第六十四条第一項において準用する民法第七十九条第一項の期間内に債権者に弁済をしたとき。

十五 第六十四条第一項において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠つたとき。

第九十条（略）

十一・十二（略）

十三 第六十四条で準用する民法第七十九条第一項又は同法第八十一条第一項に規定する公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

十四 第六十四条で準用する民法第七十九条第一項の期間内に債権者に弁済をしたとき。

十五 第六十四条で準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠つたとき。

第八十七条（略）

改 正 案

現 行

<p>(債券の発行) 第二十四条の二 (略)</p> <p>2 } 5 (略)</p> <p>6 会社法（平成十七年法律第 号）第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条（社債管理者の権限及び義務）の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行、信託会社又は証券業者について準用する。</p> <p>7 (略)</p>	<p>(債券の発行) 第二十四条の二 (略)</p> <p>2 } 5 (略)</p> <p>6 商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条、第三百十条及び第三百十一条（社債管理者の権限及び義務）の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行、信託会社又は証券業者について準用する。</p> <p>7 (略)</p>
---	---

改正案

現行

<p>（登録基準）</p> <p>第三十六条 農林水産大臣は、第三十四条の規定により登録を申請した者（以下この項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、農林水産省令で定める。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 登録申請者が、規格設定飼料製造業者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。</p> <p>イ 登録申請者が株式会社である場合にあつては、規格設定飼料製造業者がその親法人（会社法（平成十七年法律第 号）（第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。））であること。</p> <p>ロ 登録申請者の役員（持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあつては、業務を執行する社員）に占める規格設定飼料製造業者の役員又は職員（過去二年間に当該規格設定飼料製造業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。</p> <p>ハ（略）</p> <p>二（略）</p> <p>（財務諸表等の備付け及び閲覧等）</p> <p>第四十二条 登録検定機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第七十四条において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならない。</p> <p>2（略）</p>	<p>（登録基準）</p> <p>第三十六条（同上）</p> <p>一・二（略）</p> <p>三（同上）</p> <p>イ 登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあつては、規格設定飼料製造業者がその親会社（商法（明治三十二年法律第四十八号）（第二百一条ノ二第一項の親会社をいう。））であること。</p> <p>ロ 登録申請者の役員（合名会社又は合資会社にあつては、業務執行権を有する社員）に占める規格設定飼料製造業者の役員又は職員（過去二年間に当該規格設定飼料製造業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。</p> <p>ハ（略）</p> <p>二（略）</p> <p>（財務諸表等の備付け及び閲覧等）</p> <p>第四十二条 登録検定機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第七十四条において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならない。</p> <p>2（略）</p>
---	---

改正案

現行

<p>(組合の名称) 第九条 (略) 2 (略) 3 組合の名称については、会社法（平成十七年法律第 号）第八条（会社と誤認させる名称等の使用の禁止）の規定を準用する。 (議決権及び選挙権) 第十二条 (略) 2 組合員は、定款の定めるところにより、第二十条において準用する中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号、以下「準用協同組合法」という。）第四十九条第一項の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて、議決権又は選挙権を行うことができる。この場合は、その組合員の親族若しくは使用人又は他の組合員でなければ、代理人となることができない。 3～6 (略) (定款) 第十四条 組合の定款には、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。 一～十二 (略) 十三 公告の方法（組合が公告（この法律又は他の法律の規定により官報に掲載する方法に於て）しなければならないものごとを除く。）をする方法をいう。）</p>	<p>(組合の名称) 第九条 (略) 2 (略) 3 組合の名称については、商法（明治三十二年法律第四十八号）第二十条第一項及び第二十一条（商号）の規定を準用する。 (議決権及び選挙権) 第十二条 (略) 2 組合員は、定款の定めるところにより、第二十五条において準用する中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第四十九条の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて、議決権又は選挙権を行うことができる。この場合は、その組合員の親族若しくは使用人又は他の組合員でなければ、代理人となることができない。 3～6 (略) (定款) 第十四条 組合の定款には、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。 一～十二 (略) 十三 公告の方法</p>
<p>(主原料の購入事業の認可) 第十八条 組合は、前条第一項第二号に掲げる事業のうち、輸出水産物の主原料の購入事業を行うには、農林水産省令で定めるところにより、当該事業の計画その他必要な事項を記載した書類を提出して農林水産大臣の認可を受けなければならない。当該書類の記載事項のうち</p>	<p>(主原料の購入事業の認可) 第十七条の二 組合は、前条第一項第二号に掲げる事業のうち、輸出水産物の主原料の購入事業を行うには、農林水産省令で定めるところにより、当該事業の計画その他必要な事項を記載した書類を提出して農林水産大臣の認可を受けなければならない。当該書類の記載事項の</p>

重要事項を変更しようとするときも、同様とする。

(削る)

(過怠金)

第十九条 組合は、定款で定めるところにより、組合員に対し、過怠金を課することができる。

(削る)

(準用)

第二十條 中小企業等協同組合法第九條の三から第九條の六まで、第九條の七(事業協同組合)、第十條の二、第十二條から第二十三條まで(第十九條第一項第四号及び第五号を除く。)(組合員等)、第二十七條、第二十八條、第二十九條第一項から第三項まで、第三十條、第三十二條(設立)、第三十三條第四項から第八項まで、第三十四條から第四十二條まで(第三十五條第五項、第三十七條第二項、第三十八條の二第七項、第四十條第五項及び第四十一條第三項を除く。)、第四十四條から第五十七條まで(第五十一條第二項及び第三項、第五十三條第四号及び第五号並びに第五十五條の二を除く。)、第五十八條第一項から第四項まで、第五十九條から第六十一條まで(第五十九條第三項を除く。)(管理)、第六十二條から第六十五條まで(第六十二條第三項及び第四項を除く。)、第六十七條、第六十八條第一項、第六十九條(解散及び清算)、第八十三條から第百三十三條まで(第八十四條第三項及び第四項、第八十六條第二号、第八十七條第二号、第九十條第四号、第九十二條第二号並びに第九十八條第二項第二号を除く。)(登記)、第百四條、第百五條、第百五條の二及び第百六條第一項(雜則)の規定は、組合について準用する。この場合において、これらの規定中「主務省令」とあるのは「農林水産省令」と、同法第二十七條第八項中「第十一條」とあるのは「輸出水産業の振興に関する法律第十二條」と、同法第二十八條中「前條第一項」とあるのは「輸出水産業の振興に関する法律第十三條第二項」と、同法第三十三條第八項中「第一項から第三項まで」とあるのは「輸出水産業の振興に関する法律第十四條」と、同法第三十五條第四項中「理事(企業組合の理事を除く。以下この項において同じ。)」とあるのは「理事」と、同法第五十五條第六項中「第十一條第二項」とあるのは「輸出水産業の振興に関する法律第十二條第二項」と、同法第五十八條第四項中「第九條の二第一項第四号又は第九條の九第一項第六号」とあるのは「輸出水産業の振興に関する法律第十七條第一項第三号」と、同法第六十二條第一項第五号及び第九十六條第五項中「第百六條第四項」とあるのは「輸出水産業の振興に関する法律第十六條」と、同法第六十五條第一項中「効力発生日又は次條第一項の行政庁の認可を受けた日のいずれか遅い日」と、同法九十七條第二項中「事業

うち重要事項を変更しようとするときも、同様とする。

第十八條から第二十一條まで 削除

(過怠金)

第二十二條 組合は、定款で定めるところにより、組合員に対し、過怠金を課することができる。

第二十三條及び第二十四條 削除

(準用)

第二十五條 中小企業等協同組合法第二條(登記)、第九條の三から第九條の六まで、第九條の七(事業協同組合及び事業協同小組合)、第十二條から第二十三條まで(第十九條第一項第四号を除く。)(組合員等)、第二十七條、第二十八條、第二十九條第一項から第三項まで、第三十條、第三十二條(設立)、第三十四條から第四十二條まで(第三十五條第五項及び第三十七條第二項を除く。)、第四十四條から第五十七條まで(第五十一條第二項及び第五十三條第四号及び第五号並びに第五十五條の二を除く。)、第五十八條、第五十九條から第六十一條まで(管理)、第六十二條から第六十六條まで(第六十二條第三項及び第四項並びに第六十三條第三項及び第四項を除く。)、第六十八條第一項、第六十九條(解散及び清算)、第八十三條から第八十九條まで(第八十三條第三項及び第四項を除く。)、第九十一條から第九十三條まで、第九十五條、第九十七條、第百條から第百三十三條まで(登記)、第百四條、第百五條、第百五條の二、第百六條第一項(雜則)、第百十二條、第百十四條から第百十四條の三(第一号、第六号及び第八号を除く。))まで、第百十四條の四及び第百十五條(第二号の二から第二号の五まで及び第十九号を除く。)(罰則)の規定は、組合に準用する。この場合において、第三十五條第四項中「理事(企業組合の理事を除く。以下本項中同じ。)」とあるのは「理事」と、第五十五條第六項中「第十一條第二項」とあるのは「輸出水産業の振興に関する法律第十二條第二項」と、第五十八條第四項中「第九條の二第一項第四号又は第九條の九第一項第六号」とあるのは「輸出水産業の振興に関する法律第十七條第一項第三号」と、第六十二條第一項第五号中「第百六條第四項」とあるのは「輸出水産業の振興に関する法律第十六條」と、第九十二條第二項中「事業協同組合登記簿、事業協同小組合登記簿、火災共済協同組合登記簿、信用協同組合登記簿、中小企業等協同組合連合会登記簿、企業組合登記簿及び中小企業団体中央会登記簿」とあるのは「組合登記簿」と読み替えるものとする。

協同組合登記簿、事業協同小組合登記簿、火災共済協同組合登記簿、信用協同組合登記簿、中小企業等協同組合連合会登記簿、企業組合登記簿及び中小企業団体中央会登記簿」とあるのは「組合登記簿」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(削る)

(報告及び検査)

第二十一条 (略)

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 (略)

(罰則)

第二十二条

組合の役員がいかなる名義をもつてするを問わず、組合の事業の範囲外において貸付けをし、若しくは手形の割引をし、又は投機取引のために組合の財産を処分したときは、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

3 第一項の規定は、刑法(明治四十年法律第四十五号)に正条がある場合には、適用しない。

第二十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三条第三項の規定に違反した者

二 第三条の四の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 準用協同組合法第九条の三第四項において準用する倉庫業法(昭和三十一年法律第百一十一号)第二十七条第一項の規定若しくは第二十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定若しくは準用協同組合法第百五条第二項の規定の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

四 準用協同組合法第三十二条第七項において準用する会社法第九百五十五条第一項の規定に違反して、調査記録簿等(同項に規定する調査記録等をいう。以下この号において同じ)に同項に規定する電子公告調査に関する法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は同項の規定に違反して調査記録簿等を保存しなかつた者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項(同項第二号)にあつては、第三条の四第一項又は第二項に係る部分に限る()の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、前項の刑

第二十六条から第二十九条まで 削除

(報告及び検査)

第三十条 (略)

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

を科する。

第二十四条 次に掲げる場合には、組合の理事は、三十万円以下の罰金に処する。

(新設)

- 一 第十八条の規定による認可を受けずに購入事業を行ったとき。
- 二 準用協同組合法第百六条第一項の規定による命令に違反したとき。

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

(新設)

- 一 準用協同組合法第三十二条第七項において準用する会社法第九百四十六条第三項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 二 正当な理由がないのに、準用協同組合法第三十二条第七項において準用する会社法第九百五十一条第一項各号又は第九百五十五条第二項各号に掲げる請求を拒んだ者

第二十六条 次に掲げる場合には、組合の発起人、役員又は清算人は、二十万円以下の過料に

(新設)

処する。

- 一 この法律の規定に基づいて組合が行うことができる事業以外の事業を行ったとき。

- 二 準用協同組合法の規定による登記をすることを怠つたとき。

- 三 準用協同組合法第十条の一、第三十四条の一、第四十条第一項から第四項まで、第五十六条、第六十三条の四第一項若しくは第二項、第六十三条の五第一項、第二項若しくは第七項から第九項まで、第六十二条の六第一項若しくは第二項若しくは第六十四条第六項から第八項まで若しくはの規定又は準用協同組合法第六十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第四十条第一項から第三項までの規定に違反して、書類若しくは電磁的記録を備え置かず、その書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は正当な理由がないのにその書類若しくは電磁的記録に記載された事項を農林水産省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写を拒んだとき。

- 四 準用協同組合法第十四条の規定に違反したとき。

- 五 準用協同組合法第十九条第二項、第四十二条第五項若しくは第六項又は第四十五条第五項若しくは第六項の規定に違反したとき。

- 六 準用協同組合法第二十七条第七項、第三十六条の七第一項若しくは第五十三条の三第一項の規定、準用協同組合法第六十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第三十六条の七第一項の規定又は準用協同組合法第六十九条第一項において準用する会社法第四百九十二条第一項の規定に違反して、議事録若しくは財産目録若しくは貸借対照表を作成せず、又はこれらの書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

- 七 準用協同組合法第三十二条第七項において準用する会社法第九百四十一条の規定に違反

して同条の調査を求めなかつたとき。

八 準用協同組合法第三十五条第六項の規定に違反したとき。

九 準用協同組合法第三十五条の二又は第六十二条第二項の規定に違反したとき。

十 準用協同組合法第三十六条の四第二項において準用する会社法第三百八十九条第四項の規定、準用協同組合法第三十六条の七第五項、第四十一条第二項若しくは第五十三条の三第四項の規定又は準用協同組合法第六十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第三十六条の七第五項の規定に違反して、正当な理由がないのに書面又は電磁的記録に記録された事項を農林水産省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写を拒んだとき。

十一 準用協同組合法第三十六条の四第二項において準用する会社法第三百八十九条第五項の規定又は準用協同組合法第六十九条第一項において準用する会社法第四百九十二条第一項の規定による調査を妨げたとき。

十二 準用協同組合法第三十七条第一項の規定又は準用協同組合法第六十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第三十七条第一項の規定に違反したとき。

十三 準用協同組合法第三十八条の二第六項の規定による開示をすることを怠つたとき。

十四 準用協同組合法第四十六条の規定に違反したとき。

十五 準用協同組合法第五十六条第一項若しくは第五十六条の二第五項の規定に違反して出資一口の金額を減少し、又は準用協同組合法第六十三条の四第四項、第六十三条の五第六項若しくは第六十三条の六第四項において準用する中小企業等協同組合法第五十六条の二第五項の規定に違反して組合の合併をしたとき。

十六 準用協同組合法第五十六条の二第二項の規定、準用協同組合法第六十三条の四第四項、第六十三条の五第六項若しくは第六十三条の六第四項において準用する中小企業等協同組合法第五十六条の二第二項の規定又は準用協同組合法第六十九条第一項において準用する会社法第四百九十九条第一項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

十七 準用協同組合法第五十八条第一項から第四項まで又は第五十九条第一項若しくは第二項の規定に違反したとき。

十八 準用協同組合法第六十一条の規定に違反して、組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

十九 清算の結了を遅延させる目的で、準用協同組合法第六十九条第一項において準用する会社法第四百九十九条第一項の期間を不当に定めたととき。

二十 準用協同組合法第六十九条第一項において準用する会社法第五百条第一項の規定に違反して債務の弁済をしたとき。

二十一 準用協同組合法第六十九条第一項において準用する会社法第五百一条の規定に違反して組合の財産を分配したとき。

二十二 準用協同組合法第一百五十二条の規定に違反して、書面を提出せず、又は虚偽の書面

を提出したとき。

第二十七条 第九条第二項の規定に違反した者又は同条第三項において準用する会社法第八条第一項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

(削る)

(削る)

(削る)

(新設)

(罰則)

第三十一条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第三条第三項の規定に違反した者

二 第十七条の二の規定による認可を受けずに購入事業を行った組合の理事

第三十二条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第三条の四第一項又は第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第九条第二項の規定に違反した者又は同条第三項において準用する商法第二十一条第一項の規定に違反した者

三 第三十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第三十三条 第三条の四第三項又は第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、一万円以下の罰金に処する。

第三十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十一条第一号又は第三十二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

(削る)

(削る)

改正案

現行

目次

- 第一章～第四章（略）
- 第五章 罰則（第七十二条 第七十九条）
- 附則

（議決権）

第十七条（略）

2（略）

3 会員は、定款で定めるところにより、前項の規定による書面をもつてする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものをいう。第四十八条の三第四項を除き、以下同じ。）により行うことができる。

4・5（略）

（定款に記載すべき事項）

第二十九条 基金協会の定款には、次の事項を記載しなければならない。

一～十一（略）

十二 公告の方法（基金協会が公告）この法律又は他の法律の規定により官報に掲載する方法によりしなければならないものとされているものを除く。（を）する方法をいう。（）

第四十八条の三（略）

2 基金協会は、前項の期間内に、債権者に対して、異議があれば一定の期間内にこれを述べべき旨を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

3（略）

4 合併を行う基金協会が、第一項の規定による公告を、官報のほか、公告の方法として定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法又は電子公告（公告の方法のうち、電磁的方法（会社法（平成十七年法律第 号）第二条第三十四号に規定する電磁的方法をいう。）により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて同号に規定するものをとる方法をいう。）により行うときは、同項の規定にかかわらず、当該基金協会による各別の催告は、すること

目次

- 第一章～第四章（略）
- 第五章 罰則（第七十三条 第七十五条）
- 附則

（議決権）

第十七条（略）

2（略）

3 会員は、定款で定めるところにより、前項の規定による書面をもつてする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものをいう。以下同じ。）により行うことができる。

4・5（略）

（定款に記載すべき事項）

第二十九条（同上）

一～十一（略）

十二 公告の方法

第四十八条の三（略）

2 基金協会は、前項の期間内に、債権者に対して、異議があれば一定の期間内にこれを述べべき旨を公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

3（略）

4 合併を行う基金協会が、第一項の規定による公告を、官報のほか、公告をする方法として定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してするとき、同項の規定にかかわらず、当該基金協会による各別の催告は、することを要しない。

を要しない。

5| 基金協会が第二項の規定による公告を前項に規定する電子公告によつてする場合については、会社法第九百三十九条第三項（会社の公告方法）、第九百四十条第一項及び第三項（電子公告の公告期間等）、第九百四十一条（電子公告調査）、第九百四十六条（調査の義務等）、第九百四十七条（電子公告調査を行うことができない場合）、第九百五十一条第二項（財務諸表等の閲覧等）、第九百五十三条（改善命令）並びに第九百五十五条（調査記録簿等の記載等）の規定を準用する。この場合において、同法第九百四十一条中「この法律」とあるのは、「農業信用保証保険法」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（会社法の準用）

第四十八条の八 基金協会の合併の無効の訴えについては、会社法第八百二十八条第一項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、及び第二項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、（会社の合併の無効の訴え）、第八百三十四条（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、（被告）、第八百三十五条第一項（訴えの管轄）、第八百三十六号から第八百三十九号まで（担保提供命令等）、第八百四十三条（第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。）、（合併の無効判決の効力）並びに第八百四十六条（原告が敗訴した場合の損害賠償責任）の規定を、この条において準用する同法第八百四十三条第四項の申立てについては、同法第八百六十八条第五項（非訟事件の管轄）、第八百七十条（第十五号に係る部分に限る。）、（陳述の聴取）、第八百七十一条本文（理由の付記）、第八百七十二号（第四号に係る部分に限る。）、（即時抗告）、第八百七十三条本文（原裁判の執行停止）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）及び第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（民法及び非訟事件手続法の準用等）

第五十四条 基金協会の解散及び清算については、民法第七十三条（清算法人）、第七十五条（裁判所による清算人の選任）、第七十六条（清算人の解任）及び第七十八条から第八十三条まで（清算人の職務権限等）並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五号第二項及び第三十六号から第四十条まで（法人の解散及び清算に関する監督等）の規定を準用する。この場合において、民法第七十五条中「前条」とあるのは、「農業信用保証保険法第五十条」と読み替えるものとする。

（新設）

（商法等の準用）
第四十八条の八 基金協会の合併については、商法（明治三十二年法律第四十八号）第四百十五号（合併無効の訴え）及び非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三百三十五号ノ八（債務の負担部分の決定）の規定を準用する。

（民法及び非訟事件手続法の準用）

第五十四条 基金協会の解散及び清算については、民法第七十三条（清算法人）、第七十五条（裁判所による清算人の選任）、第七十六条（清算人の解任）及び第七十八条から第八十三条まで（清算人の職務権限等）並びに非訟事件手続法第三十五号第二項（法人の解散及び清算の監督の管轄）、第三十六号（検査人の選任）、第三十七号ノ二（清算人等の報酬）、第三百三十五号ノ二十五号第二項及び第三項（意見の聴取等）、第三百三十六号前段（清算に関する事件の管轄）、第三百三十七号前段（清算人の選任又は解任の裁判）及び第三百三十八号（清算人不適格者）の規定を準用する。この場合において、民法第七十五条中「前条」とあるのは、「農業信用保証保険法第五十条」と読み替えるものとする。

2| 基金協会の解散及び清算を監督する裁判所は、主務大臣に対し、意見を求め、又は調査を

囑託することができる。

3| 主務大臣は、基金協会の解散及び清算を監督する裁判所に対し、意見を述べることができる。

第七十三条 第五十五条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第五十六条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。
(削る)

第七十四条 第四十八条の三第五項(第四十八条の九第七項において準用する場合を含む。)
において準用する会社法第九百五十五条第一項の規定に違反して、調査記録簿等(同項に規定する調査記録簿等をいう。以下この条において同じ。)()に同項に規定する電子公告調査に
関し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記
録をし、又は同項の規定に違反して調査記録簿等を保存しなかつた者は、三十万円以下の罰
金に処する。

第七十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人
又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は
人に対しても、各本条の刑を科する。

第七十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

一 第四十八条の三第五項(第四十八条の九第七項において準用する場合を含む。)()におい
て準用する会社法第九百四十六条第三項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告
をした者

二 正当な理由がないのに、第四十八条の三第五項(第四十八条の九第七項において準用す
る場合を含む。)()において準用する会社法第九百五十一条第二項各号又は第九百五十五条
第一項各号に掲げる請求を拒んだ者

第七十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした基金協会の役員、
第三十六条の二の代理人又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 (略)

二 第七条第一項の政令の規定に違反して登記することを怠つたとき。

三 九の二 (略)

九の三 第四十八条の三第五項(第四十八条の九第七項において準用する場合を含む。)()に

(新設)

第七十三条 第五十五条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第五十六条
の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。

2| 基金協会の役員若しくは受託者の代表者又は基金協会若しくは受託者の代理人、使用人そ
他の従業者がその基金協会の業務又は受託者の受託した業務に関して、前項の違反行為を
したときは、行為者を罰するほか、その基金協会又は受託者に対しても同項の刑を科する。

(新設)

(新設)

(新設)

第七十四条 (同上)

一 (略)

二 第七条第一項の政令の規定に違反して登記することを怠り、又は不実の登記をしたとき

三 九の二 (略)

(新設)

において準用する会社法第九百四十一条の規定に違反して同条の調査を求めなかつたとき。

十・十一 (略)

十二 第五十四条第一項において準用する民法第七十九条第一項又は同法第八十一条第一項に規定する公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

十三 第五十四条第一項において準用する民法第七十九条第一項の期間内に債権者に弁済をしたとき。

十四 第五十四条第一項において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠つたとき。

十五 (略)

第七十八条 (略)

第七十九条 (略)

十・十一 (略)

十二 第五十四条において準用する民法第七十九条第一項又は同法第八十一条第一項に規定する公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

十三 第五十四条において準用する民法第七十九条第一項の期間内に債権者に弁済をしたとき。

十四 第五十四条において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠つたとき。

十五 (略)

第七十四条の二 (略)

第七十五条 (略)

（組合と役員との関係）

第二十五条の二 組合と役員との関係は、委任に関する規定に従う。

（役員任期）

第二十六条 役員任期は、三年以内において定款で定める。ただし、定款によつて、その任期を任期中の最終の事業年度に関する通常総会の終結の時まで延長することを妨げない。

2 設立当時の役員任期は、前項の規定にかかわらず、一年以内の期間で創立総会において定める。ただし、創立総会の議決によつて、その任期を任期中の最終の事業年度に関する通常総会の終結の時まで延長することを妨げない。

3 合併による設立の場合における前項の規定の適用については、同項中「創立総会において」とあるのは「設立委員会」と、同項ただし書中「創立総会の議決によつて、その」とあるのは「設立委員会が当該役員」とする。

4 理事又は監事の全員が欠けたときは、第三十六条又は第七十四条の規定による解任の場合を除き、退任した理事又は監事は、後任者（第三十七条において準用する民法（明治二十九年法律第八十九号）第五十六条の仮理事を含む。）のうち少なくとも一人が就任するまで、なおその職務を行う。

（役員に関する民法の準用）

第三十七条 理事については、民法第四十四条第一項（法人の不法行為能力）、第五十二条第一項（理事の業務執行）及び第五十三条から第五十六条まで（理事の代表権等）の規定を、監事については、同法第五十九条（監事の職務）の規定を準用する。この場合において、同法第五十六条中「裁判所」とあるのは、「農林水産大臣」と読み替えるものとする。

（参事及び会計主任）

第三十八条 （略）

2 （略）

3 参事については、会社法（平成十七年法律第 号）第十一条第一項及び第三項（支配人の代理権）、第十二条（支配人の競業の禁止）並びに第十三条（表見支配人）の規定を準

（新設）

（役員任期）

第二十六条 役員任期は、三年とする。ただし、定款で三年以内において別段の期間を定めるときは、その期間とする。

2 設立当時の役員任期は、前項の規定にかかわらず、創立総会において（合併による設立の場合には、設立委員会が共同して）定める期間とする。ただし、その期間は、一年をこえてはならない。

（新設）

3 理事又は監事の全員が欠けたときは、第三十六条又は第七十四条の規定による解任の場合を除き、退任した理事又は監事は、後任者のうち少なくとも一人が就任するまで、なおその職務を行なう。

（役員に関する商法等の準用）

第三十七条 役員については、商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百五十四条第三項（取締役と会社との関係）及び第二百五十六条第三項（取締役の任期の特例）の規定を、理事については、民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条第一項（法人の不法行為能力）、第五十二条第二項（理事の業務執行）及び第五十三条から第五十六条まで（理事の代表権等）の規定を、監事については、同法第五十九条（監事の職務）の規定を準用する。この場合において、同法第五十六条中「裁判所」とあるのは、「農林水産大臣」と読み替えるものとする。

（参事及び会計主任）

第三十八条 （略）

2 （略）

3 参事については、商法第三十八条第一項及び第三項（支配人の代理権）、第三十九条（共同支配人）、第四十一条（支配人の義務）並びに第四十二条（表見支配人）の規定を準用す

用する。

(延期又は続行の決議)

第四十二條の二 総会においてその延期又は続行について決議があつた場合には、第三十三條第三項の規定は、適用しない。

(議事録)

第四十二條の三 総会の議事については、農林水産省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

(総会に関する民法の準用)

第四十三條 総会については、民法第六十四條(総会の決議事項)及び第六十六條(表決権のない場合)の規定を準用する。この場合において、同法第六十四條中「第六十二條」とあるのは、「漁業災害補償法第三十三條第三項」と読み替えるものとする。

(創立総会)

第四十五條 (略)

2) 8 (略)

9 創立総会については、第十六條、第四十一條第二項及び第三項、第四十二條の二、第四十二條の三並びに民法第六十六條の規定を準用する。この場合において、第四十二條の二中「第三十三條第三項」とあるのは、「第四十五條第一項及び第二項」と読み替えるものとする。

(民法及び非訟事件手続法の準用等)

第六十一條 組合の解散及び清算については、民法第七十三條(清算法人)、第七十五條(裁判所による清算人の選任)、第七十六條(清算人の解任)及び第七十八條から第八十三條まで(清算人の職務権限等)並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五條第二項及び第三十六條から第四十條まで(法人の解散及び清算に関する監督等)の規定を準用する。この場合において、民法第七十五條中「前條」とあるのは、「漁業災害補償法第五十七條」と読み替えるものとする。

る。

(新設)

(新設)

(総会に関する民法等の準用)

第四十三條 総会については、民法第六十四條(総会の決議事項)及び第六十六條(表決権のない場合)並びに商法第二百四十三條(総会の延期又は続行の決議)及び第二百四十四條第一項から第三項まで(総会の議事録)の規定を準用する。この場合において、民法第六十四條中「第六十二條」とあり、及び商法第二百四十三條中「第二百三十二條」とあるのは「漁業災害補償法第三十三條第三項」と、同法第二百四十四條第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と読み替えるものとする。

(創立総会)

第四十五條 (略)

2) 8 (略)

9 創立総会については、第十六條、第四十一條第二項及び第三項、民法第六十六條並びに商法第二百四十三條及び第二百四十四條第一項から第三項までの規定を準用する。この場合において、商法第二百四十三條中「第二百三十二條」とあるのは「漁業災害補償法第四十五條第一項」と、同法第二百四十四條第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と「同條第三項中「取締役」とあるのは「発起人」と読み替えるものとする。

(民法及び非訟事件手続法の準用)

第六十一條 組合の解散及び清算については、民法第七十三條(清算法人)、第七十五條(裁判所による清算人の選任)、第七十六條(清算人の解任)及び第七十八條から第八十三條まで(清算人の職務権限等)並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五條第二項(法人の解散及び清算の監督の管轄)、第三十六條(検査人の選任)、第三十七條(一) (清算人等の報酬)、第三百三十五條(二十五)第二項及び第三項(意見の聴取等)、第三百三十六條前段(管轄裁判所)、第三百三十七條前段(清算人の選任又は解任の裁判)並びに第三百三十八條(清算人不適格者)の規定を準用する。この場合において、民法第七十五條中「前

- 2| 組合の解散及び清算を監督する裁判所は、農林水産大臣に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。
- 3| 農林水産大臣は、組合の解散及び清算を監督する裁判所に対し、意見を述べることができる。

(免責事由)

第九十三条 次に掲げる場合には、組合は、共済金の全部又は一部につき、支払の責めを免れることができる。

一〜六 (略)

七 被共済者が、第九十一条第二項の規定又は第百一条において準用する商法(明治三十二年法律第四十八号)第六百五十八条の規定により通知をすべき場合において、その通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によつて不実の通知をしたとき。

八・九 (略)

2 (略)

第二百条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした漁業共済団体の役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一・二 (略)

三 第九条第一項の政令の規定に違反して登記をすることを怠つたとき。

四〜十三 (略)

十四 第六十一条第一項(第六十七条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)において準用する民法第七十九条第一項又は同法第八十一条第一項に規定する公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

十五 第六十一条第一項において準用する民法第七十九条第一項の期間内に債権者に弁済をしたとき。

十六 第六十一条第一項において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠つたとき。

十七・十八 (略)

条」とあるのは、「漁業災害補償法第五十七条」と読み替えるものとする。

(新設)

(新設)

(免責事由)

第九十三条 (同上)

一〜六 (略)

七 被共済者が、第九十一条第二項の規定又は第百一条において準用する商法第六百五十八条の規定により通知をすべき場合において、その通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によつて不実の通知をしたとき。

八・九 (略)

2 (略)

第二百条 (同上)

一・二 (略)

三 第九条第一項の政令の規定に違反して登記をすることを怠り、又は不実の登記をしたとき。

四〜十三 (略)

十四 第六十一条(第六十七条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)において準用する民法第七十九条第一項又は同法第八十一条第一項に規定する公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

十五 第六十一条において準用する民法第七十九条第一項の期間内に債権者に弁済をしたとき。

十六 第六十一条において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠つたとき。

十七・十八 (略)

改 正 案

現 行

<p>(定義) 第二条 この法律において「漁業者等」とは、次に掲げる者をいう。 一〜四 (略) 五 水産加工業を営む法人（水産業協同組合を除く。）であつて、その常時使用する従業者の数が三百人以下であるもの又はその資本金の額若しくは出資の総額が一億円以下であるもの 六〜十 (略) 2・3 (略)</p>	<p>(定義) 第二条 (同上) 一〜四 (略) 五 水産加工業を営む法人（水産業協同組合を除く。）であつて、その常時使用する従業者の数が三百人以下であるもの又はその資本の額若しくは出資の総額が一億円以下であるもの 六〜十 (略) 2・3 (略)</p>
--	--

改 正 案

現 行

<p>（許可の申請） 第十六条 前条第一項の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を開設者を経由して農林水産大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 （略） 二 資本金又は出資の額及び役員の名 三 （略） 2・3 （略）</p> <p>（事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割） 第二十一条 卸売業者が事業（中央卸売市場における卸売の業務に係るものに限る。）の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて農林水産大臣の認可を受けたときは、譲受人は、卸売業者の地位を承継する。</p> <p>2・4 （略）</p> <p>（合併等の場合の課税の特例） 第七十三条 （略）</p> <p>2 前項の認定に係る合併後存続する法人若しくは当該合併により設立された法人、当該認定に係る分割により開設の業務等を承継した法人又は当該認定に係る出資を受けた法人若しくは当該出資に基づいて設立された法人が当該認定に係る次の事項について受ける登記については、租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）で定めるところにより、登録免許税を軽減する。</p> <p>一 会社の設立又は資本金若しくは出資の増加 二 法人の設立又は資本金若しくは出資の増加の場合における不動産の取得</p>	<p>（許可の申請） 第十六条 （同上）</p> <p>一 （略） 二 資本金又は出資の額及び役員の名 三 （略） 2・3 （略）</p> <p>（営業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割） 第二十一条 卸売業者が営業（中央卸売市場における卸売の業務に係るものに限る。）の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて農林水産大臣の認可を受けたときは、譲受人は、卸売業者の地位を承継する。</p> <p>2・4 （略）</p> <p>（合併等の場合の課税の特例） 第七十三条 （略）</p> <p>2 （同上）</p> <p>一 会社の設立又は資本金若しくは出資の増加 二 法人の設立又は資本金若しくは出資の増加の場合における不動産の取得</p>
---	---

改正案

現行

（定義）

第二条（略）

2 この法律において「貯金等」とは、次に掲げるものをいう。

一～三（略）

四 農林債（農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十条の規定により発行されるものであつて、その権利者を確知できるものとして政令で定めるものに限る。以下同じ。）の発行により払込みを受けた金銭

3～10（略）

（一般貯金等に係る保険金の額等）

第五十六条 一般貯金等（他人の名義をもつて有するものその他の政令で定める一般貯金等を除く。以下「支払対象一般貯金等」という。）に係る保険金の額は、一の保険事故が発生した農水産業協同組合の各貯金者等につき、その発生した日において現にその者が当該農水産業協同組合に対して有する支払対象一般貯金等に係る債権（その者が前条第一項の請求をした時において現に有するものに限るものとし、同条第三項の仮払金（支払対象一般貯金等に係るものに限る。以下この条において同じ。）の支払又は第百十一条において準用する第六十九条の第三項の貸付けに係る支払対象一般貯金等の払戻しにより現に有しないこととなつたものを含む。次項において同じ。）のうち元本の額（農林債にあつては、その発行により払込みを受けた金銭の額。以下同じ。）及び利息等（当該元本以外の部分であつて利息その他の政令で定めるものをいう。以下同じ。）の額の合算額（その合算額が同一人について二以上ある場合には、その合計額）に相当する金額とする。

2～4（略）

（課税関係）

第六十条の二 貯金者等有する支払対象貯金等（第二条第二項第四号に掲げるものうち割引の方法により発行される農林債に係るものを除く。）に係る債権（以下この項において「支払対象貯金等債権」という。）について保険金の支払を受ける場合において、当該支払を受ける保険金の額に応じて機構が取得する支払対象貯金等債権のうち利息等があるときは、当該利息等の額に相当する金額は、当該支払対象貯金等債権に係る支払対象貯金等の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるものの額とみなして、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）その他の所得税に関する法令の規定を適用する。

（定義）

第二条（略）

2（同上）

一～三（略）

四 農林債券（農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十条の規定により発行されるものであつて、その権利者を確知できるものとして政令で定めるものに限る。以下同じ。）の発行により払込みを受けた金銭

3～10（略）

（一般貯金等に係る保険金の額等）

第五十六条 一般貯金等（他人の名義をもつて有するものその他の政令で定める一般貯金等を除く。以下「支払対象一般貯金等」という。）に係る保険金の額は、一の保険事故が発生した農水産業協同組合の各貯金者等につき、その発生した日において現にその者が当該農水産業協同組合に対して有する支払対象一般貯金等に係る債権（その者が前条第一項の請求をした時において現に有するものに限るものとし、同条第三項の仮払金（支払対象一般貯金等に係るものに限る。以下この条において同じ。）の支払又は第百十一条において準用する第六十九条の第三項の貸付けに係る支払対象一般貯金等の払戻しにより現に有しないこととなつたものを含む。次項において同じ。）のうち元本の額（農林債券にあつては、その発行により払込みを受けた金銭の額。以下同じ。）及び利息等（当該元本以外の部分であつて利息その他の政令で定めるものをいう。以下同じ。）の額の合算額（その合算額が同一人について二以上ある場合には、その合計額）に相当する金額とする。

2～4（略）

（課税関係）

第六十条の二 貯金者等有する支払対象貯金等（第二条第二項第四号に掲げるものうち割引の方法により発行される農林債券に係るものを除く。）に係る債権（以下この項において「支払対象貯金等債権」という。）について保険金の支払を受ける場合において、当該支払を受ける保険金の額に応じて機構が取得する支払対象貯金等債権のうち利息等があるときは、当該利息等の額に相当する金額は、当該支払対象貯金等債権に係る支払対象貯金等の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるものの額とみなして、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）その他の所得税に関する法令の規定を適用する。

一三 (略)

四 第二条第二項第四号に掲げる金銭 農林債(割引の方法により発行されるものを除く。

()の利子

2 (略)

(優先出資の引受け等に係る資金援助)

第六十五条の二 (略)

2・3 (略)

4 機構は、前条第一項の決定に基づいてした優先出資の引受け等により取得した優先出資又は貸付債権の全部につきその処分をし、又は返済を受けるまでの間、当該優先出資又は貸付債権に係る救済農水産業協同組合に対し、第一項の規定により提出を受けた計画の履行状況につき報告を求め、これを公表することができる。

(総会の決議等の報告等)

第六十七条 適格性の認定等を受けた農水産業協同組合は、農業協同組合法、水産業協同組合法若しくは再編強化法の規定又は定款の定めに基づき当該適格性の認定等に係る合併等について必要とされる総会又は総代会の決議における必要な数の賛成を得たとき又は得られなかつたときは、直ちに、都道府県知事(主務大臣の監督に係る農水産業協同組合にあつては、主務大臣。次項において同じ。)に、その旨を報告し、かつ、当該総会又は総代会の議事録その他政令で定める書類(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして主務省令で定めるものをいう。)(で作成されているものを含む。))を提出し、併せて、機構にその旨を通知しなければならない。

2・3 (略)

(課税関係)

第七十三条 貯金者等がその有する貯金等債権(第二条第二項第四号に掲げるものうち割引の方法により発行される農林債に係るものを除く。以下この条において同じ。)について概算払額の支払を受けた場合には、当該概算払額の支払を受けた金額(以下この条において「概算払の金額」という。)(が当該概算払額の支払の日における当該貯金等債権のうち元本の額として政令で定める金額(以下この条において「基準日における元本額」という。)(以下であるときにあつては当該概算払の金額は当該貯金等債権のうち元本の払戻しの額とみなし、当該概算払の金額が当該基準日における元本額を超えるときにあつては当該概算払の金額のうち当該基準日における元本額に相当する部分の金額は当該貯金等債権のうち元本の払戻しの額と、当該概算払の金額のうちその超える部分の金額は当該貯金等債権に係る貯金等の

一三 (略)

四 第二条第二項第四号に掲げる金銭 農林債券(割引の方法により発行されるものを除く

()の利子

2 (略)

(優先出資の引受け等に係る資金援助)

第六十五条の二 (略)

2・3 (略)

4 機構は、前条第一項の決定に基づいてした優先出資の引受け等により取得した優先出資又は貸付債権の全部につきその処分をし、又は利益をもつてする消却若しくは返済を受けるまでの間、当該優先出資又は貸付債権に係る救済農水産業協同組合に対し、第一項の規定により提出を受けた計画の履行状況につき報告を求め、これを公表することができる。

(総会の決議等の報告等)

第六十七条 適格性の認定等を受けた農水産業協同組合は、農業協同組合法、水産業協同組合法若しくは再編強化法の規定又は定款の定めに基づき当該適格性の認定等に係る合併等について必要とされる総会又は総代会の決議における必要な数の賛成を得たとき又は得られなかつたときは、直ちに、都道府県知事(主務大臣の監督に係る農水産業協同組合にあつては、主務大臣。次項において同じ。)に、その旨を報告し、かつ、当該総会又は総代会の議事録を提出し、併せて、機構にその旨を通知しなければならない。

2・3 (略)

(課税関係)

第七十三条 貯金者等がその有する貯金等債権(第二条第二項第四号に掲げるものうち割引の方法により発行される農林債券に係るものを除く。以下この条において同じ。)について概算払額の支払を受けた場合には、当該概算払額の支払を受けた金額(以下この条において「概算払の金額」という。)(が当該概算払額の支払の日における当該貯金等債権のうち元本の額として政令で定める金額(以下この条において「基準日における元本額」という。)(以下であるときにあつては当該概算払の金額は当該貯金等債権のうち元本の払戻しの額とみなし、当該概算払の金額が当該基準日における元本額を超えるときにあつては当該概算払の金額のうち当該基準日における元本額に相当する部分の金額は当該貯金等債権のうち元本の払戻しの額と、当該概算払の金額のうちその超える部分の金額は当該貯金等債権に係る貯金等の

次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるものの額とみなして、所得税法その他の所得税に関する法令の規定を適用する。

一～三 (略)

四 第二条第二項第四号に掲げる金銭 農林債(割引の方法により発行されるものを除く)の利子

2・3 (略)

(管理人の選任等)

第八十五条 管理を命ずる処分があつたときは、被管理農水産業協同組合を代表し、業務の執行並びに財産の管理及び処分を行う権利は、管理人に専属する。農業協同組合第六十三条の二及び水産業協同組合第六十七条の二(同法第九十二条第四項、第九十六条第四項及び第百条第四項において準用する場合を含む。)(において準用する会社法(平成十七年法律第 号)第八百二十八条第一項(第一号に係る部分に限る。))及び第二項(第一号に係る部分に限る。)(の規定、農業協同組合第五十条第三項(同法第五十条の二第四項及び第五十条の四第四項において準用する場合を含む。))、水産業協同組合第五十四条第三項(同法第五十四条の二第六項(同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。))、第五十四条の四第三項(同法第九十六条第三項において準用する場合を含む。))、第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する会社法第八百二十八条第一項(第五号に係る部分に限る。))及び第二項(第五号に係る部分に限る。)(の規定、農業協同組合第六十九条、水産業協同組合第七十三条(同法第九十二条第五項、第九十六条第五項及び第百条第五項において準用する場合を含む。))及び再編強化法第二十二條第一項において準用する会社法第八百二十八条第一項(第七号及び第八号に係る部分に限る。))及び第二項(第七号及び第八号に係る部分に限る。)(の規定並びに農業協同組合第四十七条、水産業協同組合第五十一条(同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。))及び農林中央金庫法の規定による理事(農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会及び農林中央金庫の経営管理委員を含む。以下この章において同じ。)(の権利についても、同様とする。

2～5 (略)

(管理人等となることができる法人)

第八十六条 (略)

2・3 (略)

4 水産業協同組合第八十七条第一項第十号の事業を行う漁業協同組合連合会は、同項及び

の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるものの額とみなして、所得税法その他の所得税に関する法令の規定を適用する。

一～三 (略)

四 第二条第二項第四号に掲げる金銭 農林債券(割引の方法により発行されるものを除く)の利子

2・3 (略)

(管理人の選任等)

第八十五条 管理を命ずる処分があつたときは、被管理農水産業協同組合を代表し、業務の執行並びに財産の管理及び処分を行う権利は、管理人に専属する。農業協同組合第四十七条、水産業協同組合第五十一条(同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。))及び農林中央金庫法第五十条において準用する商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百四十七条の規定、農業協同組合第五十条第三項(同法第五十条の二第四項及び第五十条の四第四項において準用する場合を含む。))、水産業協同組合第五十四条第三項(同法第五十四条の二第六項(同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。))、第五十四条の三第三項(同法第九十六条第三項において準用する場合を含む。))、第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する商法第三百八十条の規定、農業協同組合第六十九条、水産業協同組合第七十三条(同法第九十二条第五項、第九十六条第五項及び第百条第五項において準用する場合を含む。))及び再編強化法第二十二條第二項において準用する商法第四百十五條の規定並びに農業協同組合第六十三条の二及び水産業協同組合第六十七條の二(同法第九十二条第四項、第九十六条第四項及び第百条第四項において準用する場合を含む。)(において準用する商法第四百二十八條の規定による理事(農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会及び農林中央金庫の経営管理委員を含む。以下この章において同じ。)(の権利についても、同様とする。

2～5 (略)

(管理人等となることができる法人)

第八十六条 (略)

2・3 (略)

4 水産業協同組合第八十七条第一項第十号の事業を行う漁業協同組合連合会は、同項及び

同条第七項に規定する事業を行うほか、管理人又は管理人代理となり、その業務を行うことができる。

5 (略)

(管理人の調査等)

第八十九条 管理人は、被管理農水産業協同組合の理事、監事並びに会計監査人及びその職務を行うべき社員及び参事その他の使用人並びにこれらの者であつた者に対し、被管理農水産業協同組合の業務及び財産の状況（これらの者であつた者については、その者が当該被管理農水産業協同組合の業務に従事していた期間内に知ることのできた事項に係るものに限る。）につき報告を求め、又は被管理農水産業協同組合の帳簿、書類その他の物件を検査することができる。

2 (略)

(被管理農水産業協同組合の理事等の経営責任を明確にするための措置)

第九十一条 管理人は、被管理農水産業協同組合の理事若しくは監事又は会計監査人（被管理農水産業協同組合が農林中央金庫である場合にあつては、監事又は会計監査人。第九十四条において同じ。）又はこれらの者であつた者の職務上の義務違反に基づく民事上の責任を履行させるため、訴えの提起その他の必要な措置をとらなければならない。

2 (略)

(総会の特別議決等に代わる許可)

第九十四条 (略)

2 管理人は、農業協同組合法第三十四条第七項から第九項まで及び第三十八条、水産業協同組合法第三十八条第七項から第九項まで（これらの規定を同法第九十二条第三項において準用する場合を含む。）及び第四十二条（同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第九十九条第三項において準用する場合を含む。）並びに農林中央金庫法第三十八条及び第三十九条の二第一項の規定にかかわらず、裁判所の許可を得て、被管理農水産業協同組合の理事又は監事を解任することができる。

3 前項の規定により被管理農水産業協同組合の理事又は監事を解任しようとする場合において、解任により法律又は定款に定められた理事又は監事の員数を欠くこととなるときは、管理人は、農業協同組合法第三十条第四項及び第十項並びに第三十条の二第五項、水産業協同組合法第三十四条第四項及び第九項（これらの規定を同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第九十九条第三項において準用する場合を含む。）並びに第三十四条の二第四項（同法第九十二条第三項において準用する場合を含む。）並びに農林中央金庫法第二十二條第一項、第二十三條第一項、第二十四條第一項及び第二十四條の二第一項の規定にかかわらず、裁判所

同条第八項に規定する事業を行うほか、管理人又は管理人代理となり、その業務を行うことができる。

5 (略)

(管理人の調査等)

第八十九条 管理人は、被管理農水産業協同組合の理事、監事及び参事その他の使用人並びにこれらの者であつた者に対し、被管理農水産業協同組合の業務及び財産の状況（これらの者であつた者については、その者が当該被管理農水産業協同組合の業務に従事していた期間内に知ることのできた事項に係るものに限る。）につき報告を求め、又は被管理農水産業協同組合の帳簿、書類その他の物件を検査することができる。

2 (略)

(被管理農水産業協同組合の理事等の経営責任を明確にするための措置)

第九十一条 管理人は、被管理農水産業協同組合の理事若しくは監事又はこれらの者であつた者の職務上の義務違反に基づく民事上の責任を履行させるため、訴えの提起その他の必要な措置をとらなければならない。

2 (略)

(総会の特別議決等に代わる許可)

第九十四条 (略)

2 管理人は、農業協同組合法第三十二条の二第五項から第七項まで及び第三十八条、水産業協同組合法第三十六条の二第五項から第七項まで（これらの規定を同法第九十二条第三項において準用する場合を含む。）及び第四十二条（同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第九十九条第三項において準用する場合を含む。）並びに農林中央金庫法第三十八条の規定にかかわらず、裁判所の許可を得て、被管理農水産業協同組合の理事又は監事を解任することができる。

3 前項の規定により被管理農水産業協同組合の理事又は監事を解任しようとする場合において、解任により法律又は定款に定められた理事又は監事の員数を欠くこととなるときは、管理人は、農業協同組合法第三十条第四項及び第十項並びに第三十条の二第五項、水産業協同組合法第三十四条第四項及び第九項（これらの規定を同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第九十九条第三項において準用する場合を含む。）並びに第三十四条の二第四項（同法第九十二条第三項において準用する場合を含む。）並びに農林中央金庫法第二十二條第一項、第二十三條第一項及び第二十四條第一項の規定にかかわらず、裁判所の許可を得て、被管理農

の許可を得て、被管理農水産業協同組合の理事又は監事を選任することができる。

4 11 (略)

(計画の公表等)

第百一条 (略)

2 主務大臣は、機構が取得優先出資又は取得貸付債権の全部につきその処分をし、又は返済を受けるまでの間、当該取得優先出資又は取得貸付債権に係る農水産業協同組合に対し、第百条第一項の規定により提出を受けた計画の履行状況につき報告を求め、これを公表することができる。

(農水産業協同組合の總會等の招集手続の特例)

第百十三条 適格性の認定等を受けた農水産業協同組合が行う信用事業譲渡等並びにその実施に必要な定款及び規程の変更について議決するための当該農水産業協同組合の總會は、総組合員又は総会員の同意があるときは、農業協同組合法第四十三條の六、水産業協同組合法第四十七條の六(同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。)、再編強化法第二十五条第二項及び第二十六条第四項において準用する再編強化法第十条並びに農林中央金庫法第四十六条の三の規定にかかわらず、招集の手続を経ることなく開催することができる。

2 前項の規定は、同項に規定する事項について議決するための総代会について準用する。この場合において、同項中「総組合員又は総会員」とあるのは「総代の全員」と、「農業協同組合法第四十三條の六、水産業協同組合法第四十七條の六(同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。)」とあるのは「農業協同組合法第四十八條第七項において準用する同法第四十三條の六、水産業協同組合法第五十二条第六項(同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。)」において準用する同法第四十七條の六」と読み替えるものとする。

(信用事業譲渡等における債権者保護手続の特例)

第百十四条 第六十一条第二項第三号に掲げる信用事業譲渡等又は付保貯金移転を援助するための第六十五条第一項の規定による資金援助を行う旨の決定があつたときは、当該信用事業譲渡等又は付保貯金移転に係る債務の引受けは、当該信用事業譲渡等又は付保貯金移転により救済農水産業協同組合が引き受ける債務に係る債権者(第六項において「移転債権者」という。)(の承諾を得ないでこれを行うことができる。

2 農業協同組合法第五十条の二第四項において準用する同法第四十九条及び第五十条、水産業協同組合法第五十四条の二第六項(同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条

水産業協同組合の理事又は監事を選任することができる。

4 11 (略)

(計画の公表等)

第百一条 (略)

2 主務大臣は、機構が取得優先出資又は取得貸付債権の全部につきその処分をし、又は利益をもつてする消却若しくは返済を受けるまでの間、当該取得優先出資又は取得貸付債権に係る農水産業協同組合に対し、第百条第一項の規定により提出を受けた計画の履行状況につき報告を求め、これを公表することができる。

(農水産業協同組合の總會等の招集手続の特例)

第百十三条 適格性の認定等を受けた農水産業協同組合が行う信用事業譲渡等並びにその実施に必要な定款及び規程の変更について議決するための当該農水産業協同組合の總會は、総組合員又は総会員の同意があるときは、農業協同組合法第四十三條の五第三項、水産業協同組合法第四十七條の五第三項(同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。)、再編強化法第二十五条第二項及び第二十六条第四項において準用する再編強化法第十条並びに農林中央金庫法第四十七條第三項の規定にかかわらず、招集の手続を経ることなく開催することができる。

2 前項の規定は、同項に規定する事項について議決するための総代会について準用する。この場合において、同項中「総組合員又は総会員」とあるのは「総代の全員」と、「農業協同組合法第四十三條の五第三項、水産業協同組合法第四十七條の五第三項(同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。)」とあるのは「農業協同組合法第四十八條第七項において準用する同法第四十三條の五第三項、水産業協同組合法第五十二条第六項(同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。)」において準用する同法第四十七條の五第三項」と読み替えるものとする。

(信用事業譲渡等における債権者保護手続の特例)

第百十四条 第六十一条第二項第三号に掲げる信用事業譲渡等又は付保貯金移転を援助するための第六十五条第一項の規定による資金援助を行う旨の決定があつたときは、当該信用事業譲渡等又は付保貯金移転に係る債務の引受けは、当該信用事業譲渡等又は付保貯金移転により救済農水産業協同組合が引き受ける債務に係る債権者(第五項において「移転債権者」という。)(の承諾を得ないでこれを行うことができる。

2 農業協同組合法第五十条の二第六項において準用する同法第四十九条及び第五十条、水産業協同組合法第五十四条の二第六項(同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条

第三項において準用する場合を含む。）において準用する同法第五十三条及び第五十四条並びに再編強化法第二十七条において準用する再編強化法第十二条の規定は、前項の決定があつた場合における当該決定に係る信用事業譲渡等については、適用しない。

3 第一項の決定があつた場合における当該決定に係る信用事業譲渡等又は付保貯金移転がされたときは、当該経営困難農水産業協同組合及び救済農水産業協同組合は、その日から二週間以内に、当該信用事業譲渡等又は付保貯金移転の内容の要旨及びこれに対し異議のある債権者は一定の期間内に異議を述べるべき旨を官報に公告し、かつ、貯金者等その他政令で定める債権者以外の知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

4 (略)

5 第三項の規定にかかわらず、経営困難農水産業協同組合及び救済農水産業協同組合が同項の規定による公告を、官報のほか、定款に定めた次の各号のいずれかに掲げる公告の方法によりするときは、同項の規定による各別の催告は、することを要しない。

一 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

二 電子公告(公告の方法のうち、電磁的方法(会社法第三十四号に規定する電磁的方法をいう。))により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて同号に規定するものをとる方法をいう。次条第四項において同じ。)

6 8 (略)

(信託業務の承継における受託者更迭手続の特例)

第百十五条 (略)

2 新受託者は、前項の規定による更迭が行われたときは、直ちに、当該更迭に係る信託の委託者(以下この条において「移転委託者」という。)(又は受益者(以下この条において「移転受益者」という。))であつて当該更迭に異議のある者は一定の期間内に異議を述べるべき旨を官報に公告し、かつ、貸付信託その他の定型的信託契約に係る信託として政令で定めるもの(第五項において「定型的信託」という。))に係る移転委託者及び移転受益者以外の知れている移転委託者及び移転受益者には、各別にこれを催告しなければならない。

3 (略)

4 第二項の規定にかかわらず、新受託者が同項の規定による公告を、官報のほか、定款に定めた次の各号のいずれかに掲げる公告の方法によりするときは、同項の規定による各別の催告は、することを要しない。

一 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

二 電子公告

5 第二項の期間内に異議を述べた移転委託者(定型的信託であつて委託者が信託利益の全部

第三項において準用する場合を含む。)において準用する同法第五十三条及び第五十四条並びに再編強化法第二十七条において準用する再編強化法第十二条第一項、第二項、第四項及び第五項の規定は、前項の決定があつた場合における当該決定に係る信用事業譲渡等については、適用しない。

3 第一項の決定があつた場合における当該決定に係る信用事業譲渡等又は付保貯金移転がされたときは、当該経営困難農水産業協同組合及び救済農水産業協同組合は、その日から二週間以内に、当該信用事業譲渡等又は付保貯金移転の内容の要旨及びこれに対し異議のある債権者は一定の期間内に異議を述べるべき旨を公告し、かつ、貯金者等その他政令で定める債権者以外の知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

4 (新設)

(略)

5 7 (略)

(信託業務の承継における受託者更迭手続の特例)

第百十五条 (略)

2 新受託者は、前項の規定による更迭が行われたときは、直ちに、当該更迭に係る信託の委託者(以下この条において「移転委託者」という。)(又は受益者(以下この条において「移転受益者」という。))であつて当該更迭に異議のある者は一定の期間内に異議を述べるべき旨を公告し、かつ、貸付信託その他の定型的信託契約に係る信託として政令で定めるもの(第四項において「定型的信託」という。))に係る移転委託者及び移転受益者以外の知れている移転委託者及び移転受益者には、各別にこれを催告しなければならない。

3 (新設)

(略)

4 第二項の期間内に異議を述べた移転委託者(定型的信託であつて委託者が信託利益の全部

を享受するものとして政令で定めるもの（次項及び第八項において「貸付信託等」という。）に係る移転委託者を除く。）は、当該異議を述べた日から起算して一月以内に限り、移転受益者の同意を得て、新受託者を解任することができる。

61・91 (略)

10 会社法第四百六十九条第五項から第七項まで、第四百七十条（第六項を除く。）、第八百六十八条第一項、第八百七十条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第八項の規定による自己の受益権の買取請求について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

11・12 (略)

第二百二十七条 被管理農水産業協同組合の理事（農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会及び農林中央金庫の経営管理委員を含む。第三百三十二条第一項及び第二項において同じ。）、監事（被管理農水産業協同組合が農林中央金庫である場合にあっては、監事又は会計監査人若しくはその職務を行うべき社員）若しくは参事その他の使用人又はこれらの者であつた者が第八十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第三百三十一条 法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの（以下この条において「人格のない社団等」という。）を含む。以下この項において同じ。）の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 (略)

二 第二百二十七条（農林中央金庫の法人である会計監査人に係る部分に限る。）、第二百二十八条又は前条 各本条の罰金刑

2 (略)

第三百三十一条の二 第二百三十二条の罪は、日本国外において同条の罪を犯した者にも適用する。

21 第二百二十四条の罪は、刑法第二条の例に従つ。

第三百三十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした農水産業協同組

を享受するものとして政令で定めるもの（次項及び第七項において「貸付信託等」という。）に係る移転委託者を除く。）は、当該異議を述べた日から起算して一月以内に限り、移転受益者の同意を得て、新受託者を解任することができる。

51・81 (略)

91 商法第二百四十五条ノ三第一項及び第三項から第六項まで並びに第二百四十五条ノ四並びに非訟事件手続法第二百六条第一項及び第三百三十二条ノ六の規定は、第七項の規定による請求について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

10・11 (略)

第二百二十七条 被管理農水産業協同組合の理事（農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会及び農林中央金庫の経営管理委員を含む。第三百三十二条第一項及び第二項において同じ。）、監事若しくは参事その他の使用人又はこれらの者であつた者が第八十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第三百三十一条 (同上)

一 (略)

二 第二百二十八条又は前条 各本条の罰金刑

2 (略)

(新設)

第三百三十二条 (同上)

合の理事は、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一～四 (略)

五 第百十四条第八項の規定による弁済又は担保の提供若しくは財産の信託を怠ったとき。

2
5 (略)

一～四 (略)

五 第百十四条第七項の規定による弁済又は担保の提供若しくは財産の信託を怠ったとき。

2
5 (略)

改 正 案

現 行

<p>（改善計画）</p> <p>第四条 漁業者及び漁業協同組合等（漁業者を直接又は間接の構成員（以下単に「構成員」という。）とする漁業協同組合その他の政令で定める法人をいう。以下同じ。）は、農林水産省令で定めるところにより、単独で又は共同で行おうとする漁業経営の改善に関する計画（個人である漁業者がその経営組織を変更してその者又はその者の営む漁業に従事する者を主たる組員、社員又は株主とする法人（株式会社にあつては、<u>公開会社（会社法（平成十七年法律第 号）第二条第五号に規定する公開会社をいう。）でないものに限る。第九条第一号及び第十条第一項において同じ。）を設立しようとする場合にあつては、当該法人が行う漁業経営の改善に関するものを含む。以下「改善計画」という。）を作成し、これを、次の各号に掲げる改善計画以外の改善計画にあつては農林水産大臣に、次の各号に掲げる改善計画にあつては当該各号に定める都道府県知事に提出して、その改善計画が適当である旨の認定を受けることができる。ただし、漁業者又は漁業協同組合等が共同で改善計画を作成した場合には、農林水産省令で定めるところにより、代表者を定め、これを農林水産大臣又は都道府県知事に提出するものとする。</u></p> <p>一～三（略）</p> <p>2、4（略）</p>	<p>（改善計画）</p> <p>第四条 漁業者及び漁業協同組合等（漁業者を直接又は間接の構成員（以下単に「構成員」という。）とする漁業協同組合その他の政令で定める法人をいう。以下同じ。）は、農林水産省令で定めるところにより、単独で又は共同で行おうとする漁業経営の改善に関する計画（個人である漁業者がその経営組織を変更してその者又はその者の営む漁業に従事する者を主たる組員、社員又は株主とする法人（株式会社にあつては、<u>定款に株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の定めがあるものに限る。第九条第一号及び第十条第一項において同じ。）を設立しようとする場合にあつては、当該法人が行う漁業経営の改善に関するものを含む。以下「改善計画」という。）を作成し、これを、次の各号に掲げる改善計画以外の改善計画にあつては農林水産大臣に、次の各号に掲げる改善計画にあつては当該各号に定める都道府県知事に提出して、その改善計画が適当である旨の認定を受けることができる。ただし、漁業者又は漁業協同組合等が共同で改善計画を作成した場合には、農林水産省令で定めるところにより、代表者を定め、これを農林水産大臣又は都道府県知事に提出するものとする。</u></p> <p>一～三（略）</p> <p>2、4（略）</p>
--	--

改正案

現行

目次

第一章 総則（第一条 第八条の二）
 第二章 森林組合
 第一節（略）
 第二節 組合員（第二十七条 第四十一条の二）
 第三節 第五節（略）
 第三章 第六章（略）
 附則

- （登記）
- 第八条（略）
- 2（略）
- （削る）

（公告の方法等）

第八條の二 組合は、公告の方法（組合が公告）（この法律又は他の法律の規定により官報に掲載する方法によりしなればならないものとされているものを除く。）をする方法をいつ。（以下同じ。）として、事務所の掲示場に掲示する方法を定款で定めなければならない。

2 組合は、公告の方法として、前項の方法のほか、次の各号に掲げる方法のいずれかを定款で定めることができる。

- 一 官報に掲載する方法
- 二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法
- 三 電子公告（公告の方法のうち、電磁的方法（会社法（平成十七年法律第 号）第二十条第三十四号に規定する電磁的方法をいつ。）により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く方法であつて同号に規定するものをとる方法をいつ。（以下同じ。））

3 組合が前項第三号に掲げる方法を公告の方法とする旨を定める場合には、電子公告を公告の方法とする旨を定めれば足りる。この場合においては、事故その他やむを得ない事由によつて電子公告による公告をすることができない場合の公告の方法として、同項第一号又は第二号に掲げる方法のいずれかを定めることができる。

4 組合が当該組合の事務所の掲示場に掲示する方法又は電子公告により公告をする場合には

目次

第一章 総則（第一条 第八条）
 第二章（同上）
 第一節（略）
 第二節 組合員（第二十七条 第四十一条）
 第三節 第五節（略）
 第三章 第六章（略）
 附則

- （登記）
- 第八条（略）
- 2（略）

（新設）

3 第一項の規定により登記した事項は、登記所において遅滞なく公告しなければならない。

次の各号に掲げる公告の区分に応じ、当該各号に定める日までの間、継続して公告をしなければならぬ。

一 公告に定める期間内に異議を述べることができる旨の公告 当該期間を経過する日

二 前号に掲げる公告以外の公告 当該公告の開始後一月を経過する日

5 会社法第九百四十条第三項、第九百四十一条、第九百四十六条、第九百四十七条、第九百五十一条第二項、第九百五十三条及び第九百五十五条の規定は、組合がこの法律又は他の法律の規定による公告を電子公告により行う場合について準用する。この場合において、会社法第九百四十条第三項中「前二項」とあるのは「森林組合法第八条の二第四項」と、同法第九百四十一条中「この法律」とあるのは「森林組合法」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(議決権及び選挙権)

第三十一条 (略)

2 (略)

3 組合員は、定款で定めるところにより、第六十条の三第一項又は第二項の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて議決権又は選挙権(以下「議決権等」といづ。)を行うことができる。

4 (略)

5 前二項の規定により議決権等を行う者は、出席者とみなす。

6 (略)

7 代理人は、代理権を証する書面を組合に提出しなければならない。

8 会社法第三百十条(第一項及び第五項を除く。)(の規定は代理人による議決権等の行使について、同法第三百十一条(第二項を除く。)(の規定は書面による議決権等の行使について、同法第三百十二条(第三項を除く。)(の規定は電磁的方法による議決権の行使について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三百十条第二項中「前項」とあるのは「森林組合法第三十一条第三項」と、同条第三項中「同条第三項」とあるのは「森林組合法第三十一条第七項」と、同条第四項中「第二百九十九条第三項」とあるのは「森林組合法第六十条の三第二項」と、同条第七項第二号並びに同法第三百十一条第一項並びに第三百十二条第一項及び第五項中「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と、同条第二項中「第二百九十九条第三項」とあるのは「森林組合法第六十条の三第二項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(組合員名簿)

(議決権及び選挙権)

第三十一条 (略)

2 (略)

3 組合員は、定款で定めるところにより、第六十条の二第三項の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて議決権又は選挙権を行うことができる。

4 (略)

5 前二項の規定により議決権又は選挙権を行う者は、出席者とみなす。

6 (略)

7 代理人は、代理権を証する書面を組合に提出しなければならない。この場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面の提出に代えて代理権を当該電磁的方法により証明することができる。

(新設)

第四十一条の二 理事は、組合員名簿を作成し、各組合員について次に掲げる事項を記載し、又は記録しななければならない。ただし、組合員に出資をさせない組合（以下「非出資組合」という。）の組合員名簿には、第三号及び第四号に掲げる事項を記載し、又は記録しななくてもよい。

- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 加入の年月日
- 三 出資口数及び出資各口の取得の年月日
- 四 払込済出資額（回転出資金の額を除く。以下同じ。）及びその払込みの年月日
- 五 非出資組合である者については、その旨

2 理事は、組合員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならない。

3 組合員及び組合の債権者は、組合の業務時間内は、いつでも、理事に対し次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

- 一 組合員名簿が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- 二 組合員名簿が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして農林水産省令で定めるものをいう。以下同じ。）をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記載された事項を農林水産省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

（定款に記載し、又は記録すべき事項）

第四十二条 組合の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。ただし、非出資組合の定款には、第六号、第八号及び第九号に掲げる事項を記載し、又は記録しなくてもよい。

一（一）（略）

2 組合の定款には、前項に掲げる事項のほか、組合の存立時期を定めるときはその時期を、現物出資をする者を定めるときはその者の氏名又は名称、出資の目的である財産及びその価額並びにこれに対して与える出資口数を記載し、又は記録しなければならない。

3 （略）

（定款等の備付け及び閲覧等）

第四十三条の二 理事は、定款、規約、信託規程、共済規程、林地処分事業実施規程及び共同施業規程（以下この条において「定款等」という。）を各事務所に備えて置かなければならない。

2 組合員及び組合の債権者は、組合の業務時間内は、いつでも、理事に対し次に掲げる請求

（新設）

（定款に記載すべき事項）

第四十二条 組合の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、組合員に出資をさせない組合（以下「非出資組合」という。）の定款には、第六号、第八号及び第九号に掲げる事項を記載しなくてもよい。

一（一）（略）

2 組合の定款には、前項に掲げる事項のほか、組合の存立時期を定めるときはその時期を、現物出資をする者を定めるときはその者の氏名又は名称、出資の目的たる財産及びその価額並びにこれに対して与える出資口数を記載しなければならない。

3 （略）

（新設）

をすることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのにこれを拒むてはならない。

一 定款等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 定款等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を農林水産省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて組合の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

3 組合員及び組合の債権者は、前項第一号又は第四号に掲げる請求をするには、組合の定められた費用を支払わなければならない。

4 定款等が電磁的記録をもつて作成されている場合であつて、各事務所（主たる事務所を除く。）における第二項第三号及び第四号に掲げる請求に応じることが可能とするための措置として農林水産省令で定めるものをもつている組合についての第一項の規定の適用については、同項中「各事務所」とあるのは、「主たる事務所」とする。

（役員の数及び選挙又は選任）

第四十四条 組合は、役員として理事及び監事を置かなければならない。

2～9 （略）

（組合と役員との関係）

第四十四条の二 組合と役員との関係は、委任に関する規定に従う。

（役員資格）

第四十四条の三 次に掲げる者は、役員となることができない。

一 法人

二 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

三 この法律、会社法若しくは中間法人法（平成十三年法律第四十九号）の規定に違反し、又は民事再生法（平成十一年法律第二十五号）第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十八条から第二百六十条まで若しくは第二百六十二条の罪若しくは破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六十八条から第二百七十二条まで若しくは第二百七十四条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を

（役員の数及び選挙又は選任）

第四十四条 組合に役員として理事及び監事を置く。

2～9 （略）

（新設）

（新設）

除く。)

2| 監事は、理事又は組合の使用人を兼ねてはならない。

(役員任期)

第四十五条 役員任期は、三年以内において定款で定める期間とする。ただし、定款によつて、その任期を任期中の最終の事業年度に関する通常総会の終結の時まで延長することを妨げない。

2 設立当時の役員任期は、前項の規定にかかわらず、一年以内で創立総会において定める期間とする。ただし、創立総会の議決によつて、その任期を任期中の最終の事業年度に関する通常総会の終結の時まで延長することを妨げない。

3| 合併による設立の場合における前項の規定の適用については、同項中「創立総会において」とあるのは「設立委員が」と、同項ただし書中「創立総会の議決によつて、その」とあるのは「設立委員が当該役員のと」とする。

(理事会職務)

第四十六条 組合は、理事会を置かなければならない。

2| 理事会は、すべての理事で組織する。

3| (略)

(理事会決議)

第四十六条の二 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数(これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上)が出席し、その過半数(これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上)をもつて行う。

2| 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

3| 理事会の議事については、農林水産省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもつて作成されているときは、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならぬ。

4| 前項の議事録が電磁的記録をもつて作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、農林水産省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならぬ。

5| 理事会の決議に参加した理事であつて第三項の議事録に異議をどうめないものは、その決議に賛成したものと推定する。

6| 会社法第三百六十六条及び第三百六十八条の規定は、理事会の招集について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(役員任期)

第四十五条 役員任期は、三年以内において定款で定める期間とする。

2 設立当時の役員任期は、前項の規定にかかわらず、創立総会(合併による設立の場合にあつては、設立委員)において定める期間とする。ただし、その期間は、一年を超えてはならない。

(新設)

(理事会職務)

第四十六条 (新設)

(新設)

(略)

(新設)

(理事会の議事録の備付け及び閲覧等)

第四十六條の三 理事は、理事会の日から十年間、理事会の議事録を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2| 理事は、理事会の日から五年間、前項の議事録の写しを従たる事務所に備えて置かなければならない。ただし、当該議事録が電磁的記録をもつて作成されている場合であつて、従たる事務所における次項第一号に掲げる請求に応じることが可能とするための措置として農林水産省令で定めるものをつとめているときは、この限りでない。

3| 組合員は、組合の業務時間内は、いつでも、理事に対し次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

1| 第一項の議事録が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧又は謄写の請求

2| 第一項の議事録が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を農林水産省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

4| 組合の債権者は、役員を追究するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、理事に対し第一項の議事録について前項各号に掲げる請求をすることができる。

5| 裁判所は、前項の請求に係る閲覧又は謄写をすることにより組合又はその子会社(第一百十條第三項に規定する子会社をいう。)(に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、前項の許可をすることができない。

6| 会社法第八百六十八條第一項、第八百六十九條、第八百七十條(第一号に係る部分に限る。)(、第八百七十一條本文、第八百七十二條(第四号に係る部分に限る。)(、第八百七十三條本文、第八百七十五條及び第八百七十六條の規定は、第四項の許可について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(理事の職務等)

第四十七條 (略)

2| 理事は、理事会の承認を受けた場合に限り、組合と契約することができる。この場合には、民法(明治二十九年法律第八十九号)第百八條の規定は、適用しない。

(削る)

(削る)

(削る)

(新設)

2| 理事がその任務を怠つたときは、その理事は、組合に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。

3| 理事がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたときは、その理事は、第三者に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。

4| 理事が第五十條第一項の書類に記載すべき重要な事項につき虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも、前項と同様とする。ただし、理事がその記載、登記又は公告をしたことについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

5| 商法第二百六十六條第二項、第三項、第五項、第七項(第三号を除く。)(から第九項まで、第十項前段及び第十七項の規定は、第二項の理事の責任について準用する。この場合において、同条第七項中「第一項第五号」の行為」とあるのは、「森林組合法第四十七條第二項二規

(代表理事)

第四十八條 組合は、理事会の決議により、理事の中から組合を代表する理事（以下「代表理事」という。）を定めなければならない。

2| 代表理事は、組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

(理事についての会社法及び民法の準用)

第四十九條 会社法第三百五十七條第一項、第三百六十條第一項及び第三百六十一條の規定は、理事について準用する。この場合において、同項中「著しい損害」とあるのは、「回復することができない損害」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2| 民法第五十五条並びに会社法第三百四十九條第五項、第三百五十條及び第三百五十四條の規定は、代表理事について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは、「森林組合法第四十八條第二項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(監事)

第四十九條の二 監事は、理事の職務の執行を監査する。この場合において、監事は、農林水産省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

2| 監事は、いつでも、理事及び参事その他の使用人に対して事業の報告を求め、又は組合の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3| 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

4| 第四十七條第一項並びに会社法第三百四十三條第一項及び第二項、第三百四十五條第一項から第三項まで、第三百八十一條第三項及び第四項、第三百八十三條第一項本文、第二項及び第三項並びに第三百八十四條から第三百八十八條までの規定は、監事について準用する。

定入ル損害賠償ノ責ニ任ズベキ行為」と、「第三百四十三條」とあるのは、「同法第六十三條」と読み替えるものとする。

(理事と組合との契約)

第四十八條 理事は、理事会の承認を受けた場合に限り、組合と契約することができる。この場合には、民法（明治二十九年法律第八十九号）第百八條の規定は、適用しない。

(定款その他の書類の備付け及び閲覧等)

第四十九條 理事は、定款、規約、信託規程、共済規程、林地処分事業実施規程及び共同施業規程を各事務所に、組合員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2| 理事は、総会及び理事会の議事録を十年間主たる事務所に、その謄本を五年間従たる事務所に備えて置かなければならない。

3| 組合員名簿には、各組合員について次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、非出資組合の組合員名簿には、第三号及び第四号に掲げる事項を記載しなくてもよい。

一 氏名又は名称及び住所

二 加入の年月日

三 出資口数及び出資各口の取得の年月日

四 払込済出資額（回転出資金の額を除く。以下同じ。）及びその払込みの年月日

五 准組合員である者については、その旨

4| 組合員及び組合の債権者は、いつでも、理事に対し第一項及び第二項の書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのに拒んではならない。

(新設)

この場合において、同法第三百四十五条第三項中「第二百九十八条第一項第一号」とあるのは「森林組合法第六十条の二第一項第一号」と、同法第三百八十一条第三項及び第四項中「子会社」とあるのは「子会社等」（森林組合法第百十条第二項に規定する子会社等をいう。）、「と、同法第三百八十四条中「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と、同法第三百八十六条第一項中「第三百四十九条第四項、第三百五十三条及び第三百六十四条」とあり、及び同条第二項中「第三百四十九条第四項」とあるのは「森林組合法第四十八条第二項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（役員の場合に対する賠償責任等）

第四十九条の三 役員は、その任務を怠つたときは、組合に対し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負ふ。

2| 前項の責任の原因となつた行為が理事会の決議に基づき行われたときは、その決議に賛成した理事は、その行為をしたものとみなす。

3| 第一項の責任は、総組合員の同意がなければ、免除することができない。

4| 前項の規定にかかわらず、第一項の責任は、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額を限度として、総会の決議によつて免除することができる。

一 賠償の責任を負つ額

二 当該役員がその在職中に組合から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の一年間当たりの額に相当する額として農林水産省令で定める方法により算定される額に、次のイからハまでに掲げる役員の区分に応じ、当該イからハまでに定める数を乗じて得た額

イ 代表理事 六

ロ 代表理事以外の理事 四

ハ 監事 二

5| 前項の場合には、理事は、同項の総会において次に掲げる事項を開示しなければならない。

一 責任の原因となつた事実及び賠償の責任を負つ額

二 前項の規定により免除することができる額の限度及びその算定の根拠

三 責任を免除すべき理由及び免除額

6| 理事は、第一項の責任の免除（理事の責任の免除に限る。）に関する議案を総会に提出するときは、各監事の同意を得なければならない。

7| 第四項の決議があつた場合において、組合が当該決議後に同項の役員に対し退職慰労金その他の農林水産省令で定める財産上の利益を与えるときは、総会の承認を受けなければならない。

（新設）

8| 役員がその職務を行うついでに悪意又は重大な過失があつたときは、当該役員は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負つ。

9| 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることによつて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

一 理事 次に掲げる行為

イ 次条第一項又は第二項の規定により作成すべきものに記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

ロ 虚偽の登記

ハ 虚偽の公告

二 監事 監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

10| 役員が組合又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負つ場合において、他の役員も当該損害を賠償する責任を負つときは、これらの者は、連帯債務者とする。

(決算関係書類の作成、備付け及び閲覧等)

第五十条 理事は、農林水産省令で定めるところにより、組合の成立の日における貸借対照表(非出資組合にあつては、財産目録) を作成しなければならない。

2| 理事は、農林水産省令で定めるところにより、非出資組合にあつては財産目録及び事業報告を、出資組合にあつては計算書類(貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案その他組合の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして農林水産省令で定めるものをいう。第八項において同じ。) 及び事業報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。

3| 前二項の規定により作成すべきものは、電磁的記録をもつて作成することができる。

4| 理事は、第一項及び第二項の規定により作成したもの(事業報告及びその附属明細書を除く。第十三項において同じ。) を作成の日から十年間保存しなければならない。

5| 第二項の規定により作成したものについては、農林水産省令で定めるところにより、監事の監査を受けなければならない。

6| 前項の規定により監事の監査を受けたものについては、理事会の承認を受けなければならない。

7| 理事は、通常総会の招集の通知に際して、農林水産省令で定めるところにより、組合員に対し、前項の承認を受けたもの(監事の監査報告を含む。以下この条において「決算関係書類」という。) を提供しなければならない。

8| 理事は、決算関係書類を通常総会に提出し、又は提供し、非出資組合にあつては財産目録及び事業報告について、出資組合にあつては計算書類及び事業報告について、通常総会の承認を求めなければならない。

(決算関係書類の提出、備付け及び閲覧等)

第五十条 理事は、通常総会の日の一週間前までに、非出資組合にあつては事業報告書及び財産目録を、出資組合にあつては事業報告書、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案を監事に提出し、かつ、これらを主たる事務所に備えて置かなければならない。

2| 理事は、監事の意見書を添えて前項の書類を通常総会に提出し、その承認を求めなければならない。

3| 組合員及び組合の債権者は、いつでも、理事に対し第一項の書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのに拒んではならない。

4| 第二項の監事の意見書については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして農林水産省令で定めるものをいう。次条において同じ。) の添付をもつて、当該監事の意見書の添付に代えることができる。この場合において、理事は、当該監事の意見書を添付したものとみなす。

9| 理事は、決算関係書類を、通常総会の日の二週間前の日から五年間主たる事務所に備えて置かなければならない。

10| 理事は、決算関係書類の写しを、通常総会の日の二週間前の日から三年間従たる事務所
に備えて置かなければならない。ただし、決算関係書類が電磁的記録をもつて作成されて
いる場合であつて、従たる事務所における次項第三号及び第四号に掲げる請求に応じるこ
とを可能とするための措置として農林水産省令で定めるものをつつているときは、この限
りがない。

11| 組合員及び組合の債権者は、組合の業務時間内は、いつでも、理事に対し次に掲げる請
求をすることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのにこれを拒ん
ではならない。

一 決算関係書類が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲
覧の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 決算関係書類が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録され
た事項を農林水産省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて組合の定めたものにより提供
することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

12| 組合員及び組合の債権者は、前項第二号又は第四号に掲げる請求をするには、組合の定
めた費用を支払わなければならない。

13| 会社法第四百四十三条の規定は、第一項及び第二項の規定により作成したものについて
準用する。

(事業別損益を明らかにした書面の作成等)

第五十一条 理事は、事業年度ごとに、前条第一項の規定により作成すべきもののほか、農林
水産省令で定める事業の区分ごとの損益の状況を明らかにした事項を記載し、又は記録した
書面又は電磁的記録を作成し、これを通常総会に提出し、又は提供しなければならない。

2 (略)

(削る)

(役員の変更の請求)

第五十二条 組合員(准組合員を除く。)(は、総組合員(准組合員を除く。)(の五分の一)こ
れを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合(以上)の連署をもつて、その代表
者から役員の変更を請求することができる。

(事業別損益を明らかにした書面の作成等)

第五十条の二 理事は、事業年度ごとに、前条第一項の書類のほか、農林水産省令で定める事
業の区分ごとの損益の状況を明らかにした事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録
を作成し、これを通常総会に提出し、又は提供しなければならない。

2 (略)

(監事の兼職禁止)

第五十一条 監事は、理事又は組合の使用人を兼ねてはならない。

(役員の変更の請求)

第五十二条 組合員(准組合員を除く。)(は、総組合員(准組合員を除く。)(の五分の一)以
上の連署をもつて、その代表者から役員の変更を請求することができる。

- 2・3 (略)
- 4 第一項の規定による請求があつたときは、理事は、これを総会の議に付さなければならぬ。この場合には、第五十九条第二項及び第六十条第二項の規定を準用する。
- 5・6 (略)

(役員に欠員を生じた場合の措置)

第五十二条の二 定款で定められた役員の数に欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員(次条第一項の一時役員)の職務を行うべき者を含む。)が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。代表理事が欠けた場合又は定款で定められた代表理事の員数が欠けた場合についても、同様とする。

(行政庁による一時役員等の職務を行うべき者の選任又は総会の招集)

第五十三条 役員を職務を行う者がいないため遅滞により損害を生ずるおそれがある場合において、組合員その他の利害関係人の請求があつたときは、行政庁は、一時役員を職務を行うべき者を選任し、又は役員を選挙し、若しくは選任するための総会を招集して役員を選挙し、若しくは選任することができる。

2 第六十条の三及び第六十条の四の規定は、前項の総会の招集について準用する。

3 代表理事の職務を行う者がいないため遅滞により損害を生ずるおそれがある場合において、組合員その他の利害関係人の請求があつたときは、行政庁は、一時代表理事の職務を行うべき者を選任することができる。

(役員等の責任を追及する訴えについての会社法の準用)

第五十四条 会社法第七編第二章第一節(第八百四十七条第二項、第八百四十九條第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条を除く。)の規定は、役員等の責任を追及する訴えについて準用する。この場合において、同法第八百四十七條第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と、同法第八百五十一条第四項中「第五十五条、第二百二十条第五項、第四百二十四条(第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。)、第四百六十二条第三項(同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。)、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」とあるのは「森林組合法第四十九条の三第三項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

- 2・3 (略)
- 4 第一項の規定による請求があつたときは、理事は、これを総会の議に付さなければならぬ。この場合には、第五十九条第二項及び第六十条の規定を準用する。
- 5・6 (略)

(新設)

(行政庁による仮理事の選任又は総会の招集)

第五十三条 役員を職務を行う者がいないため遅滞により損害を生ずるおそれがある場合において、組合員その他の利害関係人の請求があつたときは、行政庁は、仮理事を選任し、又は役員を選挙し、若しくは選任するための総会を招集して役員を選挙し、若しくは選任することができる。

2 第六十条の二の規定は、前項の総会の招集について準用する。

(新設)

(役員等についての商法等の準用)

第五十四条 商法第二百五十四條第三項、第二百五十四條ノ二、第二百五十六條第三項、第二百五十八條第一項、第二百六十七條第一項及び第三項から第七項まで、第二百六十八條第一項から第七項まで、第二百六十八條ノ二並びに第二百六十八條ノ三の規定は理事及び監事について、民法第五十五条並びに商法第二百六十一条、第二百六十二条、第二百六十八條第八項、第二百六十九條及び第二百七十二条の規定は理事について、第四百七十七條第一項から第三項まで並びに同法第二百七十四條、第二百七十四條ノ二、第二百七十五條から第二百七十五条ノ四まで及び第二百七十八條から第二百七十九條ノ二までの規定は監事について、同法第二百五十九條第一項、第二項及び第四項、第二百五十九條ノ二、第二百五十九條ノ三、第二百六十條ノ二、第二百六十條ノ三並びに第二百六十條ノ四第一項から第三項までの規定は理事等について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百五十四條ノ二第三号中「本法」とあるのは「森林組合法、本法」と、同法第二百六十條ノ四第二項中「記載又八記録スル」とあるのは「記載スル」と、同法第二百六十一条第三項中「第二百五十八條」とあるのは「第二百五十八條第一項並ニ森林組合法第五十三條第一項」と、同法第二百六十七條第

(参事及び会計主任)

第五十五条 (略)

2 (略)

3 会社法第十一条第一項及び第三項、第十二条並びに第十三条の規定は、参事について準用する。

第五十六条 組合員(准組合員を除く。)(は、総組合員(准組合員を除く。)(の十分の一(これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上の同意を得て、理事に対し、参事又は会計主任の解任を請求することができる。

2~4 (略)

第五十九条 (略)

2 組合員(准組合員を除く。)(が総組合員(准組合員を除く。)(の五分の一(これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上の同意を得て、会議の目的である事項及び召集の理由を記載した書面を理事に提出して、総会の召集を請求したときは、理事会は、その請求のあつた日から二十日以内に臨時総会を召集すべきことを決しなければならぬ。

3・4 (略)

第六十条 総会は、理事が召集する。

2 (略)

第六十条の二 理事(理事以外の者が総会を召集する場合にあつては、その者。次条において「総会召集者」という。)(は、総会を召集する場合には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 総会の日時及び場所

二 総会の目的である事項があるときは、当該事項

三 前二号に掲げるもののほか、農林水産省令で定める事項

2 前項各号に掲げる事項の決定は、前条第一項(第五十二条第四項において準用する場合を含む。)(又は第六十五条の二第四項の規定により監事が総会を召集するときを除き、理事会の決議によらなければならない。

四項中「前三項」とあるのは「第一項及前項」と、同法第二百七十五条ノ四中「受ケ同条第一項ニ於テ準用スル第二百四条ノ二第二項ノ承諾ヲ為シ」とあるのは「受ケ」と読み替へるものとする。

(参事及び会計主任)

第五十五条 (略)

2 (略)

3 商法第三十八条第一項及び第三項、第三十九条、第四十一条並びに第四十二条の規定は、参事について準用する。

第五十六条 組合員(准組合員を除く。)(は、総組合員(准組合員を除く。)(の十分の一以上の同意を得て、理事に対し、参事又は会計主任の解任を請求することができる。

2~4 (略)

第五十九条 (略)

2 組合員(准組合員を除く。)(が総組合員(准組合員を除く。)(の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び召集の理由を記載した書面を理事に提出して、総会の召集を請求したときは、理事会は、その請求のあつた日から二十日以内に臨時総会を召集すべきことを決しなければならぬ。

3・4 (略)

第六十条 (新設)

(略)

(新設)

第六十条の三 総会を招集するには、総会招集者は、その総会の日の十日前までに、組合員に対して書面をもってその通知を発しなければならない。

2| 総会招集者は、前項の書面による通知の発出に代えて、政令で定めるところにより、組合員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。この場合において、当該総会招集者は、同項の書面による通知を発したものとみなす。

3| 前二項の通知には、前条第一項各号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

4| 総会においては、第一項又は第二項の規定によりあらかじめ通知した前条第一項第二号に掲げる事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りでない。

5| 会社法第三百一条及び第三百二条の規定は、第一項及び第二項の通知について準用する。この場合において、同法第三百一条第一項中「第二百九十八条第一項第三号に掲げる事項を定めた場合」とあるのは「書面をもって議決権又は選挙権を行うことが定款で定められている場合」と、「第二百九十九条第一項」とあるのは「森林組合法第六十条の三第一項」と、「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と、「議決権」とあるのは「議決権又は選挙権」と、「議決権を」とあるのは「議決権又は選挙権を」と、同条第二項中「第二百九十九条第三項」とあるのは「森林組合法第六十条の三第二項」と、同法第三百一条第一項中「第二百九十八条第一項第四号に掲げる事項を定めた場合」とあるのは「電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められている場合」と、「第二百九十九条第一項」とあるのは「森林組合法第六十条の三第一項」と、「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と、同条第二項中「第二百九十九条第三項」とあるのは「森林組合法第六十条の三第二項」と、同条第三項及び第四項中「第二百九十九条第三項」とあるのは「森林組合法第六十条の三第二項」と、「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

(組合員に対する通知)

第六十条の四 組合の組合員に対してする通知又は催告は、組合員名簿に記載し、又は記録したその者の住所（その者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を組合に通知したときは、その場所又は連絡先）にあてればよい。

2 (略)

3 前二項の規定は、前条第一項の通知に際して組合員に書面を交付し、又は当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供する場合について準用する。この場合において、前項中「到達したもの」とあるのは、「当該書面の交付又は当該事項の電磁的方法による提供があったもの」と読み替えるものとする。

(新設)

(組合員に対する通知)

第六十条の二 組合の組合員に対してする通知又は催告は、組合員名簿に記載したその者の住所（その者が別に通知又は催告を受ける場所を組合に通知したときは、その場所）にあてればよい。

2 (略)

3 総会招集の通知は、その総会の日の十日前までに、その会議の目的たる事項を示してしなければならない。

(特別議決事項)

第六十三条 次に掲げる事項は、総組合員(准組合員を除く。)(の半数)これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合(以上)が出席する総会において、出席者の議決権の三分の二(これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上の多数で決しなければならぬ。

一(三) (略)

四 第四十九条の三第四項の規定による責任の免除

(役員の説明義務)

第六十三条の二 役員は、総会において、組合員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が総会の目的である事項に関しないものである場合、その説明をすることにより組合員の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由がある場合として農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

(延期又は続行の決議)

第六十三条の三 総会においてその延期又は続行について決議があつた場合には、第六十条の二及び第六十条の三の規定は、適用しない。

(総会の議事録)

第六十三条の四 総会の議事録については、農林水産省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2| 理事は、総会の日から十年間、前項の議事録を主たる事務所に備えて置かなければならぬ。

3| 理事は、総会の日から五年間、第一項の議事録の写しを従たる事務所に備えて置かなければならぬ。ただし、当該議事録が電磁的記録をもつて作成されている場合であつて、従たる事務所における次項第一号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として農林水産省令で定めるものをしているときは、この限りでない。

4| 組合員及び組合の債権者は、組合の業務時間内は、いつでも、理事に対し次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一 第一項の議事録が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧又は謄写の請求

二 第一項の議事録が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録さ

(特別議決事項)

第六十三条 次に掲げる事項は、総組合員(准組合員を除く。)(の半数以上)が出席する総会において、出席者の議決権の三分の二以上の多数で決しなければならない。

一(三) (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

れた事項を農林水産省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

(総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについての会社法の準用)

第六十四条 会社法第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条(第十六号及び第十七号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十六條第一項及び第三項、第八百三十七條、第八百三十八條並びに第八百四十六條の規定は、総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて準用する。この場合において、同法第八百三十一条第一項中「第三百四十六條第一項(第四百七十九條第四項)」とあるのは、「森林組合法第五十二条の二(同法第九十二条)」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六十五条の二 (略)

2 組合員(准組合員を除く。)(が総組合員(准組合員を除く。)(の五分の一(これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して、総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあつた日から三週間以内に総会を招集すべきことを決しなければならぬ。この場合において、書面の提出は、前項の通知に係る事項についての総代会の議決の日から一月以内にしなければならぬ。)

3 5 (略)

(出資一口の金額の減少)

第六十六条 (略)

2 出資組合は、前項の期間内に、債権者に対して、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第三号の期間は、一月を下ることができない。

一 出資一口の金額の減少の内容

二 前項の財産目録及び貸借対照表に関する事項として農林水産省令で定めるもの

三 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

3 前項の規定にかかわらず、出資組合が同項の規定による公告を、官報のほか、第八条の二第二項の規定による定款の定めに従い、同項第二号又は第三号のいずれかに掲げる公告の方法によりするときは、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。

第六十七条 債権者が前条第二項第三号の一定の期間内に異議を述べなかつたときは、出資一口の金額の減少を承認したものとみなす。

2 (略)

(総会についての民法及び商法の準用)

第六十四条 民法第六十四条並びに商法第二百三十一条、第二百三十七條ノ三第一項及び第二項、第二百四十三條、第二百四十四條第一項から第三項まで、第二百四十七條から第二百四十九條まで、第二百五十一条並びに第二百五十二条の規定は、総会について準用する。この場合において、民法第六十四条中「第六十二条」とあり、及び商法第二百四十三條中「第二百三十一条」とあるのは、「森林組合法第六十条の二第三項」と、同法第二百四十四條第二項中「記載又八記録スル」とあるのは、「記載スル」と読み替えるものとする。

第六十五条の二 (略)

2 組合員(准組合員を除く。)(が総組合員(准組合員を除く。)(の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して、総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあつた日から三週間以内に総会を招集すべきことを決しなければならぬ。この場合において、書面の提出は、前項の通知に係る事項についての総代会の議決の日から一月以内にしなければならぬ。)

3 5 (略)

(出資一口の金額の減少)

第六十六条 (略)

2 出資組合は、前項の期間内に、債権者に対して、異議があれば一定の期間内にこれを述べべき旨を公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

3 前項の一定の期間は、一月を下つてはならない。

第六十七条 債権者が前条第二項の一定の期間内に異議を述べなかつたときは、出資一口の金額の減少を承認したものとみなす。

2 (略)

3 会社法第八百二十八条第一項（第五号に係る部分に限る。）及び第二項（第五号に係る部分に限る。）、第八百三十四條（第五号に係る部分に限る。）、第八百三十五條第一項、第八百三十六條から第八百三十九條まで並びに第八百四十六條の規定は、出資組合の出資一口の金額の減少の無効の訴えについて準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（会計の原則）

第六十七條の二 組合の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従つものとする。

（会計帳簿）

第六十七條の三 組合は、農林水産省令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない。

2 会社法第四百三十二條第二項及び第四百三十四條の規定は、前項の会計帳簿について準用する。

（財務基準）

第七十二條 第二十條から第二十二條まで及び第六十七條の二から前条までに定めるもののほか、出資組合が、その組合員との間の財務関係を明らかにし、組合員の利益を保全することができるように、その財務を適正に処理するための基準として従わなければならない事項は、政令で定める。

（創立総会）

第七十七條（略）

2 6（略）

7 第五項の規定による申出をした者は、書面又は代理人をもつて議決権等を行使することができる。

8 第三十一條（第三項及び第八項を除く。）、第六十二條第二項及び第三項並びに第六十三條の二から第六十三條の四まで並びに会社法第三百十條第二項、第三項、第六項及び第七項（第三百十一條（第二項を除く。）並びに第三百十二條第一項、第四項及び第五項の規定は創立総会について、同法第八百三十條、第八百三十一條、第八百三十四條（第十六号及び第十七号に係る部分に限る。）、第八百三十五條第一項、第八百三十六條第一項及び第三項、第八百三十七條、第八百三十八條並びに第八百四十六條の規定は創立総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、第三十一條第四項中「前項」とあるのは「第七十七條第七項」と、同条第五項中「前二項」とあるのは「第七十七條第七項又は前項」と、第六十三條の二中「役員」とあるのは「発起人及

3 商法第三百八十條の規定は、出資組合の出資一口の金額の減少について準用する。

（新設）

（新設）

（財務基準）

第七十二條 第二十條から第二十二條まで及び第六十八條から前条までに定めるもののほか、出資組合が、その組合員との間の財務関係を明らかにし、組合員の利益を保全することができるように、その財務を適正に処理するための基準として従わなければならない事項は、政令で定める。

（創立総会）

第七十七條（略）

2 6（略）

7 第五項の規定による申出をした者は、書面又は代理人をもつて議決権及び選挙権を行使することができる。

8 第三十一條（第三項を除く。）、第六十二條第二項及び第三項並びに商法第二百三十七條ノ三第一項及び第二項、第二百四十三條、第二百四十四條第一項から第三項まで、第二百四十七條から第二百四十九條まで、第二百五十一條並びに第二百五十二條の規定は、創立総会について準用する。この場合において、第三十一條第四項中「前項」とあるのは「第七十七條第七項」と、同条第五項中「前二項」とあるのは「第七十七條第七項又は前項」と、同法第二百三十七條ノ三第一項及び第二項中「取締役及監査役」とあるのは「発起人及定款作成委員」と、同法第二百四十三條中「第二百三十二條ノ規定ヲ適用セス」とあるのは「森林組合法第七十七條第一項ノ規定ニ依ル公告ハ之ヲ為スコトヲ要セス」と、同法第二百四十四條第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と、同条第三項中「取締役」とある

「定款作成委員」と、第六十三条の三中「第六十条の二及び第六十条の三」とあるのは「第七十七条第一項及び第二項」と、同法第三百十條第七項第二号、第三百十一條第一項並びに第三百十二條第一項及び第五項中「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と、同法第八百三十一條第一項中「設立時取締役又は設立時監査役」とあるのは「発起人又は定款作成委員」と、同法第八百三十六條第一項ただし書中「設立時取締役若しくは設立時監査役」とあるのは「発起人若しくは定款作成委員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（設立の無効の訴えについての会社法の準用）

第八十二条の二 会社法第八百二十八條第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号に係る部分に限る。）（第八百三十四條（第一号に係る部分に限る。）（第八百三十五條第一項、第八百三十六條第一項及び第三項、第八百三十七條から第八百三十九條まで並びに第八百四十六條の規定は、組合の設立の無効の訴えについて準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。）

（合併の手續）

第八十四条 組合が合併しようとするときは、総会の議決を経て、政令で定める事項を定めた合併契約を締結しなければならない。

2・3（略）

4 第六十六条並びに第六十七条第一項及び第二項の規定は、出資組合の合併について準用する。この場合において、第六十六条第二項第一号中「出資一口の金額の減少の内容」とあるのは、「合併をする旨」と読み替えるものとする。

第八十四条の二 合併によつて消滅する組合の総組合員（准組合員を除く。以下この項及び第四項において同じ。）の数が合併後存続する組合の総組合員の数の五分の一（これを下回る割合を合併後存続する組合の定款で定めた場合にあつては、その割合。以下この項において同じ。）を超えない場合であつて、かつ、合併によつて消滅する組合の最終の貸借対照表により現存する資産の額が合併後存続する組合の最終の貸借対照表により現存する資産の額の五分の一を超えない場合における合併後存続する組合の合併についての前条第一項の規定の適用については、同項中「総会」とあるのは、「総会又は理事会」とする。

2 前項の規定により総会の議決を経ないで合併を行う合併後存続する組合は、その旨を前条第一項の合併契約に定めなければならない。

3 合併後存続する組合が第一項の規定により総会の議決を経ないで合併を行う場合においては、合併後存続する組合は、前条第一項の合併契約を締結した日から一週間以内に、合併によつて消滅する組合の名称及び住所、合併を行う時期並びに第一項の規定により総会の議決

のは「発起人」と読み替えるものとする。

（設立についての商法の準用）

第八十二条の二 商法第四百二十八條の規定は、組合の設立について準用する。

（合併の手續）

第八十四条 組合が合併しようとするときは、各組合につき、その総会において合併を議決しなければならない。

2・3（略）

4 第六十六条並びに第六十七条第一項及び第二項の規定は、出資組合の合併について準用する。

（新設）

を経ないで合併を行う旨を公告し、又は組合員に通知しなければならない。

4| 合併後存続する組合の総組合員の六分の一以上の組合員（准組合員を除く。）が前項の規定による公告又は通知の日から二週間以内に対該組合に対し書面をもって合併に反対の意思の通知を行ったときは、第一項の規定により総会の議決を経ないで合併を行うことはできない。

第八十四条の三 次の各号に掲げる組合の理事は、当該各号に定める期間、第八十四条第一項

の合併契約の内容その他農林水産省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を主たる事務所に備えて置かなければならない。

一 合併によつて消滅する組合 第八十四条第一項の総会の日から二週間前の日から合併の登記の日まで

二 合併後存続する組合 第八十四条第一項の総会（前条第一項の規定により総会の議決を経ないで合併を行う場合にあつては、理事会）の日から二週間前の日から合併の登記の日後六月を経過する日まで

三 合併によつて成立する組合 合併の登記の日から六月間

2| 前項各号に掲げる組合の組合員及び当該組合の債権者は、当該組合の業務時間内は、いつでも、当該組合に係る同項の書面又は電磁的記録について、理事に対し次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記載された事項を農林水産省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記載された事項を電磁的方法であつて当該組合の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

3| 組合員及び当該組合の債権者は、前項第一号又は第四号に掲げる請求をするには、当該組合の定めた費用を支払わなければならない。

(合併に関する事項を記載した書面の備付け及び閲覧等)

第八十七条の二 合併後存続する組合又は合併によつて成立した組合の理事は、合併の登記の日後遅滞なく、前条の規定によりこれらの組合が承継した合併によつて消滅した組合の権利義務その他の合併に関する事項として農林水産省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。

2| 理事は、合併の登記の日から六月間、前項の書面又は電磁的記録を主たる事務所に備えて置かなければならない。

(新設)

(新設)

3| 組合員及び組合の債権者は、組合の業務時間内は、いつでも、理事に対し次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一 第一項の書面の閲覧の請求

二 第一項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 第一項の電磁的記録に記録された事項を農林水産省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 第一項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて組合の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

4| 組合員及び組合の債権者は、前項第二号又は第四号に掲げる請求をするには、組合の定めた費用を支払わなければならない。

(合併の無効の訴えについての会社法の準用)

第八十八条 会社法第八百二十八条第一項(第七号及び第八号に係る部分に限る。)及び第二項(第七号及び第八号に係る部分に限る。)、第八百三十四条(第七号及び第八号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十六号から第八百三十九号まで、第八百四十三条(第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。)並びに第八百四十六条の規定は組合の合併の無効の訴えについて、同法第八百六十八条第五項、第八百七十条(第十五号に係る部分に限る。)、第八百七十一条本文、第八百七十二号(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定はこの条において準用する同法第八百四十三条第四項の申立てについて、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(清算人)

第八十九条 (略)

2 組合が第八十三条第六項の規定により解散したときは、前項の規定及び第九十二条において準用する会社法第四百七十八条第二項の規定にかかわらず、行政庁が清算人を選任する。

(清算人の職務)

第八十九条の二 清算人は、次に掲げる職務を行う。

一 現務の結了

二 債権の取立て及び債務の弁済

三 残余財産の分配

(清算事務)

(合併についての商法及び非訟事件手続法の準用)

第八十八条 商法第四百十五条及び非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三百五十八号の規定は、組合の合併について準用する。

(清算人)

第八十九条 (略)

2 組合が第八十三条第六項の規定により解散したときは、前項の規定及び第九十二条において準用する商法第四百七十七条第二項の規定にかかわらず、行政庁が清算人を選任する。

(新設)

(清算事務)

第九十条 清算人は、就職の後遅滞なく、組合の財産の状況を調査し、非出資組合にあつては財産目録、出資組合にあつては財産目録及び貸借対照表を作成し、財産処分の方法を定め、これを総会に提出し、又は提供してその承認を求めなければならない。

(削る)

(清算についての会社法等の準用)

第九十二条 会社法第四百七十五条(第三号に係る部分を除く。)、第四百七十六条、第四百九十九条から第五百三条まで及び第五百七条並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第四十条の規定は組合の清算について、第四十一条の二、第四十三条の二、第四十四条の二、第四十四条の三、第四十六条、第四十六条の二、第四十六条の三(第二項を除く。)、第四十七条、第四十八条第二項、第四十九条、第四十九条の二第一項から第三項まで、第四十九条の三第一項から第三項まで、第八項、第九項(第一号に係る部分に限る。)、及び第十項、第五十条(第一項及び第十項を除く。)、第五十二条の二、第五十七条、第五十九条第二項から第四項まで、第六十条、第六十条の二第二項、第六十三条の二並びに第六十三条の四第二項から第四項まで並びに会社法第三百八十三条第一項本文、第二項及び第三項、第三百八十四条から第三百八十六条まで、第四百七十八条第二項及び第四項、第四百七十九条第一項及び第二項(各号列記以外の部分に限る。)、第四百八十三条第四項及び第五項、第四百八十四条、第四百八十五条、第四百八十九条第三項から第五項まで、第五百八条、第七編第二章第二節(第八百四十七条第二項、第八百四十九条第二項第一号及び第五項並びに第八百五十一条を除く。)、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条(第二号及び第三号に係る部分に限る。)、第八百七十一条、第八百七十二条(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十四条(第一号及び第四号に係る部分に限る。)、第八百七十五条並びに第八百七十六条の規定は組合の清算人について、それぞれ準用する。この場合において、第四十九条の三第十項中「役員」とあるのは「清算人又は監事」と、第五十条第二項中「事業報告を」とあるのは「事務報告を」と、「計算書類(貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案その他組合の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして農林水産省令で定めるものをいう。第八項において同じ。)」及び「事業報告」とあるのは「貸借対照表及び事務報告」と、同条第四項中「事業報告」とあるのは「事務報告」と、同条第八項中「事業報告」とあるのは「事務報告」と、「計算書類」とあるのは「貸借対照表」と、同条第九項中「一週間」とあるのは「一週間」と、「五年間」とあるのは「清算終了の登記の時までの間」と、同法第四百七十五条第二号中「第四百七十一条第四号に掲げる事由」とあるのは「合併」と、同法第四百七十八条第二項中「前項」とあるのは「森林組合法第八十九条第一項」と、同法第四百七十九条第二項各号列記以外の部分中「次に掲げる株主」とあるのは「総組合員(准組合員を除く。)(の五分の一)(これを下回る割合を定款で定め

第九十条 清算人は、就職の後遅滞なく、組合の財産の状況を調査し、非出資組合にあつては財産目録、出資組合にあつては財産目録及び貸借対照表を作成し、財産処分の方法を定め、これを総会に提出してその承認を求めなければならない。

2) 清算人は、前項の承認を得た後遅滞なく、非出資組合にあつては財産目録、出資組合にあつては財産目録及び貸借対照表を裁判所に提出しなければならない。

(解散及び清算についての商法等の準用)

第九十二条 商法第一百六条、第一百二十四条、第一百二十五条、第二百二十九条第二項及び第三項、第三百一十一条、第四百十七條第二項、第四百十八條、第四百二十一條から第四百二十四條まで、第四百二十六條並びに第四百二十七條第一項及び第三項並びに非訟事件手続法第三十六條、第三十七條ノ一、第三百五十五條ノ二十五第二項及び第三項、第三百三十六條、第三百三十七條から第三十八條まで並びに第三百三十八條ノ三の規定は組合の解散及び清算について、第四十六條から第五十條まで、第五十一條、第五十七條、第五十九條第二項から第四項まで及び第六十條並びに商法第二百五十四條第三項、第二百五十四條ノ一、第二百五十八條、第二百五十九條第一項、第二項及び第四項、第二百五十九條ノ二、第二百五十九條ノ三、第二百六十條ノ一、第二百六十條ノ三、第二百六十條ノ四第一項から第三項まで、第二百六十一条、第二百六十七條第一項及び第三項から第七項まで、第二百六十八條から第二百六十九條まで並びに第二百七十二條の規定は組合の清算人について、それぞれ準用する。この場合において、第四十七條第五項中「商法第二百六十六條第二項、第三項、第五項、第七項(第三号を除く。)」から第九項まで、第十項前段及び第十七項」とあるのは「商法第二百六十六條第二項、第三項及び第五項」と、第五十條第一項中「事業報告書及び」とあるのは「事務報告書及び貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「事務報告書及び貸借対照表」と、同法第二百五十四條ノ二第三号中「本法」とあるのは「森林組合法、本法」と、同法第二百六十條ノ四第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と、同法第二百六十七條第四項中「前三項」とあるのは「第一項及前項」と、同法第四百十七條第二項中「前項」とあるのは「森林組合法第八十九条第一項」と、同法第四百二十一條第一項中「官報ヲ以テ公告」とあるのは「公告」と、同法第四百二十六條第一項中「六月前ヨリ引続キ総株主ノ議決権ノ百分ノ三以上ヲ有スル株主」とあるのは「総組合員(准組合員ヲ除ク)ノ五分ノ一以上ノ同意ヲ得タル組合員(准組合員ヲ除ク)」と読み替へるものとする。

た場合にあつては、その割合（以上の同意を得た組合員（准組合員を除く。））と、同法第四百八十三条第四項中「第四百七十八条第一項第一号」とあるのは「森林組合法第八十九条第一項」と、同法第五百七条第一項並びに第四百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と、同法第八百五十条第四項中「第五十五条、第二百十条第五項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」とあるのは「森林組合法第九十二条において準用する同法第四十九条の第三項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（定款に記載すべき事項）

第九十七条 組合の定款には、第四十二条第一項第一号から第六号まで及び第八号から第十二号までに掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

（役員）

第九十八条 組合は、役員として理事及び監事を置かなければならない。

2・3（略）

（決算関係書類の作成、備付け及び閲覧等）

第九十八条の三 理事は、農林水産省令で定めるところにより、事業年度ごとに、事業報告、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案を作成しなければならない。

2 前項の規定により作成すべきもの（以下この条において「事業報告等」という。）は、電磁的記録をもつて作成することができる。

3 理事は、通常総会の日の一週間前の日までに、事業報告等を監事に提出し、又は提供し、かつ、主たる事務所に備えて置かなければならない。

4 組合員及び組合の債権者は、組合の業務時間内は、いつでも、理事に対し次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一 事業報告等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 事業報告等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を農林水産省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて組合の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

5 組合員及び組合の債権者は、前項第一号又は第四号に掲げる請求をするには、組合の定め

（定款に記載すべき事項）

第九十七条 組合の定款には、第四十二条第一項第一号から第六号まで及び第八号から第十二号までに掲げる事項を記載しなければならない。

（役員）

第九十八条 組合に役員として理事及び監事を置く。

2・3（略）

（新設）

た費用を支払わなければならない。

6 理事は、監事の意見を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を添えて、事業報告等を通常総会に提出し、又は提供し、その承認を求めなければならない。

(準用規定等)

第百条 第二十八条第三項から第五項まで、第三十条、第三十一条第一項本文及び第三項から第八項まで、第三十三条並びに第三十五条から第四十一条の二までの規定は、組合員について準用する。

2 第四十二条第二項及び第三項、第四十三条、第四十三條の二、第四十四条第三項から第八項まで、第四十五条、第五十二条、第五十五条から第五十七条まで、第五十九条第二項から第四項まで、第六十条から第六十条の四まで、第六十一条(第一項第四号を除く。)、第六十二条、第六十三条(第四号に係る部分を除く。)、第六十三條の三、第六十三條の四、第六十五条、第六十六条、第六十七条、第六十八条第一項から第三項まで、第七十条、第七十二条並びに第七十三条、民法第六十条及び第六十一条第一項並びに会社法第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条(第十六号及び第十七号に係る部分に限る。)、第八百三十五條第一項、第八百三十六條第一項及び第三項、第八百三十七條、第八百三十八條並びに第八百四十六條の規定(これらの規定において準用する同法の規定を含む。)(中監査役に関する部分を除く。)(は組合の管理について、第四十四条の二、第四十七条第一項、第四十九條の三第一項、第八項及び第十項並びに第五十二条の二前段の規定は理事及び監事について、第四十九條の三第九項(第一号に係る部分に限る。))並びに民法第四十四条第一項、第五十二条第二項及び第五十三条から第五十六条までの規定は理事について、第四十四条の三第二項及び同法第五十九条の規定は監事について、それぞれ準用する。この場合において、第五十二条の二前段中「次条第一項の一時役員の職務を行うべき者」とあるのは「第百条第二項において準用する民法第五十六条の仮理事」と、第五十五条第二項中「理事会の議決により」とあるのは「理事の過半数で」と、第五十六条第三項及び第五十九条第二項中「理事会」とあるのは「理事」と、第五十七条中「森林組合連合会」とあるのは「森林組合又は森林組合連合会」と、第六十一条第一項第六号中「森林組合連合会」とあるのは「森林組合若しくは森林組合連合会」と、同項第七号中「組合」とあるのは「森林組合」と、第六十五条第六項中「選挙」とあるのは「選挙及び解散又は合併の議決」と、第七十二条中「第二十条から第二十二條まで及び第七十条」とあるのは「第九十九条並びに第百条第二項において準用する第六十八條第一項から第三項まで及び第七十条」と、同法第五十六条中「裁判所は、利害関係人又は検察官」とあるのは「行政庁は、利害関係人又は検察官」とあるのは「行政庁は、利害関係人又は検察官」と、同法第八百三十一条第一項中「第三百四十六條第一項(第四百七十九條第四項において準用する場合を含む。)(とあるのは「森林組合法第百条第二項において

(準用規定)

第百条 第二十八条第三項から第五項まで、第三十条、第三十一条第一項本文及び第三項から第七項まで、第三十三条並びに第三十五条から第四十一条までの規定は、組合員について準用する。

2 第四十二条第二項及び第三項、第四十三条、第四十三條の二、第四十四条第三項から第八項まで、第四十五条、第四十九條、第五十条、第五十一条、第五十二条、第五十五条から第五十七条まで、第五十九条第二項から第四項まで、第六十条、第六十条の二、第六十一条(第一項第四号を除く。)、第六十二条、第六十三条、第六十五条、第六十六条、第六十七条、第六十八條第一項から第三項まで、第七十条、第七十二条並びに第七十三条、民法第六十条、第六十一条第一項及び第六十四条並びに商法第二百四十三條、第二百四十四條第一項から第三項まで、第二百四十七條から第二百四十九條まで、第二百五十一条及び第二百五十二条の規定は組合の管理について、第四十七条第一項から第三項まで並びに同法第二百五十四條第三項、第二百五十六條第三項及び第二百五十八條第一項の規定は理事及び監事について、第四十七條第四項並びに民法第四十四条第一項、第五十二条第一項及び第五十三条から第五十六条までの規定は理事について、同法第五十九条及び商法第二百七十八條の規定は監事について、それぞれ準用する。この場合において、第四十九條第二項中「総会及び理事会」とあるのは「総会」と、第五十五条第二項中「理事会の議決により」とあるのは「理事の過半数で」と、第五十六条第三項及び第五十九条第二項中「理事会」とあるのは「理事」と、第五十七条中「森林組合連合会」とあるのは「森林組合又は森林組合連合会」と、第六十一条第一項第六号中「森林組合連合会」とあるのは「森林組合若しくは森林組合連合会」と、同項第七号中「組合」とあるのは「森林組合」と、第六十五条第六項中「選挙」とあるのは「選挙及び合併又は解散の議決」と、第六十七条第三項中「商法第三百八十条」とあるのは「商法第三百八十条(監査役に関する部分を除く。)(と、第七十二条中「第二十条から第二十二條まで及び第六十八條から前条まで」とあるのは「第九十九条並びに第百条第二項において準用する第六十八條第一項から第三項まで及び第七十条」と、民法第五十六条中「裁判所は、利害関係人又は検察官」とあるのは「行政庁は、利害関係人」と、同法第六十四条中「第六十二条」とあるのは「森林組合法第百条第二項において準用する同法第六十条の二第三項」と、同法第二百四十三條中「第二百三十二條」とあるのは「森林組合法第百条第二項に於て準用する同法第六十条の二第三項」と、同法第二百四十四條第二項中「記載又八記録スル」とあるのは「記載スル」と、同法第二百四十七條第一項中「取締役又八監査役」とあるのは「又八理事」と、同法第二百四十九條第一項(同法第二百五十二条において準用する場合を含む。)

準用する同法第五十二條の二前段」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

- 3 第三十一條第一項本文及び第四項から第七項まで、第六十二條第二項及び第三項、第六十三條の三、第六十三條の四、第七十四條から第七十六條まで、第七十七條第一項から第七項まで並びに第七十八條から第八十二條まで並びに会社法第三百十條第二項、第三項、第六項及び第七項、第三百十一條（第二項を除く。）、第三百十二條第一項、第四項及び第五項、第八百三十條、第八百三十一條、第八百三十四條（第十六号及び第十七号に係る部分に限る。）、第八百三十五條第一項、第八百三十六條第一項及び第三項、第八百三十七條、第八百三十八條並びに第八百四十六條の規定（これらの規定中監査役に関する部分を除く。）は、組合の設立について準用する。この場合において、第三十一條第四項中「前項」とあるのは「第百條第三項において準用する第七十七條第七項」と、同條第五項中「前二項」とあるのは「第百條第三項において準用する第七十七條第七項又は前項」と、第六十三條の三中「第六十條の二及び第六十條の三」とあるのは「第百條第三項において準用する第七十七條第一項及び第二項」と、第七十四條及び第七十六條第二項中「十人」とあるのは「五人」と、同法第三百十條第七項第二号、第三百十一條第一項並びに第三百十二條第一項及び第五項中「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と、同法第八百三十一條第一項及び第八百三十六條第一項ただし書中「設立時取締役」とあるのは「発起人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
- 4 第八十三條（第六項を除く。）、第八十四條、第八十四條の三から第八十八條まで、第八十九條第一項及び第九十條、民法第七十三條、第七十五條、第七十六條及び第七十八條から第八十三條まで、会社法第五百二條並びに第五百七條第一項及び第三項並びに非訟事件手続法第三十五條第一項及び第三十六條から第四十條までの規定は、組合の解散及び清算について準用する。この場合において、第八十三條第四項中「十人」とあるのは「五人」と、民法第七十五條中「前条」とあるのは「森林組合法第百條第四項において準用する同法第八十九條第一項」と、会社法第五百七條第一項中「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

- 5 組合の解散及び清算を監督する裁判所は、行政庁に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。
- 6 行政庁は、組合の解散及び清算を監督する裁判所に対し、意見を述べることができる。

- 2 第六十三條、第六十五條の二、第八十四條、第八十四條の三、第八十六條及び第八十七條の二の規定は前項の規定による権利義務の承継について、会社法第八百二十八條第一項（第五号に係る部分に限る。）及び第二項（第五号に係る部分に限る。）、第八百三十四條（第

（連合会の権利義務の包括承継）
第百八條の三（略）

）中「取締役又八監査役」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

- 3 第三十一條第一項本文及び第四項から第七項まで、第六十二條第二項及び第三項、第七十四條から第七十六條まで、第七十七條第一項から第七十八條から第八十二條まで並びに商法第二百四十三條、第二百四十四條第一項から第三項まで、第二百四十七條から第二百四十九條まで、第二百五十一條及び第二百五十二條の規定（これらの規定中監査役に関する部分を除く。）は、組合の設立について準用する。この場合において、第三十一條第四項中「前項」とあるのは「第百條第三項において準用する第七十七條第七項」と、同條第五項中「前二項」とあるのは「第百條第三項において準用する第七十七條第七項又は前項」と、第七十四條及び第七十六條第二項中「十人」とあるのは「五人」と、同法第二百四十三條中「第二百三十二條ノ規定ヲ適用セス」とあるのは「森林組合法第百條第三項ニ於テ準用スル同法第七十七條第一項ノ規定ニ依ル公告ハ之ヲ為スコトヲ要セス」と、同法第二百四十四條第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と、同條第三項中「取締役」とあるのは「発起人」と読み替えるものとする。
- 4 第八十三條（第六項を除く。）、第八十四條から第八十八條まで、第八十九條第一項及び第九十條第一項、民法第七十三條、第七十五條、第七十六條及び第七十八條から第八十三條まで、商法第三百十一條及び第四百二十七條第一項並びに非訟事件手続法第三十五條第二項、第三十六條、第三十七條ノ二、第三百三十五條ノ二十五第二項及び第三項、第三百三十六條、第三百三十七條並びに第三百三十八條の規定は、組合の解散及び清算について準用する。この場合において、第八十三條第四項中「十人」とあるのは「五人」と、民法第七十五條中「前条」とあるのは「森林組合法第百條第四項において準用する同法第八十九條第一項」と読み替えるものとする。

- （新設）
- （新設）

- 2 第六十三條、第六十五條の二、第八十四條及び第八十六條並びに商法第三百八十條の規定は、前項の規定による権利義務の承継について準用する。

（連合会の権利義務の包括承継）
第百八條の三（略）

五号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六條から第八百三十九條まで並びに第八百四十六條の規定は前項の規定による権利義務の承継の無効の訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3・4 (略)

(準用規定)

第九百九条 (略)

2 第二十八條から第三十條まで、第三十一條第三項から第八項まで及び第三十二條から第四十一條までの規定は、連合会の会員について準用する。

3 第四十二條から第四十三條の二まで、第四十四條(第三項ただし書、第七項及び第九項を除く。)、第四十四條の二から第五十六條まで、第五十八條から第六十條の四まで、第六十一條第二項から第四項まで、第六十二條から第六十四條まで並びに第六十六條から第七十三條までの規定は、連合会の管理について準用する。この場合において、第四十四條第五項中「一人」とあるのは、「一人(第四百四條第二項の規定によりその会員に対して二個以上の選挙権を与える森林組合連合会にあつては、選挙権一個)」と、第六十八條第四項中「第九條第一項第一号又は同条第二項第十四号に掲げる事業」とあるのは、「第一百一條第一項第一号又は第十六号に掲げる事業」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 第七十五條から第八十二條の二までの規定は、連合会の設立について準用する。この場合において、第七十六條第二項中「十人」とあるのは、「二人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 第八十四條から第九十條まで及び第九十二條の規定は、連合会の解散及び清算について準用する。この場合において、第八十五條第三項中「第四十四條第九項本文」とあるのは、「第一百五條本文」と、第八十九條第一項中「及び破産」とあるのは、「破産及び第八百八條の二第四項第一号に掲げる事由」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(業務又は財産状況の報告の徴収)

第一百十條 (略)

2 (略)

3 前項に規定する「子会社」とは、組合(生産森林組合を除く。)(がその総株主等の議決権(総株主又は総出資者の議決権)(株式会社にあつては、株主総会において決議することができ、議決権の全部につき議決権を行使することができない株式)についての議決権を除き、会社法第八百七十九條第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式)についての議決権を含む。以下この項において同じ。(をいう。以下この項において同じ。)(の百分の五十

3・4 (略)

(準用規定)

第九百九条 (略)

2 第二十八條から第三十條まで、第三十一條第三項から第七項まで及び第三十二條から第四十一條までの規定は、連合会の会員について準用する。

3 第四十二條、第四十三條、第四十四條(第三項ただし書、第七項及び第九項を除く。)、第四十五條から第五十六條まで、第五十八條から第六十條の二まで、第六十一條第二項から第四項まで、第六十二條から第六十四條まで並びに第六十六條から第七十三條までの規定は、連合会の管理について準用する。この場合において、第四十四條第五項中「一人」とあるのは、「一人(第四百四條第二項の規定によりその会員に対して二個以上の選挙権を与える森林組合連合会にあつては、選挙権一個)」と、第六十八條第四項中「第九條第一項第一号又は同条第二項第十四号に掲げる事業」とあるのは、「第一百一條第一項第一号又は第十六号に掲げる事業」と読み替えるものとする。

4 第七十五條から第八十二條の二までの規定は、連合会の設立について準用する。この場合において、第七十六條第二項中「十人」とあるのは、「二人」と読み替えるものとする。

5 第八十四條から第九十條まで及び第九十二條の規定は、連合会の解散及び清算について準用する。この場合において、第八十五條第三項中「第四十四條第九項本文」とあるのは、「第一百五條本文」と、第八十九條第一項中「及び破産」とあるのは、「破産及び第八百八條の二第四項第一号に掲げる事由」と読み替えるものとする。

(業務又は財産状況の報告の徴収)

第一百十條 (略)

2 (略)

3 前項に規定する「子会社」とは、組合(生産森林組合を除く。)(がその総株主等の議決権(総株主又は総社員の議決権)(商法第二百一十一條ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式)又は持分に係る議決権を含む。以下この項において同じ。(をいう。以下この項において同じ。)(の百分の五十を超える議決権を有する会社をいう。この場合において、その組合及びその一

を超える議決権を有する会社をいう。この場合において、その組合及びその一若しくは二以上の子会社又はその組合の一若しくは二以上の子会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する他の会社は、その組合の子会社とみなす。

4 (略)

第二百一十一条 (略)

(削る)

第二百一十一条の二 第八条の二第五項において準用する会社法第九百五十五条第一項の規定に違反して、調査記録簿等(同項に規定する調査記録簿等をいう。以下この条において同じ。)に同項に規定する電子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は同項の規定に違反して調査記録簿等を保存しなかつた者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二百一十一条の三 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第二百一十一条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

一 第八条の二第五項において準用する会社法第九百四十六条第三項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 正当な理由がないのに、第八条の二第五項において準用する会社法第九百五十一条第二項各号又は第九百五十五条第二項各号に掲げる請求を拒んだ者

第二百二十二条 次に掲げる場合には、組合の役員又は清算人は、五十万円以下の過料に処する。
。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 (略)

二 第八条第一項の規定に基づく政令で定める登記をすることを怠つたとき。

三 二の二 第八条の二第五項において準用する会社法第九百四十一条の規定に違反して同条の調査を求めなかつたとき。

三 二の二 (略)

六の二 第三十一条第八項(第百条第一項及び第百九条第二項において準用する場合を含む)次号において同じ。、第七十七条第八項(第百九条第四項において準用する場合を含む)

若しくは二以上の子会社又はその組合の一若しくは二以上の子会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する他の会社は、その組合の子会社とみなす。

4 (略)

第二百一十一条 (略)

2| 組合の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、その組合の業務に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その組合に対して同項の罰金刑を科する。

(新設)

(新設)

(新設)

第二百二十二条 次に掲げる場合には、組合の役員又は清算人は、五十万円以下の過料に処する。
。

一 (略)

二 第八条第一項の規定に基づく政令で定める登記を怠り、又は不実の登記をしたとき。

三 二の二 (略)

(新設)

む。以下この項において同じ。)(若しくは第百条第三項において準用する会社法第三百十条第六項、第三百十一条第三項若しくは第三百十二条第四項の規定又は第四十一条の第二項(第九十二条(第百九条第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)、第百条第一項及び第百九条第二項において準用する場合を含む。)、第四十三条の二第一項(第九十二条、第百条第二項及び第百九条第三項において準用する場合を含む。)、第四十六条の三第一項(第九十二条及び第百九条第三項において準用する場合を含む。)、第五十条第九項(第九十二条及び第百九条第三項において準用する場合を含む。)(若しくは第十項(第百九条第三項において準用する場合を含む。))、第六十三条の四第二項若しくは第三項)これらの規定を第七十七条第八項、第九十二条、第百条第二項及び第三項並びに第百九条第三項において準用する場合を含む。)(第六十六条第一項(第八十四条第四項(第百条第四項、第百八条の三第二項及び第百九条第五項において準用する場合を含む。))、第百条第二項及び第百九条第三項において準用する場合を含む。)(第八十四条の三第一項(第百条第四項、第百八条の三第二項及び第百九条第五項において準用する場合を含む。))第八十七条の二第二項(第百条第四項、第百八条の三第二項及び第百九条第五項において準用する場合を含む。)(若しくは第九十八条の三第三項の規定に違反して、書類若しくは電磁的記録を備えて置かず、その書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。)

六の三 第三十一条第八項、第七十七条第八項若しくは第百条第三項において準用する会社法第三百十条第七項、第三百十一条第四項若しくは第三百十二条第五項の規定又は第四十一条の二第三項(第九十二条、第百条第一項及び第百九条第二項において準用する場合を含む。)(第四十三條の二第二項(第九十二条、第百条第二項及び第百九条第三項において準用する場合を含む。)(、第四十六條の三第三項(第九十二条及び第百九条第三項において準用する場合を含む。)(、第五十条第十一項(第九十二条及び第百九条第三項において準用する場合を含む。)(、第六十三條の四第四項(第七十七条第八項、第九十二条、第百条第二項及び第三項並びに第百九条第三項において準用する場合を含む。)(、第八十四条の三第二項(第百条第四項、第百八条の三第二項及び第百九条第五項において準用する場合を含む。)(、第八十七条の二第三項(第百条第四項、第百八条の三第二項及び第百九条第五項において準用する場合を含む。)(若しくは第九十八条の三第四項の規定に違反して、正当な理由がないのに、書類若しくは電磁的記録に記載された事項を農林水産省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写又は書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記載された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

七・八 (略)

(削る)

(新設)

七・八 (略)

八の二

第四十七条第五項(第百九条第三項において準用する場合を含む。)(において準用

(削る)

九 第四十四条の三第二項(第九十二条、第一百条第一項及び第九十九条第三項において準用する場合を含む。)(の規定に違反したとき。

十 第四十九条の二第二項(第九十二条及び第九十九条第三項において準用する場合を含む。)(の規定又は第四十九条の二第四項(第九十九条第三項において準用する場合を含む。次号及び次項において同じ。)(若しくは第九十二条において準用する会社法第三百八十四条の規定による調査を妨げたとき。

十一 第四十九条の二第四項において準用する会社法第三百四十二条第一項の規定による請求があつた場合において、その請求に係る事項を総会の目的とせず、又はその請求に係る議案を総会に提出しなかつたとき。

十二 第四十九条の三第五項(第九十九条第三項において準用する場合を含む。)(の規定による開示をすることを怠つたとき。

十三 第五十条第一項若しくは第六十七条の三第一項(これらの規定を第九十九条第三項において準用する場合を含む。)(若しくは第九十条(第一百条第四項及び第九十九条第五項において準用する場合を含む。)(の規定又は第九十二条若しくは第一百条第四項において準用する会社法第五百七条第一項の規定に違反して、貸借対照表、財産目録、会計帳簿若しくは決算報告を作成せず、これらの書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

十一 (略)

(削る)

(削る)

する商法第二百六十六条第八項の規定による開示をすることを怠つたとき。

九 第四十九条第一項若しくは第二項若しくは第五十条第一項(これらの規定を第九十二条、第一百条第二項及び第九十九条第三項において準用する場合を含む。)(の規定に違反して、書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をし、又は正当な理由がないのに第四十九条第四項若しくは第五十条第三項(これらの規定を第九十二条、第一百条第二項及び第九十九条第三項において準用する場合を含む。)(の規定による閲覧若しくは謄写を拒んだとき。

十 第五十一条(第九十二条、第一百条第二項及び第九十九条第三項において準用する場合を含む。)(の規定に違反したとき。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

十一 (略)

十二 第五十四条(第九十九条第三項において準用する場合を含む。次号において同じ。)(において準用する商法第二百七十四条第一項又は第二百七十五条の規定による調査を妨げたとき。

十三の二 第五十四条若しくは第九十二条(第九十九条第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)(において準用する商法第二百六十条ノ四第一項若しくは第二項の規定、第六十四条(第九十九条第三項において準用する場合を含む。)(、第七十七条第八項(第九十九条第四項において準用する場合を含む。)(若しくは第一百条第二項若しくは第三項において準用する同法第二百四十四条第一項若しくは第二項の規定、第九十条第一項(第一百条第四項及び第九十九条第五項において準用する場合を含む。)(の規定又は第九十一条若しくは第一百条第四項において準用する同法第四百二十七条第一項の規定に違反して議

十二 第五十八条（第九十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定、第五十九条第二項若しくは第六十条第二項（これらの規定を第五十二条第四項（第一百条第二項及び第九十九条第三項において準用する場合を含む。））、第九十二条、第一百条第二項及び第九十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定、第六十五条の二第二項若しくは第四項（これらの規定を第八十条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定又は第一百条第二項において準用する民法第六十条の規定に違反したとき。

十二の二（略）

十三 第六十三条の二（第七十七条第八項、第九十二条及び第九十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して正当な理由がないのに説明をしなかつたとき。

十三の二（略）

十六の二 第八十四条の二第三項（第九十九条第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、公告若しくは通知をすることを怠り、又は不正の公告若しくは通知をしたとき。

十七 第九十二条において準用する会社法第四百八十四条第一項の規定又は第一百条第四項において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠つたとき。

十八 清算の結了を遅延させる目的をもつて第九十二条において準用する会社法第四百九十条第一項の期間又は第一百条第四項において準用する民法第七十九条第一項の期間を不当に定めたとき。

十九 第九十二条において準用する会社法第四百九十条第一項又は第一百条第四項において準用する民法第七十九条第一項若しくは第八十一条第一項に規定する公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

二十 第九十二条において準用する会社法第五百条第一項の規定に違反して債務の弁済をし、又は第一百条第四項において準用する民法第七十九条第一項の期間内に債権者に弁済をしたとき。

二十一 第九十二条又は第一百条第四項において準用する会社法第五百一条の規定に違反して組合の財産を処分したとき。

（削る）

（削る）

事録、財産目録、貸借対照表若しくは決算報告書を作成せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

十二の三 第五十八条（第九十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定、第五十九条第二項若しくは第六十条（これらの規定を第五十二条第四項（第一百条第二項及び第九十九条第三項において準用する場合を含む。））、第九十二条、第一百条第二項及び第九十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定、第六十五条の二第二項若しくは第四項（これらの規定を第八十条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定又は第一百条第二項において準用する民法第六十条の規定に違反したとき。

十三（略）

（新設）

十三の二（略）

（新設）

十七 第九十二条において準用する商法第二百二十四条第三項又は第一百条第四項において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠つたとき。

（新設）

十八 第九十二条において準用する商法第二百二十四条第三項若しくは第一百条第四項において準用する民法第八十一条第一項、第九十二条において準用する商法第四百二十一条第一項又は第一百条第四項において準用する民法第七十九条第一項に規定する公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

（新設）

十九 第九十二条又は第一百条第四項において準用する商法第三百一十一条の規定に違反して組合の財産を処分したとき。

二十 清算の結了を遅延させる目的をもつて第九十二条において準用する商法第四百二十一条第一項又は第一百条第四項において準用する民法第七十九条第一項の期間を不当に定めたとき。

二十一 第九十二条において準用する商法第四百二十三条の規定に違反して債務の弁済をし、又は第一百条第四項において準用する民法第七十九条第一項の期間内に債権者に弁済したとき。

<p>2 会社法第九百七十六条に規定する者が、第四十九条の二第四項において準用する同法第三 百八十一条第三項の規定による調査を妨げたときは、五十万円以下の過料に処する。</p> <p>3 4 (略)</p>	<p>とき。</p> <p>2 2 二十二 (略)</p> <p>3 3 (新設)</p> <p>(略)</p>
--	--

改正案

現行

<p>（独立行政法人農林漁業信用基金の特例等） 第六条 独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）は、独立行政法人農林漁業信用基金法（平成十四年法律第二百二十八号）第十二条に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため、次の業務を行う。 一・二（略） 三 信用基金に出資している次に掲げる者（その者が口に掲げる者である場合には、その直接の構成員となつてゐる八に掲げる者を含む。）で第四条第一項又は第二項の認定を受けたものが、当該認定に係る同条第三項第二号の措置を実施するのに必要な資金を独立行政法人農林漁業信用基金法第十三条第一項の融資機関から借り入れること（当該資金に充てるため手形の割引を受けることを含む。）により当該融資機関に対して負担する債務を保証すること。 イ（略） 口 木材卸売業者等（資本金の額又は出資の総額が千万円以下の会社並びに常時使用する従業者の数が百人以下の会社及び個人に限る。八において同じ。）が直接又は間接の構成員となつてゐる中小企業等協同組合 八（略） 四（略） 2（略）</p>	<p>（独立行政法人農林漁業信用基金の特例等） 第六条（同上） 一・二（略） 三（同上） イ（略） 口 木材卸売業者等（資本金の額又は出資の総額が千万円以下の会社並びに常時使用する従業者の数が百人以下の会社及び個人に限る。八において同じ。）が直接又は間接の構成員となつてゐる中小企業等協同組合 八（略） 四（略） 2（略）</p>
---	---

改正案

現行

（農地法の特例）
 第十三条の三 関連事業者等が認定計画に従つて第十二条第三項に規定する措置として認定農業者に出資している場合における当該関連事業者等についての農地法第二条第七項第二号の規定の適用については、同号中「トに掲げる者の有する議決権の」とあるのは、「トに掲げる者（農業経営基盤強化促進法第十二条の二第二項に規定する認定計画に従つてその法人に出資している同項に規定する関連事業者等を除く。以下この号において同じ。）の有する議決権の」とする。

（農地法の特例）
 第十三条の三 関連事業者等が認定計画に従つて第十二条第三項に規定する措置として認定農業者に出資している場合における当該関連事業者等についての農地法第二条第七項第二号の規定の適用については、同号中「トに掲げる者の数」とあるのは、「トに掲げる者（農業経営基盤強化促進法第十二条の二第二項に規定する認定計画に従つてその法人に出資している同項に規定する関連事業者等を除く。以下この号において同じ。）の数」とする。

改正案

現行

<p>（登録実施機関の登録の基準）</p> <p>第二十条 農林水産大臣は、第十八条の規定により登録実施機関の登録を申請した者（以下この項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録実施機関の登録をしなければならぬ。この場合において、登録実施機関の登録に關して必要な手続は、農林水産省令で定める。</p> <p>一（略）</p> <p>二 登録申請者が、農林漁業体験民宿業者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。</p> <p>イ 登録申請者が株式会社である場合にあつては、農林漁業体験民宿業者がその親法人（会社法（平成十七年法律第 号）第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。）であること。</p> <p>ロ・ハ（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（財務諸表等の備付け及び閲覧等）</p> <p>第二十六条 登録実施機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第四十四条において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならぬ。</p>	<p>（登録実施機関の登録の基準）</p> <p>第二十条（同上）</p> <p>一（略）</p> <p>二（同上）</p> <p>イ 登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあつては、農林漁業体験民宿業者がその親会社（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十一条ノ二第一項の親会社をいう。）であること。</p> <p>ロ・ハ（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（財務諸表等の備付け及び閲覧等）</p> <p>第二十六条 登録実施機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第四十四条において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならぬ。</p> <p>2（略）</p>
---	---

改正案

現行

（監査結果の提出等）

第七条 前条の規定により農林中央金庫から協力を求められた農業協同組合中央会、漁業協同組合連合会又は水産加工業協同組合連合会は、農業協同組合法第百一条の三又は水産業協同組合法第百三十条第三項の規定にかかわらず、特定農水産業協同組合等について行つた農業協同組合法第七十三条の二十二第一項第二号又は水産業協同組合法第八十七条第一項第十号若しくは第七項若しくは第九十七条第一項第七号の監査の結果を記載した書類その他の監査に関する資料を農林中央金庫に対し提出し、又はその職員に閲覧させることができる。

（合併契約の承認）

第九条 農林中央金庫及び信用農水産業協同組合連合会は、合併を行うには、それぞれ総会の承認を受けて、合併契約を締結しなければならない。

2～4 （略）

（合併に係る手続の特例）

第九条の二 信用農水産業協同組合連合会の総会員（農業協同組合法第十二条第二項第二号又は第三号の規定による会員、水産業協同組合法第八十九条第一項に規定する准会員及び同法第九十八条の二第一項に規定する准会員を除く。）の数が農林中央金庫の総会員の数の五分の一を超えない場合であつて、かつ、信用農水産業協同組合連合会の最終の貸借対照表により現存する総資産額が農林中央金庫の最終の貸借対照表により現存する総資産額の五分の一を超えない場合における農林中央金庫の合併については、前条第一項の規定にかかわらず、同項の総会の承認を要しない。この場合においては、経営管理委員会の承認を受けなければならない。

2 前項の規定により総会の承認を経ないで合併を行う農林中央金庫は、合併契約にその旨を定めなければならない。

3 農林中央金庫が第一項の規定により総会の承認を経ないで合併を行う場合には、農林中央金庫は、合併契約を締結した日から二週間以内に、合併を行う信用農水産業協同組合連合会の名称及び住所、合併を行う時期並びに同項の規定により総会の承認を経ないで合併を行う旨を公告し、又は会員に通知しなければならない。

4 農林中央金庫の総会員の六分の一以上の会員が前項の規定による公告又は通知の日から二週間以内に農林中央金庫に対し書面をもって合併に反対の意思の通知を行ったときは、第一項の規定により総会の承認を経ないで合併を行うことはできない。

（監査結果の提出等）

第七条 前条の規定により農林中央金庫から協力を求められた農業協同組合中央会、漁業協同組合連合会又は水産加工業協同組合連合会は、農業協同組合法第百一条の三又は水産業協同組合法第百三十条第三項の規定にかかわらず、特定農水産業協同組合等について行つた農業協同組合法第七十三条の二十二第一項第二号又は水産業協同組合法第八十七条第一項第十号若しくは第八項若しくは第九十七条第一項第七号の監査の結果を記載した書類その他の監査に関する資料を農林中央金庫に対し提出し、又はその職員に閲覧させることができる。

（合併契約書の承認）

第九条 農林中央金庫及び信用農水産業協同組合連合会は、合併を行うには、合併契約書を作成して、それぞれ総会の承認を受けなければならない。

2～4 （略）

（新設）

(総会招集の手続)

第十条 農林中央金庫及び信用農水産業協同組合連合会が合併決議を行う場合には、第九條第一項の総会(同条第三項の総代会を含む。以下「合併総会」という。)の招集は、合併総会の日の二週間前までに、会議の目的たる事項のほか、合併契約の要領を示してしなければならない。

(農林中央金庫の総代会における合併決議の通知)

第十一条 (略)

2 会員が総会員の五分の一(これを下回る割合を定めた場合)にあつては、その割合(

以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を経営管理委員に提出して、総会の招集を請求したときは、経営管理委員会は、その請求のあつた日から三週間以内に総会を招集すべきことを決しなければならない。この場合において、書面の提出は、前項の通知に係る事項についての総代会の合併決議の日から一月以内にしなければならない。

3 前項の場合において、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものをいう。次条第二項第二号を除き、以下同じ。)により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項及び理由を当該電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該会員は、当該書面を提出したものとみなす。

4~7 (略)

(債権者の異議)

第十二条 農林中央金庫及び信用農水産業協同組合連合会は、合併決議の日(第九条の二第一項の規定により総会の承認を経ないで合併を行う農林中央金庫にあつては、経営管理委員会の承認の決議の日)から二週間以内に貸借対照表を作成するとともに、当該期間内に、債権者に対して、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、農林債の債権者、預金者又は貯金者、定期積金の積金者その他政令で定める債権者以外の知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第三号の期間は、一月を下つてはならない。

一 合併を行う旨

二 農林中央金庫及び信用農水産業協同組合連合会の貸借対照表に関する事項として主務省令で定めるもの

三 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

2 合併を行う農林中央金庫又は信用農水産業協同組合連合会が、前項の公告を、官報のほか、定款に定めた次の各号のいずれかに掲げる公告の方法によりするときは、同項の規定にかかわらず、当該農林中央金庫又は信用農水産業協同組合連合会による各別の催告は、するこ

(総会招集の手続)

第十条 農林中央金庫及び信用農水産業協同組合連合会が合併決議を行う場合には、前条第一項の総会(同条第三項の総代会を含む。以下「合併総会」という。)の招集は、合併総会の日の二週間前までに、会議の目的たる事項のほか、合併契約書の要領を示してなければならない。

(農林中央金庫の総代会における合併決議の通知)

第十一条 (略)

2 会員が総会員の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を経営管理委員に提出して、総会の招集を請求したときは、経営管理委員会は、その請求のあつた日から三週間以内に総会を招集すべきことを決しなければならない。この場合において、書面の提出は、前項の通知に係る事項についての総代会の合併決議の日から一月以内にしなければならない。

3 前項の場合において、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。)により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項及び理由を当該電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該会員は、当該書面を提出したものとみなす。

4~7 (略)

(債権者の異議)

第十二条 農林中央金庫及び信用農水産業協同組合連合会は、合併決議の日から二週間以内に、債権者に対して、異議があれば一定の期間内にこれを述べべき旨を公告し、かつ、農林債の権利者、預金者又は貯金者、定期積金の積金者その他政令で定める債権者以外の知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

2 前項の期間は、一月を下つてはならない。

とを要しない。

一 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

二 電子公告（公告の方法のうち、電磁的方法（会社法（平成十七年法律第 号）第二
条第三十四号に規定する電磁的方法をいう。）により不特定多数の者が公告すべき内容で
ある情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて同号に規定するものをとる
方法をいう。）

（削る）

3| 債権者が第一項第三号の期間内に異議を述べなかつたときは、合併を承認したものとみなす。

4| 債権者が第一項第三号の期間内に異議を述べたときは、農林中央金庫又は信用農水産業協同組合連合会は、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならぬ。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

（合併契約に関する書面等の備付け及び閲覧等）

第十二条の二 次の各号に掲げる農林中央金庫及び信用農水産業協同組合連合会の理事は、当該各号に定める期間、合併契約の内容その他主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして主務省令で定めるものをいう。以下同じ。）を主たる事務所に備えて置かなければならぬ。

一 農林中央金庫 合併総会の日（第九条の二第一項の規定により総会の承認を経ないで合併を行う場合にあつては、経営管理委員会の承認の決議の日）の二週間前の日から合併の登記の日後六月を経過する日まで

二 信用農水産業協同組合連合会 合併総会の日（二週間前の日）から合併の登記の日まで

2| 農林中央金庫又は信用農水産業協同組合連合会の会員及び債権者は、それぞれの業務時間内は、いつでも、理事に対し次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧

3| 合併を行う農林中央金庫又は信用農水産業協同組合連合会が、第一項の公告を、官報のほか、公告する方法として定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してするとき、同項の規定にかかわらず、当該農林中央金庫又は信用農水産業協同組合連合会による各別の催告は、することを要しない。

4| 債権者が第一項の期間内に異議を述べなかつたときは、合併を承認したものとみなす。

5| 債権者が第一項の期間内に異議を述べたときは、農林中央金庫又は信用農水産業協同組合連合会は、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならぬ。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

（新設）

の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて農林中央金庫若しくは信用農水産業協同組合連合会の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

3| 農林中央金庫又は信用農水産業協同組合連合会の会員及び債権者は、前項第一号又は第四号に掲げる請求をするには、農林中央金庫又は信用農水産業協同組合連合会の定めた費用を支払わなければならない。

(合併に反対する会員の持分払戻請求権)

第十三条 (略)

2| 農林中央金庫が第九条の二第一項の規定により總會の承認を経ないで合併を行う場合にあっては、農林中央金庫の会員で、同条第三項の規定による公告又は通知の日から二週間以内に農林中央金庫に対し書面をもつて合併に反対の意思を通知したものは、当該期間の満了の日から二十日以内に書面をもつて持分の払戻しを請求することにより、合併の日農林中央金庫を脱退することができる。

3| 農林中央金庫の会員は、前二項の規定により脱退したときは、定款で定めるところにより、その持分の全部又は一部の払戻しを請求することができる。

4| (略)

(合併に関する書面等の備付け及び閲覧等)

第十八条の二 農林中央金庫の理事は、合併の登記の日後遅滞なく、合併により農林中央金庫が承継した信用農水産業協同組合連合会の権利義務その他の合併に関する事項として主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。

2| 理事は、合併の登記の日から六月間、前項の書面又は電磁的記録を主たる事務所に備えて置かなければならない。

3| 農林中央金庫の会員及び債権者は、農林中央金庫の業務時間内は、いつでも、理事に対し次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一 第一項の書面の閲覧の請求

二 第一項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 第一項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 第一項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて農林中央金庫の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

4| 農林中央金庫の会員及び債権者は、前項第二号又は第四号に掲げる請求をするには、農林

(合併に反対する会員の持分払戻請求権)

第十三条 (略)

(新設)

2| 農林中央金庫の会員は、前項の規定により脱退したときは、定款で定めるところにより、その持分の全部又は一部の払戻しを請求することができる。

3| (略)

(新設)

中央金庫の定めた費用を支払わなければならない。

(会社法の準用)

第二十二條 会社法第八百二十八條第一項(第七号に係る部分に限る。)及び第二項(第七号に係る部分に限る。)、第八百三十四條(第七号に係る部分に限る。)、第八百三十五條第一項、第八百三十六條から第八百三十九條まで、第八百四十三條(第一項第二号から第四号まで及び第二項ただし書を除く。)並びに第八百四十六條の規定は農林中央金庫と信用農水産業協同組合連合会との合併の無効の訴えについて、同法第八百六十八條第五項、第八百七十條(第十五号に係る部分に限る。)、第八百七十一條本文、第八百七十二條(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十三條本文、第八百七十五條及び第八百七十六條の規定はこの条において準用する同法第八百四十三條第四項の申立てについて準用する。この場合において、同法第八百二十八條第二項第七号中「株主等若しくは社員等」とあるのは「會員、理事、経営管理委員、監事若しくは清算人」と、「株主等、社員等」とあるのは「會員、理事、経営管理委員、監事、清算人」と、同法第八百三十六條第一項ただし書中「取締役、」とあるのは「理事、経営管理委員、」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

2 会社法第九百三十七條第三項(第二号に係る部分に限る。)及び第四項の規定は、信用農水産業協同組合連合会に係る前項の合併の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合の登記について準用する。

(全部事業譲渡契約の承認)

第二十五條 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等は、事業譲渡(第二條第四項第一号及び第四号に掲げるものに限る。以下この章において同じ。)のうち信用事業の全部の譲渡に係るもの(以下「全部事業譲渡」という。)を行うには、それぞれ総会の承認を受けて、全部事業譲渡契約を締結しなければならない。

2 (略)

(一部事業譲渡契約の承認)

第二十六條 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等は、事業譲渡のうち信用事業の一部の譲渡に係るものを行うには、それぞれ総会の承認を受けて、一部事業譲渡契約を締結しなければならない。

2 4 (略)

(事業譲渡に係る手続の特例)

第二十六條の二 農林中央金庫が特定農水産業協同組合等から信用事業の全部又は一部の譲受

(商法等の準用)

第二十二條 商法(明治三十二年法律第四十八号)第四百八條ノ二第一項(各号列記以外の部分に限る。)及び第三項(第三号及び第四号を除く。)の規定は、合併を行う農林中央金庫及び信用農水産業協同組合連合会について準用する。この場合において、同条第一項中「左掲グルモノ」とあり、及び同条第三項第一号中「第一項二掲グルモノガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ其ノ書面」とあるのは、合併ヲ為ス農林中央金庫及信用農水産業協同組合連合会ノ貸借対照表」と、同項ただし書中「第二号又ハ第四号」とあるのは「第一号」と読み替えるものとする。

2 商法第四百十五條及び非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第百二十五條ノ八の規定は、農林中央金庫と信用農水産業協同組合連合会との合併について準用する。

(全部事業譲渡契約書の承認)

第二十五條 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等は、事業譲渡(第二條第四項第一号及び第四号に掲げるものに限る。以下この章において同じ。)のうち信用事業の全部の譲渡に係るもの(以下「全部事業譲渡」という。)を行うには、全部事業譲渡契約書を作成して、それぞれ総会の承認を受けなければならない。

2 (略)

(一部事業譲渡契約書の承認)

第二十六條 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等は、事業譲渡のうち信用事業の一部の譲渡に係るものを行うには、一部事業譲渡契約書を作成して、それぞれ総会の承認を受けなければならない。

2 4 (略)

(新設)

けを行う場合において、その対価が農林中央金庫の純資産の額として主務省令で定める方法により算定される額の五分の一を超えないときは、第二十五条第一項又は前条第一項の規定にかかわらず、農林中央金庫については第二十五条第一項又は前条第一項の總會の承認を要しない。この場合においては、経営管理委員会の承認を受けなければならない。

2 前項の規定により事業譲渡を行う場合については、第九条の二第二項から第四項までの規定を準用する。この場合において、同条第一項中「前項」とあり、及び同条第三項中「第一項」とあるのは、「第二十六条の二第一項」と、同項中「信用農水産業協同組合連合会」とあるのは、「特定農水産業協同組合等」と、同条第四項中「第一項」とあるのは、「第二十六条の二第二項」と読み替えるものとする。

(合併に関する規定の準用)

第二十七条 第十二条、第十三条、第十四条第一項及び第二項、第十五条、第十八条並びに第十九条の規定は、事業譲渡について準用する。この場合において、第十二条第一項、第二項及び第四項、第十五条第一項及び第二項第二号、第十八条並びに第十九条第三項中「信用農水産業協同組合連合会」とあるのは、「特定農水産業協同組合等」と、第十二条第一項中「第九条の二第一項」とあるのは、「第二十六条の二第一項」と、第十三条第二項中「第九条の二第一項」とあるのは、「第二十六条の二第一項」と、「同条第三項」とあるのは「同条第二項において準用する第九条の二第三項」と、第十四条第一項中「信用農水産業協同組合連合会の会員」とあるのは、「特定農水産業協同組合等の組合員又は会員」と、「当該信用農水産業協同組合連合会」とあるのは、「当該特定農水産業協同組合等」と、同条第二項前段中「信用農水産業協同組合連合会」とあるのは、「特定農水産業協同組合等」と、「第九十二条第二項又は第九十二条第二項において準用する同法第二十八条」とあるのは、「第二十八条（同法第九十二条第二項、第九十六条第二項又は第九十六条第二項において準用する場合を含む。）」と、「信用漁業協同組合連合会又は信用水産加工業協同組合連合会」とあるのは、「特定漁業協同組合等」と、同項後段中「第九十二条第二項若しくは第九十六条第二項において準用する同法第二十八条第二項」とあるのは、「第二十八条第二項（同法第九十二条第二項又は第九十六条第二項において準用する場合を含む。）」と、「第十九条第一項中「信用農水産業協同組合連合会と合併した」とあるのは、「特定農水産業協同組合等から信用事業の全部又は一部を譲り受けた」と、「当該信用農水産業協同組合連合会の会員」とあるのは、「当該譲り受けた信用事業に係る当該特定農水産業協同組合等の組合員又は会員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(会社法の準用)

第三十条 会社法第八百二十八条第一項（第五号に係る部分に限る。）及び第二項（第五号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第五号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一

(合併に関する規定の準用)

第二十七条 第十二条第一項、第二項、第四項及び第五項、第十三条、第十四条第一項及び第二項、第十五条、第十八条並びに第十九条の規定は、事業譲渡について準用する。この場合において、第十二条第一項及び第五項、第十五条第一項及び第二項第二号、第十八条並びに第十九条第三項中「信用農水産業協同組合連合会」とあるのは、「特定農水産業協同組合等」と、第十四条第一項中「信用農水産業協同組合連合会の会員」とあるのは、「特定農水産業協同組合等の組合員又は会員」と、「当該信用農水産業協同組合連合会」とあるのは、「当該特定農水産業協同組合等」と、同条第二項前段中「信用農水産業協同組合連合会」とあるのは、「特定農水産業協同組合等」と、「第九十二条第二項又は第九十六条第二項において準用する同法第二十八条」とあるのは、「第二十八条（同法第九十二条第二項、第九十六条第二項又は第九十六条第二項において準用する場合を含む。）」と、「第十九条第一項中「信用農水産業協同組合連合会と合併した」とあるのは、「特定農水産業協同組合等から信用事業の全部又は一部を譲り受けた」と、「当該信用農水産業協同組合連合会の会員」とあるのは、「当該譲り受けた信用事業に係る当該特定農水産業協同組合等の組合員又は会員」と読み替えるものとする。

(商法の準用)

第三十条 商法第四百八条ノ二第一項（各号列記以外の部分に限る。）及び第三項（第三号及び第四号を除く。）の規定は、事業譲渡を行う農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等に

項、第八百三十六條から第八百三十九條まで並びに第八百四十六條の規定は、事業譲渡の無効の訴えについて準用する。この場合において、同法第八百二十八條第二項第五号中「株主等」とあるのは「組合員、会員、理事、経営管理委員、監事、清算人」と、同法第八百三十六條第一項ただし書中「取締役」とあるのは「理事、経営管理委員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(政令への委任)

第四十四條 第九條第一項の合併契約、第二十五條第一項の全部事業譲渡契約又は第二十六條第一項の一部事業譲渡契約に定めるべき事項その他この法律の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十七條 農林中央金庫の役員又は特定農水産業協同組合等の役員若しくは清算人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。

一・二 (略)

三 第九條の二第三項(第二十六條の二第二項において準用する場合を含む。)、第十一條第二項(第二十五條第二項において準用する場合を含む。)、第十二條第一項(第二十七條において準用する場合を含む。)(又は第二十八條第一項の規定に違反して公告、通知若しくは催告をすることを怠り、又は不正の公告、通知若しくは催告をしたとき。

四 (略)

五 第十二條第四項(第二十七條において準用する場合を含む。)(の規定に違反して合併又は事業譲渡を行ったとき。

六 第十二條の二第一項又は第十八條の二第一項の規定に違反して、書面若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

七 第十二條の二第一項又は第十八條の二第二項の規定に違反して書類又は電磁的記録を備えて置かなかつたとき。

八 第十二條の二第二項又は第十八條の二第三項の規定に違反して、正当な理由がないのに、書面若しくは電磁的記録に記載された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は書面の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記載された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

九 (略)

十 第十六條第一項の規定に違反して登記をすることを怠つたとき。

十一 (略)

(削る)

ついで準用する。この場合において、同条第一項中「左掲グルモノ」とあり、及び同条第三項第一号中「第一項二掲グルモノ」が書面ヲ以テ作ラレタルトキハ其ノ書面」とあるのは、「事業譲渡ヲ為ス農林中央金庫及特定農水産業協同組合等ノ貸借対照表」と、同項ただし書中「第二号又八第四号」とあるのは「第一号」と読み替えるものとする。

(政令への委任)

第四十四條 第九條第一項の合併契約書、第二十五條第一項の全部事業譲渡契約書又は第二十六條第一項の一部事業譲渡契約書に記載すべき事項その他この法律の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十七條 (同上)

一・二 (略)

三 第十一條第一項(第二十五條第二項において準用する場合を含む。)(、第十二條第一項(第二十七條において準用する場合を含む。)(又は第二十八條第一項の規定に違反して公告、通知若しくは催告をすることを怠り、又は不正の公告、通知若しくは催告をしたとき。

四 (略)

五 第十二條第五項(第二十七條において準用する場合を含む。)(の規定に違反して合併又は事業譲渡を行ったとき。

(新設)

(新設)

(新設)

六 (略)

七 第十六條第一項の規定に違反して登記をすることを怠り、又は不実の登記をしたとき。

八 (略)

九 第二十二條第一項又は第三十條第一項において準用する商法第四百八條ノ二第一項(各号列記以外の部分に限る。)(又は第三項(第三号及び第四号を除く。)(の規定に違反して

十二・十三
(略)

貸借対照表を備えて置かず、正当な理由がないのにその貸借対照表の閲覧を拒み、又はその
十二・十三
(略)

改正案

現行

<p>(定義) 第二条 (略) 2・3 (略) 4 この法律において「監督庁」とは、次に定める行政庁をいう。 一 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第百四十二号）第十一条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合及び同法第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合（第八条第一項において「組合」と総称する。）については、都道府県の区域を超える区域を地区とするものにあつては農林水産大臣及び内閣総理大臣とし、その他のものにあつては都道府県知事とする。 二 農業協同組合法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会、水産業協同組合法第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会及び同法第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会（第八条第一項において「連合会」と総称する。）については、都道府県の区域を超える区域を地区とするもの及び都道府県の区域を地区とするものにあつては農林水産大臣及び内閣総理大臣とし、その他のものにあつては都道府県知事とする。 三 (略) (信用事業の譲渡に関する総会又は総代会の議決に代わる許可) 第八条 (略) 2 民事再生法第四十三条第二項から第七項までの規定は、前項の許可の決定があつた場合について準用する。この場合において、同条第二項中「株主」とあるのは「組合員又は会員」と、同条第四項中「株主に」とあるのは「組合員又は会員に」と、「株主名簿」とあるのは「組合員名簿若しくは会員名簿」と、「株主が」とあるのは「組合員若しくは会員が」と、同条第六項中「株主」とあるのは「組合員又は会員」と読み替えるものとする。</p>	<p>(定義) 第二条 (略) 2・3 (略) 4 (同上) 一 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第百四十二号）第十一条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合及び同法第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合（第十一条第一項において「組合」と総称する。）については、都道府県の区域を超える区域を地区とするものにあつては農林水産大臣及び内閣総理大臣とし、その他のものにあつては都道府県知事とする。 二 農業協同組合法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会、水産業協同組合法第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会及び同法第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会（第十一条第一項において「連合会」と総称する。）については、都道府県の区域を超える区域を地区とするもの及び都道府県の区域を地区とするものにあつては農林水産大臣及び内閣総理大臣とし、その他のものにあつては都道府県知事とする。 三 (略) (信用事業の譲渡に関する総会又は総代会の議決に代わる許可) 第八条 (略) 2 民事再生法第四十三条第二項から第七項までの規定は、前項の許可の決定があつた場合について準用する。この場合において、同条第二項中「株主」とあるのは「組合員又は会員」と、同条第四項中「株主に」とあるのは「組合員又は会員に」と、「株主名簿」と記載された若しくは記録された」とあるのは「組合員名簿若しくは会員名簿に記載された」と、「株主が」とあるのは「組合員若しくは会員が」と、同条第六項中「株主」とあるのは「組合員又は会員」と読み替えるものとする。</p>
---	---

改正案

現行

目次

- 第一章（略）
 - 第二章 会員（第八条 第十九条の二）
 - 第三章・第四章（略）
 - 第五章 農林債（第六十条 第七十一条）
 - 第六章 農林債（第六十条 第七十一条）
 - 第六章 第九号（略）
 - 第十章 雑則（第九十六条 第九十七条）
 - 第十一章（略）
- 附則

（登記）

第六条（略）

2（略）

（削る）

（議決権）

第十一条（略）

2（略）

3 会員は、定款で定めるところにより、第四十六条の三第一項又は第二項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行うことができる。この場合には、他の会員でなければ、代理人となることができない。

4 会員は、定款で定めるところにより、前項の規定による書面をもってする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものをいう。第九十六条の二第一項第一号を除き、以下同じ。）により行うことができる。

5（略）

6 代理人は、代理権を証する書面を農林中央金庫に提出しなければならない。

7 会社法（平成十七年法律第 号）第三百十条（第一項及び第五項を除く。）の規定は

代理人による議決権の行使について、同法第三百十一条（第二項を除く。）の規定は書面に

目次

- 第一章（略）
 - 第二章 会員（第八条 第十九条）
 - 第三章・第四章（略）
 - 第五章 農林債券（第六十条 第七十一条）
 - 第六章 第九号（略）
 - 第十章 雑則（第九十六条・第九十七条）
 - 第十一章（略）
- 附則

（登記）

第六条（略）

2（略）

3 第一項の規定により登記した事項は、登記所において遅滞なく公告しなければならない。

（議決権）

第十一条（略）

2（略）

3 会員は、定款で定めるところにより、第四十七条第三項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行うことができる。この場合には、他の会員でなければ、代理人となることができない。

4 会員は、定款で定めるところにより、前項の規定による書面をもってする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものをいう。以下同じ。）により行うことができる。

5（略）

6 代理人は、代理権を証する書面を農林中央金庫に提出しなければならない。この場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面の提出に代えて、代理権を当該電磁的方法により証明することができる。

（新設）

よる議決権の行使について、同法第三百二十二条（第三項を除く。）の規定は電磁的方法による議決権の行使について準用する。この場合において、同法第三百十條第二項中「前項」とあるのは「農林中央金庫法第十一條第三項」と、同條第三項中「第一項」とあるのは「農林中央金庫法第十一條第六項」と、同條第四項中「第二百九十九條第三項」とあるのは「農林中央金庫法第四十六條の三第二項」と、同條第七項第二号並びに同法第三百十一條第一項並びに第三百十二條第一項及び第五項中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同條第二項中「第二百九十九條第三項」とあるのは「農林中央金庫法第四十六條の三第二項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（会員名簿）

第十九条の二 理事は、会員名簿を作成し、各会員について次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならぬ。

- 一 名称及び住所
 - 二 加入の年月日
 - 三 出資口数及び出資各口の取得の年月日
 - 四 払込済出資額及びその払込みの年月日
- 2| 理事は、会員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならぬ。

3| 会員及び農林中央金庫の債権者は、農林中央金庫の業務時間内は、いつでも、理事に対し次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならぬ。

- 一 会員名簿が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- 二 会員名簿が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして主務省令で定めるものをいう。以下同じ。）をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

（定款）

第二十条 農林中央金庫は、定款を定め、これに次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならぬ。

- 一 九（略）
- 十 農林債（第六十二條の二第一項に規定する短期農林債を除く。第六十條、第六十二條及び第六十三條において同じ。）の発行に関する規定
- 十一・十二（略）
- 十三 公告の方法（農林中央金庫が公告（この法律又は他の法律の規定により官報に掲載す

（新設）

（定款）

第二十条 農林中央金庫は、定款を定め、これに次に掲げる事項を記載しなければならぬ。

- 一 九（略）
- 十 農林債券（第六十二條の二第一項に規定する短期農林債券を除く。第六十條、第六十二條及び第六十三條において同じ。）の発行に関する規定
- 十一・十二（略）
- 十三 公告の方法

る方法によりしななければならないものとされているものを除く。() をする方法をいう。以下同。()

(定款の備付け及び閲覧等)

第二十條の二 理事は、定款を各事務所に備えて置かなければならない。

2 会員及び農林中央金庫の債権者は、農林中央金庫の業務時間内は、いつでも、理事に対し次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一 定款が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 定款が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて農林中央金庫の定められたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

3 会員及び農林中央金庫の債権者は、前項第二号又は第四号に掲げる請求をするには、農林中央金庫の定めた費用を支払わなければならない。

4 定款が電磁的記録をもって作成されている場合であつて、各事務所(主たる事務所を除く。) における第二項第三号及び第四号に掲げる請求に応じることが可能とするための措置として主務省令で定めるものをしてしている場合についての第一項の規定の適用については、同項中「各事務所」とあるのは、「主たる事務所」とする。

(役員及び会計監査人)

第二十一條 農林中央金庫は、役員として、理事五人以上、経営管理委員十人以上及び監事三人以上を置かなければならない。

2 農林中央金庫(清算中のものを除く。) は、会計監査人を置かなければならない。

(理事)

第二十二條 (略)

2 (略)

3 農林中央金庫は、定款で定めるところにより、経営管理委員会の決議をもつて、農林中央金庫を代表すべき理事(以下「代表理事」という。) を定めなければならない。

4 代表理事は、農林中央金庫の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

(新設)

(役員)

第二十一條 農林中央金庫に、役員として、理事五人以上、経営管理委員十人以上及び監事三人以上を置く。

(新設)

(理事)

第二十二條 (略)

2 (略)

3 農林中央金庫は、定款で定めるところにより、経営管理委員会の決議をもつて、農林中央金庫を代表すべき理事を定めなければならない。

4 商法第二百六十一條第二項及び第三項の規定は、前項の理事について準用する。この場合において、同条第三項中「第二百五十八條」とあるのは、「第二百五十八條第一項」と読み

51 民法第五十五条並びに会社法第三百四十九条第五項、第三百五十条及び第三百五十四条の規定は、代表理事について準用する。この場合において、民法第五十五条中「總會」とあるのは「總會若しくは経営管理委員会」と、同項中「前項」とあるのは「農林中央金庫法第十二条第四項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(監事)

第二十四条 (略)

2 監事のうち一人以上は、農林中央金庫の会員である法人の役員又は使用人以外の者であつて、その就任の前五年間農林中央金庫の理事、経営管理委員若しくは職員又はその子会社の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、執行役若しくは使用人でなかつたものでなければならぬ。

3 前項に規定する「子会社」とは、農林中央金庫がその総株主等の議決権(総株主又は総出資者の議決権(株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができるとする事項の全部)につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九條第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下この条及び第六章において同じ。)をいう。以下同じ。)の百分の五十を超える議決権を有する会社をいう。この場合において、農林中央金庫及びその一若しくは二以上の子会社又は農林中央金庫の一若しくは二以上の子会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する他の会社は、農林中央金庫の子会社とみなす。

4 (略)

5 会社法第三百四十三條第一項及び第二項の規定は、監事を選任する場合について準用する。この場合において、同條第一項中「取締役」とあるのは「経営管理委員」と、「監査役」監査役が二人以上ある場合にあつては、その過半数)とあるのは「監事会」と、同條第二項中「監査役は」とあるのは「監事会は」と、「取締役」とあるのは「経営管理委員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(削る)

替えるものとする。

(新設)

(監事)

第二十四条 (略)

2 監事のうち一人以上は、農林中央金庫の会員である法人の役員又は使用人以外の者であつて、その就任の前五年間農林中央金庫の理事、経営管理委員若しくは職員又はその子会社の取締役、執行役若しくは使用人でなかつたものでなければならぬ。

3 前項に規定する「子会社」とは、農林中央金庫がその総株主等の議決権(総株主又は総出資者の議決権(商法第二百一十一條ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同條第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この条及び第六章において同じ。)をいう。以下同じ。)の百分の五十を超える議決権を有する会社をいう。この場合において、農林中央金庫及びその一若しくは二以上の子会社又は農林中央金庫の一若しくは二以上の子会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する他の会社は、農林中央金庫の子会社とみなす。

4 (略)

5 農林中央金庫は、監事の互選をもつて常勤の監事を定めなければならない。

61 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号。以下「商法特例法」という。)第三條第二項及び第三項の規定は、農林中央金庫の監事を選任する場合について準用する。この場合において、同條第二項及び第三項中「取締役」とあるのは、「経営管理委員」と読み替えるものとする。

(会計監査人)

第二十四条の二 会計監査人は、定款で定めるところにより、総会において選任する。

2 会社法第三百四十四条第一項及び第二項並びに第三百四十五条第一項から第三項までの規定は、会計監査人について準用する。この場合において、同法第三百四十四条第一項中「取締役」とあるのは「経営管理委員」と、「監査役(監査役が二人以上ある場合にあつては、その過半数)」「とあるのは「監事会」と、同条第二項中「監査役」とあるのは「監事会」と、「取締役」とあるのは「経営管理委員」と、同法第三百四十五条第一項中「株主総会において、会計参与の選任若しくは解任又は辞任について」とあるのは「会計監査人の選任、解任若しくは不再任又は辞任について、総会に出席して」と、同条第二項中「会計参与を辞任した者」とあるのは「会計監査人を辞任した者又は解任された者」と、「辞任後」とあるのは「辞任後又は解任後」と、「辞任した旨及びその理由」とあるのは「辞任した旨及びその理由又は解任についての意見」と、同条第三項中「取締役」とあるのは「経営管理委員」と、「第二百九十八条第一項第一号」とあるのは「農林中央金庫法第四十六条の二第一項第一号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(農林中央金庫と役員等との関係)

第二十四条の三 農林中央金庫と役員及び会計監査人との関係は、委任に関する規定に従う。

(役員資格)

第二十四条の四 次に掲げる者は、役員となることができない。

一 法人

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

四 この法律、会社法若しくは中間法人法(平成十三年法律第四十九号)の規定に違反し、

又は証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第九十七条第一項第一号から第四号まで若しくは第七号若しくは第二項、第九十八号第一号から第十号まで、第十八号若しくは第十九号、第九十九号、第一百条第一号から第十二号まで、第二十一号若しくは第二十二号、第二百三条第三項若しくは第二百五条第一号から第六号まで、第十五号若しくは第十六号の罪、民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)第一百五十五条、第二百五十六条、第二百五十八条から第二百六十条まで若しくは第二百六十二条の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律(平成十二年法律第二百二十九号)第六十五条、第六十六条、第六十八条若しくは第六十九条の罪若しくは破産法(平成十六年法律第七十五号)第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六十八条から第二百七十二条まで若しくは第二百七十四条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

(新設)

(新設)

(新設)

五 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）

（役員の兼職等の制限）

第二十四条の五 理事及び常勤の監事は、報酬を得て他の職務に従事し、又は事業を営んではならない。

2| 経営管理委員は、監事又は農林中央金庫の職員を兼ねてはならない。

3| 監事は、理事又は農林中央金庫の職員を兼ねてはならない。

（役員の任期）

第二十五条 役員の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。ただし、定款によつて、その任期を任期中の最終の事業年度に関する通常総会の終結の時まで延長することを妨げない。

2| 前項の規定にかかわらず、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会計監査人の資格等）

第二十六条 会計監査人は、公認会計士又は監査法人でなければならない。

2| 会計監査人に選任された監査法人は、その社員の中から会計監査人の職務を行うべき者を選定し、これを農林中央金庫に通知しなければならない。この場合においては、次項第一号に掲げる者を選定することはできない。

3| 次に掲げる者は、会計監査人となることができない。

一 公認会計士法（昭和二十三年法律第百三十三号）の規定により、第三十五条第一項に規定する計算書類について監査をすることができない者

二 農林中央金庫の子会社（第二十四条第三項に規定する子会社をいう。以下同じ。）若しくはその取締役、会計参与、監査役若しくは執行役から公認会計士若しくは監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者又はその配偶者

三 監査法人でその社員の半数以上が前号に掲げる者であるもの

（会計監査人の任期）

第二十六条の二 会計監査人の任期は、選任後一年以内に終了する事業年度に関する通常総会の終結の時までとする。

2| 会計監査人は、前項の通常総会において別段の決議がされなかったときは、当該通常総会において再任されたものとみなす。

（新設）

第二十五条 役員の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員の任期）

（新設）

（役員の兼職等の制限）

第二十六条 理事及び常勤の監事は、報酬を得て他の職務に従事し、又は事業を営んではならない。

2| 経営管理委員は、監事又は農林中央金庫の職員を兼ねてはならない。

3| 監事は、理事又は農林中央金庫の職員を兼ねてはならない。

（新設）

(理事会の権限等)

第二十七条 農林中央金庫は、理事会を置かなければならない。

2| 理事会は、すべての理事で組織する。

3| 理事会は、農林中央金庫の業務執行を決定し、理事の職務の執行を監督する。

(理事会の決議等)

第二十七条の二 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数(これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上)が出席し、その過半数(これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上)をもって行う。

2| 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

3| 理事会の議事については、主務省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもって作成されているときは、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなればならない。

4| 前項の議事録が電磁的記録をもって作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、主務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならぬ。

5| 理事会の決議に参加した理事であつて第三項の議事録に異議をとなめないものは、その決議に賛成したものと推定する。

6| 会社法第三百六十六条及び第三百六十八条の規定は、理事会の招集について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(理事会の議事録の備付け及び閲覧等)

第二十七条の三 理事は、理事会の日から十年間、理事会の議事録を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2| 会員は、その権利を行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、理事に対し次に掲げる請求をすることができる。

一 前項の議事録が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
二 前項の議事録が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

3| 農林中央金庫の債権者は、役員としての責任を追及するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、理事に対し第一項の議事録について前項各号に掲げる請求をすることができる。

(理事会)

第二十七条 理事会は、農林中央金庫の業務執行を決定し、理事の職務の執行を監督する。

(新設)

(新設)

4| 裁判所は、第二項各号に掲げる請求又は前項の請求に係る閲覧又は謄写をすることにより、農林中央金庫又はその子会社に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、前二項の許可をすることができない。

5| 会社法第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十二条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第二項及び第三項の許可について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（経営管理委員会の権限等）

第二十八條 農林中央金庫は、経営管理委員会を置かなければならない。

2| 経営管理委員会は、すべての経営管理委員で組織する。

3| (略)

4| 6| (略)

7| 会社法第三百六十八条第一項の規定は、前項の規定による招集について準用する。

8| 9| (略)

10| 第八項の規定による請求につき同項の総会において出席者の過半数の同意があったときは、その請求に係る理事は、その時にその職を失う。

11| 第二十七条の二の規定は、経営管理委員会について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（経営管理委員会の議事録の備付け及び閲覧等）

第二十八條の二 理事は、経営管理委員会の日から十年間、経営管理委員会の議事録を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2| 理事は、経営管理委員会の日から五年間、前項の議事録の写しを従たる事務所に備えて置かなければならない。ただし、当該議事録が電磁的記録をもって作成されている場合であつて、従たる事務所における次項第一号に掲げる請求に応じることが可能な措置として主務省令で定めるものをとつているときは、この限りでない。

3| 会員は、農林中央金庫の業務時間内は、いつでも、理事に対し次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一 第一項の議事録が書面をもって作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧又は謄写の請求

二 第一項の議事録が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

4| 農林中央金庫の債権者は、役員の仕事を追及するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、理事に対し第一項の議事録について前項各号に掲げる請求をすることができる。

（経営管理委員会）

第二十八條 (新設)

(新設)

1| (略)

2| 4| (略)

5| 商法第二百五十九条ノ二の規定は、前項の規定による招集について準用する。

6| 7| (略)

8| 第六項の規定による請求につき同項の総会において出席者の過半数の同意があったときは、その請求に係る理事は、その時にその職を失う。

(新設)

(新設)

5| 裁判所は、前項の請求に係る閲覧又は謄写をすることにより、農林中央金庫又はその子会社に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、同項の許可をすることができない。

6| 会社法第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二条本文、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第四項の許可について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（監事会の権限等）

第二十九条 農林中央金庫は、監事会を置かなければならない。

2| 監事会は、すべての監事で組織する。

3| 監事会は、この法律で別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。ただし、第三号の決定は、監事の権限の行使を妨げることはできない。

一 監査報告の作成

二 常勤の監事の選定及び解職

三 監査の方針、農林中央金庫の業務及び財産の状況の調査の方法その他の監事の職務の執行に関する事項の決定

4| 監事会は、監事の中から常勤の監事を選定しなければならない。

5| 監事は、監事会の求めがあるときは、いつでもその職務の執行の状況を監事会に報告しなければならぬ。

6| 監事会の決議は、監事の過半数をもって行う。

7| 第二十七条の二第三項から第五項まで並びに会社法第三百九十一条及び第三百九十二条の規定は、監事会について準用する。この場合において、第二十七条の二第三項中「理事及び監事」とあるのは、「監事」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（監事会の議事録の備付け及び閲覧等）

第二十九条の二 理事は、監事会の日から十年間、監事会の議事録を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2| 会員は、その権利を行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、理事に対し次に掲げる請求をすることができる。

一 前項の議事録が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前項の議事録が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

3| 農林中央金庫の債権者は、役員の実任を追及するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、理事に対し第一項の議事録について前項各号に掲げる請求をすることができる。

（監事会）

第二十九条 監事会は、この法律で別に定めるもののほか、その決議をもって、監査の方針、農林中央金庫の業務及び財産の状況の調査方法その他の監事の職務の執行に関する事項を定めることができる。ただし、監事の権限の行使を妨げることはできない。

2| 監事は、監事会の求めがあるときは、いつでもその職務の執行の状況を監事会に報告しなければならぬ。

（新設）

4| 裁判所は、第二項各号に掲げる請求又は前項の請求に係る閲覧又は謄写をすることにより、農林中央金庫又はその子会社に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、前二項の許可をすることができない。

5| 会社法第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条（第一号に係る部分に限る。）（第八百七十一条本文、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）（第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第二項及び第三項の許可について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。）

（理事及び経営管理委員の忠実義務等）

第三十条（略）

2 理事又は経営管理委員は、次に掲げる場合には、経営管理委員会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

一 理事又は経営管理委員が自己又は第三者のために農林中央金庫と取引をしようとするとき。

二 農林中央金庫が理事又は経営管理委員の債務を保証することその他理事又は経営管理委員以外の者との間において農林中央金庫と当該理事又は経営管理委員との利益が相反する取引をしようとするとき。

3 民法第百八条の規定は、前項の承認を受けた同項第一号の取引については、適用しない。

4 第二項各号の取引をした理事又は経営管理委員は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を経営管理委員会に報告しなければならない。

（削除）

（削除）

（役員等の忠実義務）

第三十条（略）

2 理事又は経営管理委員がその任務を怠ったときは、その理事又は経営管理委員は、農林中央金庫に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。

3 理事又は経営管理委員がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたときは、その理事又は経営管理委員は、第三者に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。

4 理事が第三十三条第一項又は第六十五条第二項の書類に記載すべき重要な事項につき虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも、前項と同様とする。ただし、理事がその記載、登記又は公告をしたことについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

5| 商法第二百六十六条第一項、第三項、第五項、第七項（第三号を除く。）（第八項、第九項前段、第十項前段及び第十七項の規定は、第二項の理事及び経営管理委員の責任（同条第十七項の規定にあつては、第二項の経営管理委員の責任を除く。））について準用する。この場合において、同条第七項中「第一項第五号ノ行為」とあるのは、「農林中央金庫法第三十条第二項二規定スル損害賠償ノ責ニ任ズベキ行為」と、「第三百四十二条」とあるのは、「同法第四十九条第一項」と、同条第八項及び第九項前段中「取締役」とあるのは、「経営管理委員」と、同条第九項前段中「監査役」とあるのは、「監事会」と、同条第十七項中「代表取締役」とあるのは、「農林中央金庫法第二十二條第三項ノ理事」と読み替へるものとする。

6| 第二項から前項までの規定は、監事について準用する。この場合において、第四項中「第三十三條第一項又は第六十五條第二項の書類に記載すべき重要な事項につき虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告」とあるのは、「監査報告書に記載すべき重要な事項につき虚偽の記載」と、「記載、登記又は公告」とあるのは、「記載」と、前項中「商法第二百六十六

(理事及び経営管理委員についての会社法の準用)

第三十一条 会社法第三百五十七条第一項及び第三百六十一条の規定は理事及び経営管理委員について、同法第三百六十条第一項の規定は理事について準用する。この場合において、同法第三百五十七条第一項中「株主」(監査役設置会社にあつては、監査役)とあるのは「監事会」と、同法第三百六十条第一項中「著しい損害」とあるのは「回復することができない損害」と、同法第三百六十一条第二項中「取締役」とあるのは「経営管理委員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(監事の権限等)

第三十二条 監事は、理事及び経営管理委員の職務の執行を監査する。この場合において、監事は、主務省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

2| 監事は、いつでも、理事及び経営管理委員並びに支配人その他の職員に対して事業の報告を求め、又は農林中央金庫の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3| 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をすることが認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会及び経営管理委員会に報告しなければならない。

4| 監事は、経営管理委員が不正の行為をし、又は当該行為をすることが認めるときは、遅滞なく、その旨を経営管理委員会に報告しなければならない。

5| 会社法第三百四十五条第一項から第三項まで、第三百八十一条第三項及び第四項、第三百八十三条第一項本文、第二項及び第三項並びに第三百八十四条から第三百八十八条までの規定は、監事について準用する。この場合において、同法第三百四十五条第三項中「第二百九十八条第一項第一号」とあるのは「農林中央金庫法第四十六条の二第一項第一号」と、同法第三百八十一条第三項及び第四項中「子会社」とあるのは「子法人等(農林中央金庫法第八十三条第二項に規定する子法人等をいう。)()」と、同法第三百八十三条第一項本文中「取締役会」とあるのは「理事会及び経営管理委員会」と、同条第二項中「取締役」とあるのは「理事又は経営管理委員」と、同法第三百八十四条中「取締役」とあるのは「理事又は経営管理委員」と、同法第三百八十五条中「取締役」とあるのは「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同法第三百八十五条中「取締役」とあるのは「

条第二項、第三項、第五項、第七項(第三号を除く。)、第八項、第九項前段、第十項前段及び第十七項」とあるのは「商法第二百六十六条第二項、第三項、第五項、同条第十八項の規定により読み替えて適用する同条第七項(第三号を除く。)()、同条第八項及び第十項前段」と、「責任(同条第十七項の規定にあつては、第二項の経営管理委員の責任を除く。)()」とあるのは「責任」と、前項において準用する商法第二百六十六条第二項中「取締役会」とあるのは「監事会」と読み替えるものとする。

(理事又は経営管理委員と農林中央金庫との契約)

第三十一条 理事又は経営管理委員は、経営管理委員会の承認を受けた場合に限り、農林中央金庫と契約することができる。この場合には、民法第八十条の規定は、適用しない。

(定款その他の書類の備付け及び閲覧等)

第三十二条 理事は、定款を各事務所に、会員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2| 理事は、総会及び経営管理委員会の議事録を十年間主たる事務所に、その謄本を五年間従たる事務所に備えて置かなければならない。

3| 会員名簿には、各会員について次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 名称及び住所
- 二 加入の年月日
- 三 出資口数及び出資各口の取得の年月日
- 四 払込済出資額及びその払込みの年月日

4| 会員及び農林中央金庫の債権者は、いつでも、理事に対し第一項及び第二項の書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのに拒んではならない。

「理事」と、同法第三百八十六条第一項中、「第三百四十九条第四項、第三百五十三条及び第三百六十四条」とあるのは「農林中央金庫法第二十二條第四項」と、「取締役」とあるのは「理事若しくは経営管理委員」と、同法第二項中、「第三百四十九条第四項」とあるのは「農林中央金庫法第二十二條第四項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(会計監査人の権限等)

第三十二条 会計監査人は、第三十五条及び第七章の定めるところにより、農林中央金庫の同条第一項に規定する計算書類及びその附属明細書を監査する。この場合において、会計監査人は、主務省令で定めるところにより、会計監査報告を作成しなければならない。

2| 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び経営管理委員並びに支配人その他の職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

一 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
二 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したもの

3| 会計監査人は、その職務を行うに際して理事及び経営管理委員の職務の執行に關し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、遅滞なく、これを監事会に報告しなければならない。

4| 監事は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人に対し、その監査に關する報告を求めることができる。

5| 会社法第三百九十六条第三項から第五項まで、第三百九十八条第一項及び第二項並びに第三百九十九条第一項の規定は、会計監査人について準用する。この場合において、同法第三百九十六条第三項及び第四項中「子会社」とあるのは「子法人等（農林中央金庫法第八十二条第二項に規定する子法人等をいう。）」と、同法第五項第一号中、「第三百三十七條第三項第一号」とあるのは「農林中央金庫法第二十六條第三項第一号」と、同項第二号及び第三号中「会計監査人設置会社又はその子会社」とあるのは「農林中央金庫の理事、経営管理委員、監事若しくは支配人その他の職員又は農林中央金庫の子法人等（農林中央金庫法第八十二条第二項に規定する子法人等をいう。）」と、同法第三百九十八条第一項中、「第三百九十六条第一項に規定する書類」とあるのは「農林中央金庫法第三十五条第一項に規定する計算書類及びその附属明細書」と、「監査役」とあるのは「監事会又は監事」と、同法第三百九十九条第一項中「監査役（監査役が二人以上ある場合にあつては、その過半数）」とあるのは「監事会」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(決算関係書類の作成)

第三十二条 理事は、事業年度ごとに、事業報告書、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案及び附属明細書を作成し、理事会及び経営管理委員会の承認を受けなければならない。

2| 前項の書類については、監事及び会計監査人の監査を受けなければならない。ただし、事業報告書及びその附属明細書の会計監査人の監査については、会計に関する部分に限る。

3| 第一項の事業報告書、貸借対照表、損益計算書及び附属明細書の記載事項及び記載方法は、主務省令で定める。

4| 商法特例法第三条第一項から第三項まで、第四条から第六条の四まで、第七条（第一項第二号を除く。）及び第八条から第十一条までの規定は、第二項の会計監査人について準用する。この場合において、商法特例法第三条第二項及び第三項中「取締役」とあるのは「経営管理委員」と、商法特例法第四条第二項第一号（商法特例法第六条の四第二項において準用する場合を含む。）中「第二条第一項に掲げるもの」とあるのは「農林中央金庫法第三十二条第二項の書類」と、商法特例法第四条第二項第二号（商法特例法第六条の四第二項において準用する場合を含む。）中「商法第二百一十一条ノ二に規定する子会社」とあるのは「農林中央金庫法第二十四条第三項に規定する子会社」と、「同じ。若しくは連結子会社」とあるのは「同じ。」「と、商法特例法第七条第一項中「取締役」とあるのは「理事、経営管理委員」と、同法第三項中「職務（連結子会社については、第十九條の二第一項に規定する連結計算書類に關するものに限る。）」とあるのは「職務」と、「子会社若しくは連結子会社」とあるのは「子会社」と、同法第五項中「大会社又はその子会社若しくは連結子会社の取締役、執行役、監査役又は」とあるのは「農林中央金庫の理事、経営管理委員、監事若しくは職員又はその子会社の取締役、執行役、監査役若しくは」と、「子会社若しくは連結子会社から」とあるのは「子会社から」と、商法特例法第八条第一項中「取締役」とあるのは「理事又は経営管理委員」と、商法特例法第十条中「第十三條第一項」とあるのは「農林中央金庫法第三十五条第一項」と、商法特例法第十一条中「取締役」とあるのは「理事、経営管理委員」と読み替えるものとする。

(役員等の農林中央金庫に対する損害賠償責任等)

第三十四条 理事、経営管理委員、監事又は会計監査人(以下「役員等」という。)は、その任務を怠ったときは、農林中央金庫に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2| 第三十条第二項各号の取引によって農林中央金庫に損害が生じたときは、次に掲げる理事又は経営管理委員は、その任務を怠ったものと推定する。

一 第三十条第二項の理事又は経営管理委員

二 農林中央金庫が当該取引をすることを決定した理事

三 当該取引に関する経営管理委員会の承認の決議に賛成した経営管理委員

3| 第一項の責任は、総会員の同意がなければ、免除することができない。

4| 前項の規定にかかわらず、第一項の責任は、当該役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額を限度として、総会の決議によって免除することができる。

一 賠償の責任を負う額

二 当該役員等がその在職中に農林中央金庫から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の一年間当たりの額に相当する額として主務省令で定める方法により算定される額に、次のイからハまでに掲げる役員等の区分に応じ、当該イからハまでに定める数を乗じて得た額

イ 代表理事 六

ロ 代表理事以外の理事又は経営管理委員 四

ハ 監事又は会計監査人 二

5| 前項の場合には、経営管理委員は、同項の総会において次に掲げる事項を開示しなければならない。

一 責任の原因となった事実及び賠償の責任を負う額

二 前項の規定により免除することができる額の限度及びその算定の根拠

三 責任を免除すべき理由及び免除額

6| 経営管理委員は、第一項の責任の免除(理事及び経営管理委員の責任の免除に限る。)に関する議案を総会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。

7| 第四項の決議があった場合において、農林中央金庫が当該決議後に同項の役員等に対し退職慰労金その他の主務省令で定める財産上の利益を与えるときは、総会の承認を受けなければならない。

8| 第三十条第二項第一号の取引(自己のためにした取引に限る。)をした理事又は経営管理委員の第一項の責任は、任務を怠ったことが当該理事又は経営管理委員の責めに帰することができない事由によるものであることをもって免れることができない。

9| 第四項から第七項までの規定は、前項の責任については、適用しない。

(決算関係書類の提出期限)

第三十四条 理事は、通常総会の日から八週間前までに、前条第一項の書類(附属明細書を除く。)を監事会及び会計監査人に提出しなければならない。

2| 理事は、前項の書類を提出した日から三週間以内に、前条第一項の附属明細書を監事会及び会計監査人に提出しなければならない。

10 役員等がその職務を行うついでに悪意又は重大な過失があつたときは、当該役員等は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負つ。

11 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることを注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

一 理事 次に掲げる行為

イ 次条第一項の規定により作成すべきものに記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

ロ 虚偽の登記

ハ 虚偽の公告

二 監事 監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

三 会計監査人 会計監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

12 役員等が農林中央金庫又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員等も当該損害を賠償する責任を負つときは、これらの者は、連帯債務者とする。

(計算書類等の作成及び保存)

第三十五条 理事は、主務省令で定めるところにより、各事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案その他農林中央金庫の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして主務省令で定めるものをいう。以下同じ。)及び事業報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。

2 前項の規定により作成すべきものは、電磁的記録をもつて作成することができる。

3 理事は、第一項の計算書類の作成の日から十年間、当該計算書類及びその附属明細書を保存しなければならない。

4 次の各号に掲げるものは、主務省令で定めるところにより、当該各号に定める者の監査を受けなければならない。

一 第一項の計算書類及びその附属明細書 監事及び会計監査人

二 第一項の事業報告及びその附属明細書 監事

5 前項の規定により監査を受けたものについては、理事会及び経営管理委員会の承認を受けなければならない。

6 経営管理委員は、通常総会の招集の通知に際して、主務省令で定めるところにより、会員に対し、前項の承認を受けたもの(監事会の監査報告及び会計監査人の会計監査報告を含む。以下「決算関係書類」という。)を提供しなければならない。

7 理事は、決算関係書類を通常総会に提出し、又は提供して、附属明細書にあつてはその内容を報告し、計算書類及び事業報告にあつてはその承認を求めなければならない。

(会計監査人の監査報告書)

第三十五条 会計監査人は、前条第一項の書類を受領した日から四週間以内に、監査報告書を理事会及び理事に提出しなければならない。

2 商法第二百八十一条ノ三第二項(同項第八号及び第十号を除き、同項第六号、第九号及び第十一号に掲げる事項については、会計に関する部分に限る。)の規定は、前項の監査報告書について準用する。この場合において、同条第二項第一号中「記載若八記録スベキ」とあるのは「記載スベキ」と、同条第二項第二号中「記載若八記録」とあるのは「ノ記載」と、同条第九号中「第二百八十一条第一項」とあるのは「農林中央金庫法第三十三条第一項」と、「記載若八記録」とあるのは「記載」と、同項第十一号中「第二百七十四条ノ三第一項」とあるのは「農林中央金庫法第三十三条第四項ニ於テ準用スル株式会社社の監査等に関する商法の特例に関する法律第七条第三項」と、「子会社」とあるのは「農林中央金庫法第二十四条第三項ニ規定スル子会社」と読み替へるものとする。

3 監事は、会計監査人に対して、第一項の監査報告書について説明を求めることができる。

4 第一項の監査報告書の記載方法は、主務省令で定める。

8| 第五項の承認を受けた計算書類（剰余金処分案又は損失処理案を除く。以下この項において同じ。）が法令及び定款に従い農林中央金庫の財産及び損益の状況を正しく表示しているものとして主務省令で定める要件に該当する場合には、当該計算書類については、前項の規定は、適用しない。この場合においては、理事は、当該計算書類の内容を通常総会に報告しなければならない。

（決算関係書類の備付け及び閲覧等）

第三十六条 理事は、通常総会の日の一週間前の日から五年間、決算関係書類を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2| 理事は、通常総会の日の一週間前の日から三年間、決算関係書類の写しを従たる事務所に備えて置かなければならない。ただし、決算関係書類が電磁的記録をもって作成されている場合であつて、従たる事務所における次項第三号及び第四号に掲げる請求に応じることが可能とするための措置として主務省令で定めるものとするときは、この限りでない。

3| 会員及び農林中央金庫の債権者は、農林中央金庫の業務時間内は、いつでも、理事に対し次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一 決算関係書類が書面をもって作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 決算関係書類が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて農林中央金庫の定められたものより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

4| 会員及び農林中央金庫の債権者は、前項第二号又は第四号に掲げる請求をするには、農林中央金庫の定めた費用を支払わなければならない。

5| 会社法第四百四十三条の規定は、計算書類及びその附属明細書について準用する。

第三十七条 削除

（監事会の監査報告書）

第三十六条 監事は、前条第一項の監査報告書の調査その他の監査を終えたときは、監事会に対し、第四項各号に掲げる事項について報告しなければならない。

2| 監事会は、前条第一項の監査報告書を受領した日から一週間以内に、監査報告書を理事に提出し、かつ、その謄本を会計監査人に送付しなければならない。

3| 商法第二百八十一条第三項（同項第一号から第五号まで及び第七号を除き、同項第六号、第九号及び第十一号に掲げる事項については、会計に関する部分以外の部分に限る。）の規定は、前項の監査報告書について準用する。この場合において、同条第二項第九号中「第二百八十一条第一項」とあるのは、「農林中央金庫法第三十三条第一項」と、「記載若八記録」とあるのは、「記載」と、同項第十号中「取締役」とあるのは、「理事及経営管理委員」と、同項第十一号中「第二百七十四条第三項」とあるのは、「農林中央金庫法第二十九条第二項（於て準用スル第二百七十四条第三項）」と、「子会社」とあるのは、「同法第二十四条第三項二規定スル子会社」と読み替えるものとする。

4| 第二項の監査報告書には、第一項の規定による監事の報告に基づき、次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合において、各監事の意見を付記することができる。

一 会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認めたときは、その旨及び理由並びに監事の監査の方法の概要又は結果

二 会計以外の業務の監査の方法の概要

三 前項において第二項の監査報告書について準用する商法第二百八十一条第三項第六号及び第八号から第十二号までに掲げる事項（同項第六号、第九号及び第十一号に掲げる事項については、会計に関する部分以外の部分に限る。）

5| 前条第四項の規定は、第二項の監査報告書について準用する。

（決算関係書類の報告、承認等）

第三十七条 理事は、監事会の監査報告書及び会計監査人の監査報告書を添えて第三十二条第一項の書類を通常総会に提出して、附属明細書にあつてはその内容を報告し、事業報告書、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案にあつてはその承認を求めなければならない。

2| 理事は、通常総会の日の一週間前から、第三十三条第一項の書類、監事会の監査報告書及

(役員解任の請求)

第三十八条 会員は、総会員の五分の一(これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合)以上の連署をもって、その代表者から役員解任を請求することができる。

2・3 (略)

4 第一項の規定による請求があつたときは、経営管理委員は、これを総会の議に付さなければならぬ。この場合には、第四十五条第二項及び第四十六条第二項の規定を準用する。

5・6 (略)

(会計監査人の解任等)

第三十八条の二 会計監査人は、いつでも、総会の決議によつて解任することができる。

2 前項の規定により解任された者は、その解任について正当な理由がある場合を除き、農林中央金庫に対し、解任によつて生じた損害の賠償を請求することができる。

3 監事会は、会計監査人が次の各号のいずれかに該当するときは、監事の全員の同意により、その会計監査人を解任することができる。

一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。

二 会計監査人としてふさわしくない非行があつたとき。

三 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

4 前項の規定により会計監査人を解任したときは、監事会が選定した監事は、その旨及び解任の理由を解任後最初に招集される総会に報告しなければならない。

び会計監査人の監査報告書を五年間主たる事務所に、その謄本を三年間従たる事務所に備えて置かなければならない。

3 会員及び農林中央金庫の債権者は、いつでも、理事に対し前項の書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのに拒んで서는ならない。

4 商法特例法第十六条第一項の規定は理事について、商法特例法第十七条の規定は第三十三条第二項の会計監査人について準用する。この場合において、商法特例法第十六条第一項中「第十三条第二項の規定による」とあるのは「農林中央金庫法第三十五条第二項において準用する」と、「同法第二百八十三条第一項」とあるのは「農林中央金庫法第三十七条第一項」と、「同法第二百八十一条第一号及び第二号に掲げるもの」とあるのは「貸借対照表及び損益計算書」と、商法特例法第十七条第一項中「第二号第一項に掲げるもの」とあるのは「農林中央金庫法第三十三条第二項の書類」と読み替へるものとする。

(役員解任の請求)

第三十八条 会員は、総会員の五分の一以上の連署をもって、その代表者から役員解任を請求することができる。

2・3 (略)

4 第一項の規定による請求があつたときは、経営管理委員は、これを総会の議に付さなければならぬ。この場合には、第四十五条第二項及び第四十六条第一項の規定を準用する。

5・6 (略)

(新設)

(役員等に欠員を生じた場合の措置)

第三十九条 定款で定めた役員の数に欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員(次条第一項の一時理事の職務を行うべき者を含む。)が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。代表理事が欠けた場合又は定款で定めた代表理事の員数が欠けた場合についても、同様とする。

2| 会計監査人が欠けた場合又は定款で定めた会計監査人の員数が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されるときは、監事会は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない。

3| 第二十六条並びに前条第三項及び第四項の規定は、前項の一時会計監査人の職務を行うべき者について準用する。

(役員等に関する商法等の準用)

第三十九条 商法第二百五十四条第三項、第二百五十四条ノ二、第二百五十六条第三項、第二百五十八条第一項、第二百六十七條第一項及び第三項から第七項まで、第二百六十八條第一項から第七項まで、第二百六十八條ノ二並びに第二百六十八條ノ三の規定は理事、経営管理委員及び監事について、同法第二百六十八條第八項及び第二百六十九條の規定は理事及び経営管理委員について準用する。この場合において、同法第二百五十四條ノ二第三号中「本法」とあるのは「農林中央金庫法、本法」と、同法第二百五十六條第三項中「前二項」とあるのは「農林中央金庫法第二十五条」と、同法第二百六十七條第四項中「前三項」とあるのは「第一項及前項」と、同法第二百六十九條第二項中「取締役」とあるのは「経営管理委員」と読み替えるものとする。

2| 民法第五十五条並びに商法第二百六十二条及び第二百七十二條の規定は理事について、同法第二百七十四條、第二百七十四條ノ三から第二百七十五條ノ四まで及び第二百七十八條から第二百七十九條ノ二までの規定は監事について準用する。この場合において、民法第五十五条中「總會」とあるのは「總會若しくは経営管理委員会」と、商法第二百七十四條第一項中「取締役」とあるのは「理事及経営管理委員」と、同条第二項中「取締役」とあるのは「理事、経営管理委員」と、同法第二百七十四條ノ三中「子会社」とあるのは「農林中央金庫法第二十四條第三項二規定スル子会社」と、同法第二百七十五條中「取締役」とあるのは「理事又八経営管理委員」と、同法第二百七十五條ノ二中「取締役」とあるのは「理事」と、同法第二百七十五條ノ四中「取締役」とあるのは「理事若八経営管理委員」と、「第二百六十七條第一項」とあるのは「農林中央金庫法第三十九條第一項二於テ準用スル第二百六十七條第一項」と、「受ケ同条第二項二於テ準用スル第二百四條ノ二第二項ノ承諾ヲ為シ」とあるのは「受ケ」と、「第二百六十八條第六項」とあるのは「同法第三十九條第一項二於テ準用スル第二百六十八條第六項」と、同法第二百七十八條中「取締役」とあるのは「理事又八経営管理委員」と読み替えるものとする。

3| 商法第二百六十條ノ四第一項から第三項までの規定は理事会、経営管理委員会及び監事会について、同法第二百五十九條第一項、第二項及び第四項、第二百五十九條ノ二、第二百五十九條ノ三、第二百六十條ノ二並びに第二百六十條ノ三の規定は理事会及び経営管理委員会について、同法第二百六十條ノ四第五項、第六項(第一号を除く。)及び第七項の規定は理事会及び監事会について準用する。この場合において、同法第二百六十條ノ三第二項中「取締役」とあるのは、理事会について準用する場合には「理事」、経営管理委員会について準用する場合には「理事又八経営管理委員」と、同法第二百六十條ノ四第二項中「記載又八記録スル」とあるのは「記載スル」と、同条第三項中「取締役及監査役」とあるのは、理事会について準用する場合には「理事及監事」、経営管理委員会について準用する場合には「経営管理委員及監事」、監事会について準用する場合には「監事」と、同条第六項中「株主又八親会社ノ株主」とあるのは「会員」と、同条第七項中「其ノ親会社若八子会社」とある

4) のは「農林中央金庫法第二十四条第三項二規定スル子会社」と読み替えるものとする。

4 商法第二百五十九条第一項本文、第二百五十九条ノ二、第二百五十九条ノ三及び第二百七十四条ノ二並びに商法特例法第十八条の三第一項の規定は、監事会について準用する。この場合において、商法第二百五十九条第一項本文中「各取締役」とあるのは「各監事」と、同法第二百五十九条ノ二中「各取締役及監査役」とあるのは「各監事」と、同法第二百五十九条ノ二中「取締役及監査役」とあるのは「監事」と、同法第二百七十四条ノ二中「取締役」とあるのは「理事及経営管理委員」と、商法特例法第十八条の三第一項ただし書中「第六条の二第一項」とあるのは「農林中央金庫法第三十三条第四項において準用する第六条の二第一項」と、「第十九条第一項の規定により読み替えて適用する商法第二百六十六条第九項（同条第十三項及び第二十一項並びに第二百六十八条第八項において準用する場合を含む。）」とあるのは「農林中央金庫法第三十条第五項において準用する商法第二百六十六条第九項前段（農林中央金庫法第三十九条第一項において準用する商法第二百六十八条第八項において準用する場合を含む。）」と読み替えるものとする。

（主務大臣による仮理事の選任又は総会の招集）

第四十条 役員職務を行う者がないため遅滞により損害を生ずるおそれがある場合において、会員その他の利害関係人の請求があつたときは、主務大臣は、仮理事を選任し、又は役員（理事を除く。以下この項において同じ。）を選任するための総会を招集して役員を選任させることができる。

2 第四十七条の規定は、前項の総会の招集について準用する。

（新設）

（主務大臣による一時理事若しくは代表理事の職務を行うべき者の選任又は総会の招集）
第四十条 役員職務を行う者がないため遅滞により損害を生ずるおそれがある場合において、会員その他の利害関係人の請求があつたときは、主務大臣は、一時理事の職務を行うべき者を選任し、又は役員（理事を除く。以下この項において同じ。）を選任するための総会を招集して役員を選任させることができる。

2 第四十六条の三及び第四十七条の規定は、前項の総会の招集について準用する。

3 代表理事の職務を行う者がないため遅滞により損害を生ずるおそれがある場合において、会員その他の利害関係人の請求があつたときは、主務大臣は、一時代表理事の職務を行うべき者を選任することができる。

（役員等の責任を追及する訴えについての会社法の準用）

第四十条の二 会社法第七編第一章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条を除く。）の規定は、役員等の責任を追及する訴えについて準用する。この場合において、同法第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同法第八百五十一条第四項中「第五十五条、第二百二十条第五項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」とあるのは「農林中央金庫法第三十四条第三項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（新設）

(支配人)
第四十一条 (略)

2 会社法第十一条第一項及び第三項、第十二条並びに第十三条の規定は、支配人について準用する。

(支配人の解任)

第四十三条 会員は、総会員の十分の一(これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上の同意を得て、理事に対し、支配人の解任を請求することができる。

2、4 (略)

第四十五条 (略)

2 会員が総会員の五分の一(これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を経営管理委員に提出して、総会の招集を請求したときは、経営管理委員会は、その請求のあつた日から三週間以内に総会を招集すべきことを決しなければならぬ。

3・4 (略)

(総会招集者)

第四十六条 総会は、経営管理委員が招集する。

2) (略)

3) (略)

(総会の招集の決定)

第四十六条の二 経営管理委員(経営管理委員以外の者が総会を招集する場合にあつては、その者)次条において「総会招集者」という。()は、総会を招集する場合には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 総会の日時及び場所

二 総会の目的である事項があるときは、当該事項

三 前二号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項

2) 前項各号に掲げる事項の決定は、前条第二項(第三十八条第四項において準用する場合を含む。)の規定により監事が総会を招集するときを除き、経営管理委員会(理事が総会を招集するときは、理事会)の決議によらなければならない。

(支配人)
第四十一条 (略)

2 商法第三十八条第一項及び第三項、第三十九条、第四十一条並びに第四十二条の規定は、支配人について準用する。

(支配人の解任)

第四十三条 会員は、総会員の十分の一以上の同意を得て、理事に対し、支配人の解任を請求することができる。

2、4 (略)

第四十五条 (略)

2 会員が総会員の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を経営管理委員に提出して、総会の招集を請求したときは、経営管理委員会は、その請求のあつた日から三週間以内に総会を招集すべきことを決しなければならぬ。

3・4 (略)

第四十六条 (新設)

1) (略)

2) (略)

(新設)

(総会招集の通知等)

第四十六条の三 総会を招集するには、総会招集者は、その総会の日の一週間前までに、会員に対して書面をもってその通知を発しなければならない。

2| 総会招集者は、前項の書面による通知の発出に代えて、政令で定めるところにより、会員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。この場合において、当該総会招集者は、同項の書面による通知を発したものとみなす。

3| 前二項の通知には、前条第一項各号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

4| 会社法第三百一条及び第三百二条の規定は、第一項及び第二項の通知について準用する。この場合において、同法第三百一条第一項中「第二百九十八条第一項第三号に掲げる事項を定めた場合」とあるのは「書面をもって議決権を行うことが定款で定められている場合」と、「第二百九十九条第一項」とあるのは「農林中央金庫法第四十六条の三第一項」と、「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同条第二項中「第二百九十九条第三項」とあるのは「農林中央金庫法第四十六条の三第二項」と、同法第三百一条第一項中「第二百九十八条第一項第四号に掲げる事項を定めた場合」とあるのは「電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められている場合」と、「第二百九十九条第一項」とあるのは「農林中央金庫法第四十六条の三第一項」と、「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同条第二項中「第二百九十九条第三項及び第十九条第三項」とあるのは「農林中央金庫法第四十六条の三第二項」と、同条第三項及び第四項中「第二百九十九条第三項」とあるのは「農林中央金庫法第四十六条の三第二項」と、「法務省令」とあるのは「主務省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(会員に対する通知又は催告)

第四十七条 農林中央金庫の会員に対してする通知又は催告は、会員名簿に記載し、又は記録したその者の住所(その者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を農林中央金庫に通知したときは、その場所又は連絡先)にあててすれば足りる。

2 前項の通知又は催告は、その通知又は催告が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。

3 前二項の規定は、前条第一項の通知に際して会員に書面を交付し、又は当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供する場合について準用する。この場合において、前項中「到達したものとあるのは、当該書面の交付又は当該事項の電磁的方法による提供があったもの」と読み替えるものとする。

(新設)

(会員に対する通知又は催告)
第四十七条 農林中央金庫の会員に対してする通知又は催告は、会員名簿に記載したその者の住所(その者が別に通知又は催告を受ける場所を農林中央金庫に通知したときは、その場所)にあててすれば足りる。

2 前項の通知又は催告は、通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。

3 総会招集の通知は、その総会の日の一週間前までに、その会議の目的たる事項を示してなければならない。

(総会の議事)

第四十八条 (略)

2 総会においては、第四十六条の三第一項又は第二項の規定によりあらかじめ通知した第四十六条の二第一項第二号に掲げる事項についてのみ議決することができる。ただし、定款で別段の定めをしたときはこの限りでない。

(特別議決事項)

第四十九条 次に掲げる事項は、総会員の半数(これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上が出席し、その議決権の三分の二(これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上の多数による議決を必要とする。

一～三 (略)

四 第三十四条第四項の規定による責任の免除

2・3 (略)

(役員の説明義務)

第四十九条の二 役員は、総会において、会員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が総会の目的である事項に関しないものである場合、その説明をすることにより会員の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由がある場合として主務省令で定める場合は、この限りでない。

(延期又は続行の決議)

第四十九条の三 総会においてその延期又は続行について決議があつた場合には、第四十六条の二及び第四十六条の三の規定は、適用しない。

(総会の議事録)

第四十九条の四 総会の議事録については、主務省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 理事は、総会の日から十年間、前項の議事録を主たる事務所に備えて置かなければならない。

3 理事は、総会の日から五年間、第一項の議事録の写しを従たる事務所に備えて置かなければならない。ただし、当該議事録が電磁的記録をもって作成されている場合であつて、従たる事務所における次項第二号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として主務省令で定めるものをしていときは、この限りでない。

(総会の議事)

第四十八条 (略)

2 総会においては、前条第三項の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。ただし、定款で別段の定めをしたときはこの限りでない。

(特別議決事項)

第四十九条 次に掲げる事項は、総会員の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

一～三 (略)

(新設)

2・3 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

4 | 会員及び農林中央金庫の債権者は、農林中央金庫の業務時間内は、いつでも、理事に対し次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一 第一項の議事録が書面をもって作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧又は謄写の請求

二 第一項の議事録が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

(総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えに関する会社法の準用)

第五十条 会社法第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条(第十六号及び第十七号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十六條第一項及び第三項、第八百三十七條、第八百三十八條並びに第八百四十六條の規定は、総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて準用する。この場合において、同法第八百三十一条第一項中「株主等(当該各号の株主総会等が創立総会又は種類創立総会である場合にあつては、株主等、設立時株主、設立時取締役又は設立時監査役)」とあるのは「会員、理事、経営管理委員、監事又は清算人」と、取締役」とあるのは「理事、経営管理委員」と、第三百四十六條第一項(第四百七十九條第四項)とあるのは「農林中央金庫法第三十九條第一項(同法第九十五條)と、同法第八百三十六條第一項ただし書中「取締役」とあるのは「理事、経営管理委員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(出資一口の金額の減少)

第五十二条 (略)

2 農林中央金庫は、前項の期間内に、債権者に対して、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、農林債の債権者、預金者又は定期積金の積金者その他政令で定める債権者以外の知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第三号の期間は、一月を下回ることをできない。

一 出資一口の金額の減少の内容

二 前項の財産目録及び貸借対照表に関する事項として主務省令で定めるもの

三 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

3 前項の規定にかかわらず、農林中央金庫が同項の規定による公告を、官報のほか、第九十六條の二第一項の規定による定款の定めに従い、同項各号のいずれかに掲げる公告の方法によりするとき、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。

(総会についての商法の準用)

第五十条 商法第二百三十一条、第二百三十七條ノ三第一項及び第二項、第二百四十三條、第二百四十四條第一項から第三項まで並びに第二百四十七條から第二百五十二條までの規定は、総会について準用する。この場合において、同法第二百三十一条中「本法」とあるのは「農林中央金庫法」と、「取締役会」とあるのは「経営管理委員会」と、同法第二百三十七條ノ三第一項及び第二項中「取締役」とあるのは「理事、経営管理委員」と、同法第二百四十三條中「第二百三十二條」とあるのは「農林中央金庫法第四十七條第三項」と、同法第二百四十四條第二項中「記載又八記録スル」とあるのは「記載スル」と、同条第三項中「取締役」とあるのは「理事及経営管理委員」と、同法第二百四十七條第一項中「取締役」とあるのは「理事、経営管理委員」と、同法第二百四十九條第一項(同法第二百五十二條において準用する場合を含む。)(中「株主ガ」とあるのは「会員ガ」と、「其ノ株主」とあるのは「其ノ会員タル法人ノ役員」と、「取締役」とあるのは「理事、経営管理委員」と読み替えるものとする。

(出資一口の金額の減少)

第五十二条 (略)

2 農林中央金庫は、前項の期間内に、債権者に対して、異議があれば一定の期間内にこれを述べるべき旨を公告し、かつ、農林債券の権利者、預金者又は定期積金の積金者その他政令で定める債権者以外の知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

3 前項の期間は、一月を下回ってはならない。

(債権者の異議)

第五十三條 債権者が前条第二項第三号の一定の期間内に異議を述べなかつたときは、出資一口の金額の減少を承認したものとみなす。

2 債権者が前条第二項第三号の一定の期間内に異議を述べたときは、農林中央金庫は、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、出資一口の金額の減少をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

3 会社法第八百二十八条第一項(第五号に係る部分に限る。)、及び第二項(第五号に係る部分に限る。)、第八百三十四条(第五号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十六條から第八百三十九條まで並びに第八百四十六條の規定は、農林中央金庫の出資一口の金額の減少の無効の訴えについて準用する。この場合において、同法第八百二十八條第二項第五号中「株主等」とあるのは「會員、理事、経営管理委員、監事、清算人」と、同法第八百三十六條第一項ただし書中「取締役」とあるのは「理事、経営管理委員」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替へは、政令で定める。

(業務の範囲)

第五十四條 (略)

2 (略)

3 農林中央金庫は、前項第二号に掲げる業務を営もうとするときは、次に掲げる者を相手方とする場合を除き、主務大臣の認可を受けなければならない。

一 四 (略)

五 証券業者(証券仲介業者)(証券取引法第二条第十二項に規定する証券仲介業者をいう。第七十二条第一項第三号において同じ。)(を除く。)

4 農林中央金庫は、前項の規定により営む業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を営むことができる。

一 八 (略)

九 担保付社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)により営む担保付社債に関する信託業務

十 十九 (略)

5 (略)

6 前二項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 (略)

イ (略)

ロ 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)第三十三條ノ二に規定する短期商工債

(債権者の異議)

第五十三條 債権者が前条第二項の期間内に異議を述べなかつたときは、出資一口の金額の減少を承認したものとみなす。

2 債権者が前条第二項の期間内に異議を述べたときは、農林中央金庫は、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、出資一口の金額の減少をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

3 商法第三百八十條の規定は、農林中央金庫の出資一口の金額の減少について準用する。この場合において、同条第二項中「取締役」とあるのは、「理事、経営管理委員」と読み替へるものとする。

(業務の範囲)

第五十四條 (略)

2 (略)

3 (同上)

一 四 (略)

五 証券業者(証券仲介業者)(証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第十二項に規定する証券仲介業者をいう。第七十二条第一項第三号において同じ。)(を除く。)

4 (同上)

一 八 (略)

九 担保付社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)により営む担保付社債に関する信託業務

十 十九 (略)

5 (略)

6 (同上)

一 (略)

イ (略)

ロ 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)第三十三條ノ二に規定する短期商工債

八 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の四第一項に規定する短期債

二 保険業法（平成七年法律第百五号）第六十一条の十第一項に規定する短期社債
亦 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第八項に規定する特定短期社債

へ 第六十二条の二第一項に規定する短期農林債

ト その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定により振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる外国法人の発行する債券（新株予約権付社債券の性質を有するものを除く。）に表示されるべき権利のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの

(削る)

(1) (略)

(2) (略)

(3) 利息の支払期限を、(2)の元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。

7・8 (略)

9 農林中央金庫は、第四項第八号及び第九号に規定する業務に関しては、担保付社債信託法その他の政令で定める法令の適用については、政令で定めるところにより、会社又は銀行とみなす。

(削る)

八 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の三の二第一項に規定する短期債券

二 保険業法（平成七年法律第百五号）第六十一条の二第一項に規定する短期社債
亦 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第八項に規定する特定短期社債（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）（第二条第六項に規定する特定短期社債を含む。）

へ 第六十二条の二第一項に規定する短期農林債券

ト (同上)

(1) 契約により権利の総額が引き受けられるものであること。

(2) (略)

(3) (略)

(4) 利息の支払期限を、(3)の元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。

7・8 (略)

9 農林中央金庫は、第四項第八号及び第九号に規定する業務に関しては、商法、担保付社債信託法その他の政令で定める法令の適用については、政令で定めるところにより、会社又は銀行とみなす。

10 農林中央金庫は、第四項第十一号に掲げる業務を営む場合には、商法第百六十八条第一項第八号ただし書、第百七十条第二項、第百七十五条第二項第十号、同条第四項（同法第二百一十一条第三項及び第二百八十条ノ十四において準用する場合を含む。）、第百七十八条（同法第二百一十一条第三項、第二百八十条ノ十四第一項、第二百八十条ノ三十七第四項及び第三百四十一条ノ三第三項において準用する場合を含む。）、第百八十九条（同法第二百八十条ノ十四第一項、第二百八十条ノ三十七第四項及び第三百四十一条ノ三第三項並びに有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）第十二条第三項（同法第五十七条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第二百八十条ノ六、第二百八十条ノ二十八第二項第五号及び第六号、第三百四十一条ノ六第二項第三号並びに第三百四十一条ノ八第二項第五号、有限会社法第七條第四号ただし書及び第十二条第二項（同法第二十三條ノ二及び第五十七條において準用する場合を含む。）並びに商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第八十条第十号、第八十二条第四号、第九十五条第六号及び第九十六条第二号（同法第八十二条第四号に係る部分に限る。）の規定の適用については、銀行とみなす。

(経営の健全性の確保)

第五十六条 主務大臣は、農林中央金庫の業務の健全な運営に資するため、農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準として次に掲げる基準その他の基準を定めることができる。

一 (略)

二 農林中央金庫及びその子会社その他の農林中央金庫と主務省令で定める特殊の関係のある会社(以下この号、第七章及び第八章において「子会社等」という。)の保有する資産等に照らし農林中央金庫及びその子会社等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかの基準

第五章 農林債

(農林債の発行)

第六十条 農林中央金庫は、払込資本金及び準備金(準備金として政令で定めるものをいう。)の合計額の三十倍に相当する金額を限度として、農林債を発行することができる。

(農林債の種類等)

第六十一条 農林債の債券を発行する場合において、当該債券は、無記名式とする。ただし、応募者又は所有者の請求により記名式とすることができる。

2 農林中央金庫は、農林債を発行する場合には、割引の方法によることができる。

(農林債の借換発行の場合の特例)

第六十二条 農林中央金庫は、その発行した農林債の借換えのため、一時第六十条に規定する限度を超えて農林債を発行することができる。

2 前項の規定により農林債を発行したときは、発行後一月以内にその農林債の金額に相当する額の発行済みの農林債を償還しなければならない。

(短期農林債の発行)

第六十二条の二 農林中央金庫は、次に掲げる要件のすべてに該当する農林債(次項において「短期農林債」という。)を発行することができる。

(削る)

一 各農林債の金額が一億円を下回らないこと。

二 元本の償還について、農林債の総額の払込みのあった日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。

(経営の健全性の確保)

第五十六条 (同上)

一 (略)

二 農林中央金庫及びその子会社(第二十四条第三項に規定する子会社をいう。以下同じ。)[その他の農林中央金庫と主務省令で定める特殊の関係のある会社(以下この号、第七章及び第八章において「子会社等」という。)の保有する資産等に照らし農林中央金庫及びその子会社等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかの基準

第五章 農林債券

(農林債券の発行)

第六十条 農林中央金庫は、払込資本金及び準備金(準備金として政令で定めるものをいう。)の合計額の三十倍に相当する金額を限度として、農林債券を発行することができる。

(農林債券の種類等)

第六十一条 農林債券は、無記名式とする。ただし、応募者又は所有者の請求により記名式とすることができる。

2 農林中央金庫は、農林債券を発行する場合には、割引の方法によることができる。

(農林債券の借換発行の場合の特例)

第六十二条 農林中央金庫は、その発行した農林債券の借換えのため、一時第六十条に規定する限度を超えて農林債券を発行することができる。

2 前項の規定により農林債券を発行したときは、発行後一月以内にその発行券面額に相当する額の旧農林債券を償還しなければならない。

(短期農林債券の発行)

第六十二条の二 農林中央金庫は、次に掲げる要件のすべてに該当する農林債券(次項において「短期農林債券」という。)を発行することができる。

一 契約により農林債券の総額が引き受けられるものであること。

二 各農林債券の金額が一億円を下回らないこと。

三 元本の償還について、農林債券の総額の払込みのあった日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。

三 (略)

2 短期農林債については、農林債原簿を作成することを要しない。

(農林債発行の届出)

第六十三条 農林中央金庫は、農林債を発行しようとするときは、その都度、その金額及び条件をあらかじめ主務大臣に届け出なければならぬ。

(農林債の発行方法)

第六十四条 農林中央金庫は、農林債を発行する場合には、募集又は売出しの方法によることができる。

(農林債を引き受ける者の募集に関する事項の決定)

第六十五条 農林中央金庫は、農林債を引き受ける者の募集しようとするときは、その都度、募集農林債(当該募集に応じて当該農林債の引受けの申込みをした者に対して割り当てる農林債をいう。以下同じ。)についてその総額、利率その他の政令で定める事項を定めなければならない。

(募集農林債の申込み)

第六十五条の二 農林中央金庫は、前条の募集に応じて募集農林債の引受けの申込みをしようとする者に対し、同条に規定する事項その他主務省令で定める事項(第四項及び第五項において「通知事項」という。)を通知しなければならない。

2 前条の募集に応じて募集農林債の引受けの申込みをする者は、次に掲げる事項を記載した書面を農林中央金庫に交付しなければならない。

- 一 申込みをする者の氏名又は名称及び住所
- 二 引き受けようとする募集農林債の金額及びその金額ごとの数
- 三 前二号に掲げるもののほか主務省令で定める事項

3 前項の申込みをする者は、同項の書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、農林中央金庫の承諾を得て、同項の書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該申込みをした者は、同項の書面を交付したものとみなす。

4 第一項の規定は、農林中央金庫が通知事項を記載した証券取引法第一条第十項に規定する

四 (略)

2 短期農林債券については、農林債券原簿を作成することを要しない。

(農林債券発行の届出)

第六十三条 農林中央金庫は、農林債券を発行しようとするときは、その都度、その金額及び条件をあらかじめ主務大臣に届け出なければならぬ。

(農林債券の発行方法)

第六十四条 農林中央金庫は、農林債券を発行する場合には、募集又は売出しの方法によることができる。

(農林債券の申込証)

第六十五条 農林債券の募集に応じてしようとする者は、農林債券の申込証にその引き受けようとする農林債券の数及び住所を記載し、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

2 前項の農林債券の申込証は、理事が作成し、これに政令で定める事項を記載しなければならない。

3 前二項の規定は、契約により農林債券の総額につき引受けが行われる場合には、適用しない。

(新設)

目論見書を第一項の申込みをしようとする者に対して交付している場合その他募集農林債の引受けの申込みをしようとする者の保護に欠けるおそれがないものとして主務省令で定める場合には、適用しない。

5| 農林中央金庫は、通知事項について変更があつたときは、直ちに、その旨及び当該変更があつた事項を第二項の申込みをした者（以下この章において「申込者」という。）に通知しなければならない。

6| 農林中央金庫が申込者に対してする通知又は催告は、第二項第一号の住所（当該申込者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を農林中央金庫に通知した場合にあつては、その場所又は連絡先）にあてて発すれば足りる。

7| 前項の通知又は催告は、その通知又は催告が通常到達すべきであつた時に、到達したものとみなす。

（募集農林債の割当て）

第六十五条の三 農林中央金庫は、申込者の中から募集農林債の割当てを受ける者を定め、かつ、その者に割り当てる当該募集農林債の金額及び金額ごとの数を定めなければならない。この場合において、農林中央金庫は、当該申込者に割り当てる募集農林債の金額ごとの数を、前条第二項第一号の数よりも減少し、又はないものとすることができる。

2| 農林中央金庫は、政令で定める期日の前日までに、申込者に対し、当該申込者に割り当てる募集農林債の金額及びその金額ごとの数を通知しなければならない。

（募集農林債の申込み及び割当てに関する特則）

第六十五条の四 前二条の規定は、募集農林債を引き受けようとする者がその総額の引受けを行う契約を締結する場合には、適用しない。

（農林債の債権者）

第六十五条の五 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める募集農林債の債権者となる。

一 申込者 農林中央金庫の割り当てた募集農林債

二 前条の契約により募集農林債の総額を引き受けた者 その者が引き受けた募集農林債

（売出しの公告）

第六十六条 農林中央金庫は、売出しの方法により農林債を発行しようとするときは、政令で定める事項を公告しなければならない。

（債券の記載事項）

第六十七条 農林債の債券には、政令で定める事項を記載し、理事が署名し、又は記名押印し

（新設）

第六十六条の三 農林中央金庫は、申込者の中から募集農林債の割当てを受ける者を定め、かつ、その者に割り当てる当該募集農林債の金額及び金額ごとの数を定めなければならない。この場合において、農林中央金庫は、当該申込者に割り当てる募集農林債の金額ごとの数を、前条第二項第一号の数よりも減少し、又はないものとするすることができる。

（新設）

第六十五条の四 前二条の規定は、募集農林債を引き受けようとする者がその総額の引受けを行う契約を締結する場合には、適用しない。

（新設）

第六十五条の五 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める募集農林債の債権者となる。

一 申込者 農林中央金庫の割り当てた募集農林債

二 前条の契約により募集農林債の総額を引き受けた者 その者が引き受けた募集農林債

（売出しの公告）

第六十六条 農林中央金庫は、売出しの方法により農林債を発行しようとするときは、政令で定める事項を公告しなければならない。

（農林債券の記載事項）

第六十七条 農林債券には、政令で定める事項を記載し、理事が署名し、又は記名押印しな

なければならない。

(農林債原簿)

第六十八條 農林中央金庫は、農林債を発行した日以後遅滞なく、農林債原簿を作成し、これに政令で定める事項(以下この条において「農林債原簿記載事項」という。)を記載し、又は記録しなければならない。

2| 農林債の債権者(第六十一條第一項の規定により無記名式とされた農林債の債権者を除く。)は、農林債を発行した農林中央金庫に対し、当該債権者についての農林債原簿に記載され、若しくは記録された農林債原簿記載事項を記載した書面の交付又は当該農林債原簿記載事項を記録した電磁的記録の提供を請求することができる。

3| 前項の書面には、農林中央金庫の代表理事が署名し、又は記名押印しなければならない。

4| 第二項の電磁的記録には、農林中央金庫の代表理事が主務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

5| 前三項の規定は、当該農林債について債券を発行する旨の定めがある場合には、適用しない。

(農林債原簿の備付け及び閲覧等)

第六十八條の二 農林中央金庫は、農林債原簿をその主たる事務所に備えて置かなければならない。

2| 農林債の債権者その他の主務省令で定める者は、農林中央金庫の業務時間内は、いつでも、理事に対し次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該請求の理由を明らかにしなければならない。

一 農林債原簿が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 農林債原簿が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

3| 農林中央金庫は、前項の請求があつたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。

一 当該請求を行う者がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。

二 当該請求を行う者が農林債原簿の閲覧又は謄写によつて知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。

三 当該請求を行う者が、過去二年以内において、農林債原簿の閲覧又は謄写によつて知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

(農林債の消滅時効)

れはならない。

(農林債券原簿)

第六十八條 理事は、主たる事務所に農林債券原簿を備えて置かなければならない。

2| 前項の農林債券原簿には、政令で定める事項を記載しなければならない。

3| 会員及び農林中央金庫の債権者は、いつでも、理事に対し農林債券原簿の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのに拒むてはならない。

(新設)

(農林債券の消滅時効)

第六十九条 農林債の消滅時効は、元本については十五年、利子については五年で完成する。

(通貨及証券模造取締法の準用)

第七十条 通貨及証券模造取締法(明治二十八年法律第二十八号)は、農林債の債券の模造について準用する。

(政令への委任)

第七十一条 この章に定めるもののほか、農林債に関し必要な事項は、政令で定める。

(会計の原則)

第七十五条 農林中央金庫の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

(会計帳簿の作成)

第七十五条の二 農林中央金庫は、主務省令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない。

2 会社法第四百三十二条第二項及び第四百三十四条の規定は、前項の会計帳簿について準用する。

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第八十一条 農林中央金庫は、(略)

2 (略)

3 前二項に規定する説明書類は、電磁的記録をもって作成することができる。

4 第一項又は第二項に規定する説明書類が電磁的記録をもって作成されているときは、農林中央金庫の事務所において、当該電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として主務省令で定めるものをとることができる。この場合においては、これらの規定に規定する説明書類を、これらの規定により備え置き、公衆の縦覧に供したものとみなす。

第六十九条 農林債券の消滅時効は、元本については十五年、利子については五年で完成する。

(通貨及証券模造取締法の準用)

第七十条 通貨及証券模造取締法(明治二十八年法律第二十八号)は、農林債券の模造について準用する。

(政令への委任)

第七十一条 この章に定めるもののほか、農林債券に関し必要な事項は、政令で定める。

(帳簿等に関する商法の準用)

第七十五条 商法第三十二条、第三十三条、第三十五条及び第三十六条の規定は農林中央金庫の帳簿その他の書類について、同法第一百八十五条の規定は農林中央金庫の計算について準用する。この場合において、同法第三十三条第一項中「記載又八記録スル」とあるのは「記載スル」と、同条第三項及び第四項中「貸借対照表が書面ヲ以テ作ラレタルトキ」とあるのは「貸借対照表」と、同法第二百八十五条中「記載又八記録スベキ」とあるのは「記載スベキ」と、「第三十四条ノ規定ニ拘ラズ法務省令」とあるのは「主務省令」と読み替えるものとする。

(新設)

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第八十一条 (略)

2 (略)

(新設)

(新設)

- 5| 前各項に定めるもののほか、第一項又は第二項の説明書類を公衆の縦覧に供する期間その他これらの規定の適用に関し必要な事項は、主務省令で定める。
- 6| (略)

(清算人の職務)

第九十二条の二 清算人は、次に掲げる職務を行う。

- 一 現務の結了
- 二 債権の取立て及び債務の弁済
- 三 残余財産の分配

(清算事務)

第九十三条 清算人は、就職の後遅滞なく、農林中央金庫の財産の状況を調査し、財産目録及び貸借対照表を作成し、財産処分の方法を定め、これを総会に提出し、又は提供してその承認を求めなければならない。

- 2 (略)

(決算報告)

- 第九十四条 清算人は、清算事務を終了した後遅滞なく、主務省令で定めるところにより、決算報告を作成し、これを総会に提出し、又は提供してその承認を求めなければならない。
- 2 清算人は、前項の承認を求める場合には、あらかじめ、決算報告について経営管理委員会の承認を受けなければならない。
 - 3 会社法第五百七条第四項の規定は、第一項の承認について準用する。

(清算に関する会社法等の準用)

第九十五条 会社法第四百七十五条(第一号に係る部分に限る。)、第四百七十六条及び第四百九十九条から第五百三条まで並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)(第四十条の規定は農林中央金庫の清算について、第十九条の二、第二十条の二、第二十一条第四項及び第五項、第二十四条の三、第二十四条の四、第二十四条の五第二項、第二十七条から第二十七条の三まで、第二十八条第六項及び第七項、第二十八条の二、第二十九条の二から第三十一条まで、第三十二条第一項から第三項まで、第三十四条第一項から第三項まで、第八項、第十項、第十一項(第一号に係る部分に限る。))及び第十二項、第三十五條、第三十六條(第二項を除く。)、第三十九條第一項、第四十二條、第四十六條第三項、第四十六條の

- 3| 前二項に定めるもののほか、前二項の説明書類を公衆の縦覧に供する期間その他これらの規定の適用に関し必要な事項は、主務省令で定める。
- 4| (略)

(新設)

(清算事務)

第九十三条 清算人は、就職の後遅滞なく、農林中央金庫の財産の状況を調査し、財産目録及び貸借対照表を作成し、財産処分の方法を定め、これを総会に提出してその承認を求めなければならない。

- 2 (略)
- 3 清算人は、第一項の承認を得た後遅滞なく、財産目録及び貸借対照表を裁判所に提出しなければならない。

(決算報告書)

- 第九十四条 清算人は、清算事務を終了した後遅滞なく、決算報告書を作成し、これを総会に提出してその承認を求めなければならない。
- 2 清算人は、前項の承認を求める場合には、あらかじめ、決算報告書について経営管理委員会の承認を受けなければならない。
 - 3 商法第四百二十七条第三項の規定は、第一項の承認について準用する。

(解散及び清算に関する商法等の準用)

第九十五条 商法第一百六条、第二百一十四条、第二百一十五条、第二百一十九条第二項及び第三項、第三百一一条、第四百一十七條第二項、第四百一十八條、第四百一十一條から第四百二十四條まで並びに第四百二十六條並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)(第三十六條、第三十七條ノ二、第三百三十五條ノ二十五第二項及び第三項、第三百三十六條、第三百三十七條、第三百三十八條並びに第三百三十八條ノ三の規定は農林中央金庫の解散及び清算について、第二十六條第二項、第二十七條、第二十八條第四項及び第五項、第三十條第一項から第五項まで、第三十一條から第三十七條まで、第四十二條並びに第四十六條並びに商法第二百五十四條第三項、第二百五十四條ノ二、第二百五十八條第一項、第二百五十九條第一項、第二項及び

第二項、第四十九條の二並びに第四十九條の四第二項から第四項まで並びに会社法第三百八十三條第一項本文、第二項及び第三項、第三百八十四條から第三百八十六條まで、第四百七十八條第二項、第四百七十九條第一項及び第二項（各号列記以外の部分に限る。）、第四百八十三條第四項及び第五項、第四百八十四條、第四百八十五條、第四百八十九條第三項から第五項まで、第五百八條、第七編第二章第二節（第八百四十七條第二項、第八百四十九條第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一條を除く。）、第八百六十八條第一項、第八百六十九條、第八百七十條（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十一條、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四條（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五條並びに第八百七十六條の規定は農林中央金庫の清算人について準用する。この場合において、第三十四條第十二項中「役員等」とあるのは「役員又は清算人」と、第三十五條第一項中「貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案その他農林中央金庫の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして主務省令で定めるもの」とあるのは「貸借対照表」と、同項並びに同条第四項第二号及び第七項中「事業報告」とあるのは「事務報告」と、第三十六條第一項中「一週間」とあるのは「一週間」と「五年間」とあるのは「清算結了の登記の時までの間」と、同法第四百七十八條第二項中「前項」とあるのは「農林中央金庫法第九十二條」と、同法第四百七十九條第二項各号列記以外の部分中「次に掲げる株主」とあるのは「総会員の五分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の同意を得た会員」と、同法第四百八十三條第四項中「第四百七十八條第一項第一号」とあるのは「農林中央金庫法第九十二條」と、同法第四百四十七條第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同法第八百五十條第四項中「第五十五條、第二百二十條第五項、第四百二十四條（第四百八十六條第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二條第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四條第二項及び第四百六十五條第二項」とあるのは「農林中央金庫法第九十五條において準用する同法第三十四條第三項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（公告の方法等）

第九十六條の二 農林中央金庫は、公告の方法として、次の各号に掲げる方法のいずれかを定款で定めなければならない。

- 一 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法
- 二 電子公告（公告の方法のうち、電磁的方法（会社法第二十三條第三十四号に規定する電磁的方法をいう。）により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて同号に規定するものをとる方法をいう。以下この条において同じ。）

2 農林中央金庫が前項第一号に掲げる方法を公告の方法とする旨を定める場合には、電子公

び第四項、第二百五十九條ノ二、第二百五十九條ノ三、第二百六十條ノ二、第二百六十條ノ三、第二百六十條ノ四第一項から第三項まで、第二百六十一條、第二百六十七條第一項及び第三項から第七項まで、第二百六十八條から第二百六十九條まで並びに第二百七十二條の規定は農林中央金庫の清算人について準用する。この場合において、第三十條第五項中「商法第二百六十六條第二項、第三項、第五項、第七項（第三号を除く。）、第八項、第九項前段、第十項前段及び第十七項」とあるのは「商法第二百六十六條第二項、第三項及び第五項」と、「責任（同条第十七項の規定にあつては、第二項の経営管理委員の責任を除く。）」とあるのは「責任」と、第三十三條第一項中「事業報告書、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「事務報告書、貸借対照表」と、同条第三項中「事業報告書、貸借対照表、損益計算書」とあるのは「事務報告書、貸借対照表」と、第三十四條第一項中「八週間」とあるのは「五週間」と、同条第一項中「前項の書類を提出した日から三週間以内」とあるのは「通常総会の日前三週間前まで」と、第三十七條第二項中「二週間」とあるのは「一週間」と、「五年間主たる事務所に、その謄本を三年間従たる事務所に」とあるのは「主たる事務所に」と、商法第二百五十四條ノ二第三号中「本法」とあるのは「農林中央金庫法、本法」と、同法第二百六十條ノ四第二項中「記載又八記録スル」とあるのは「記載スル」と、同法第二百六十一條第三項中「第二百五十八條」とあるのは「第二百五十八條第一項」と、同法第二百六十七條第四項中「前三項」とあるのは「第一項及前項」と、同法第二百六十九條第二項中「取締役」とあるのは「経営管理委員」と、同法第四百十七條第二項中「前項」とあるのは「農林中央金庫法第九十二條」と、同法第四百二十一條第一項中「官報ヲ以テ公告」とあるのは「公告」と、同法第四百二十六條第二項中「六月前ヨリ引続キ総株主ノ議決權ノ百分ノ三以上ヲ有スル株主」とあるのは「総会員ノ五分ノ一以上ノ同意ヲ得タル会員」と読み替えるものとする。

（新設）

告を公告の方法とする旨を定めれば足りる。この場合においては、事故その他やむを得ない事由によつて電子公告による公告をすることができない場合の公告の方法として、同項第一号に掲げる方法又は官報に掲載する方法のいずれかを定めることができる。

3| 農林中央金庫が電子公告により公告をする場合には、次の各号に掲げる公告の区分に応じ、当該各号に定める日までの間、継続して公告をしなければならない。

一 公告に定める期間内に異議を述べることができる旨の公告 当該期間を経過する日

二 前号に掲げる公告以外の公告 当該公告の開始後一月を経過する日

4| 会社法第九百四十条第三項、第九百四十一条、第九百四十六条、第九百四十七条、第九百五十一条第二項、第九百五十三条及び第九百五十五条の規定は、農林中央金庫がこの法律又は他の法律の規定による公告を電子公告により行う場合について準用する。この場合において、会社法第九百四十条第三項中「前二項」とあるのは「農林中央金庫法第九十六条の二第三項」と、同法第九百四十一条中「この法律」とあるのは「農林中央金庫法」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした農林中央金庫若しくはその子法人等の役員若しくは職員又は農林中央金庫代理業者その他農林中央金庫から業務の委託を受けた者（その者が法人であるときは、その役員又は職員）は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第八十一条第一項若しくは第二項若しくは準用銀行法第五十二条の五十一第一項の規定に違反してこれらの規定に規定する書類を公衆の縦覧に供せず、若しくは第八十一条第四項若しくは準用銀行法第五十二条の五十一第二項の規定に違反してこれらの規定に規定する電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として主務省令で定めるものをとらず、又はこれらの規定に違反して、これらの書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載をして公衆の縦覧に供し、若しくは虚偽の記録をした情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとつたとき。

三 五 (略)

第九十九条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 三 (略)

四 第九十六条の二第四項において準用する会社法第九百五十五条第一項の規定に違反して、調査記録簿等（同項に規定する調査記録簿等をいう。以下この号において同じ。）に同項に規定する電子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、

第九十九条 (同上)

一 (略)

二 第八十一条第一項若しくは第二項又は準用銀行法第五十二条の五十一第一項の規定に違反して、これらの規定に規定する説明書類を公衆の縦覧に供せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類を公衆の縦覧に供したとき。

三 五 (略)

第九十九条の三 (同上)

一 三 (略)

(新設)

若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は同項の規定に違反して調査記録簿等を保存しなかつた者

第百条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした農林中央金庫の役員、支配人若しくは清算人、会計監査人若しくはその職務を行うべき社員又は農林中央金庫代理業者（農林中央金庫代理業者が法人であるときは、その取締役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、執行役、監査役、代表者、支配人、業務を執行する社員又は清算人）は、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一～三（略）

四 この法律の規定（第八十一条第一項、第二項及び第四項並びに準用銀行法第五十二条の五十一第一項及び第二項を除く。）又はこの法律に基づいて発する命令により事務所に備えて置くべきものとされた書類若しくは電磁的記録を備えて置かず、その書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は正当な理由がないのに書類若しくは電磁的記録に記載された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写若しくは書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記載された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

五（略）

六 第六条第一項の規定に基づく政令に違反して登記をすることを怠つたとき。

七・八（略）

九 第二十四条第五項において準用する会社法第三百四十三条第二項の規定又は第二十四条の二第二項において準用する同法第三百四十四条第二項の規定による請求があつた場合において、その請求に係る事項を総会の目的とせず、又はその請求に係る議案を総会に提出しなかつたとき。

九の二 会計監査人又は一時会計監査人の職務を行うべき者の選任手続をしなかつたとき。

（削る）

第百条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした農林中央金庫の役員、支配人若しくは清算人、第三十三条第二項の規定による監査をする会計監査人若しくはその職務を行うべき社員又は農林中央金庫代理業者（農林中央金庫代理業者が法人であるときは、その取締役、執行役、監査役、代表者、支配人、業務を執行する社員又は清算人）は、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一～三（略）

四 この法律の規定（第八十一条第一項及び第二項を除く。）又はこの法律に基づいて発する命令により事務所に備えて置くべきものとされた書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのにその閲覧若しくは謄写を拒んだとき。

五（略）

六 第六条第一項の規定に基づく政令に違反して登記をすることを怠り、又は不正の登記をしたとき。

七・八（略）

九 第二十四条第五項に規定する常勤の監事を定める手続をしなかつたとき。

九の二 第二十四条第六項又は第三十三条第四項において準用する商法特例法第三条第三項前段（第三十三条第四項において準用する商法特例法第五条の二第三項及び第六条第三項において準用する場合を含む。）の規定による請求があつた場合において、その請求に係る事項を会議の目的としなかつたとき。

九の三 第二十四条第六項又は第三十三条第四項において準用する商法特例法第三条第三項後段の規定による請求があつた場合において、その請求に係る議案を会議に提出しなかつたとき。

十 第二十四条の五第一項の規定に違反して報酬を得て他の職務に従事し、又は事業を営んだとき。

十一 第二十四条の五第二項（第九十五条において準用する場合を含む。）又は第三項の規定に違反したとき。

（削る）

十二 第二十九条第四項の規定に違反して常勤の監事を選定しなかったとき。

十三 第三十条第二項（第九十五条において準用する場合を含む。）又は第三十四条第五項の規定による開示をすることを怠ったとき。

十四 第三十二条第一項（第九十五条において準用する場合を含む。）の規定、第三十二条第五項若しくは第九十五条において準用する会社法第三百八十四条の規定又は第三十三条第五項において準用する同法第三百九十六条第三項の規定による調査を妨げたとき。

十五 第三十三条第五項において準用する会社法第三百九十八条第一項又は第二項の規定により意見を述べるに当たり、虚偽の陳述をし、又は事実を隠べいたとき。

十六 第三十八条の二第四項（第三十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定により報告するに当たり、虚偽の陳述をし、又は事実を隠べいたとき。

十七 第四十九条の二（第九十五条において準用する場合を含む。）の規定に違反して正当な理由がないのに説明をしなかったとき。

十八・十九 （略）

二十 第六十条の規定に違反して農林債を発行したとき。

二十一 （略）

二十二 第六十三条、第六十六条若しくは第七十二条第九項又は第九十五条において準用する会社法第四百九十九条第一項に規定する届出若しくは公告をすることを怠り、又は不正の届出若しくは公告をしたとき。

二十二の二 第六十五条の二第一項若しくは第五項又は第六十五条の三第一項の規定による通知をすることを怠り、又は不正の通知をしたとき。

二十二の三 第六十八条第二項の書面若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

二十三～二十六 （略）

十 第二十六条第一項の規定に違反して報酬を得て他の職務に従事し、又は事業を営んだとき。

十一 第二十六条第二項（第九十五条において準用する場合を含む。）又は第三項の規定に違反したとき。

十一の二 第三十条第五項（同条第六項において準用する場合を含む。）において準用する商法第二百六十六条第八項の規定による開示をすることを怠ったとき。

十二 会計監査人又は一時会計監査人の職務を行うべき者の選任手続をしなかったとき。

十三 第三十二条第四項において準用する商法特例法（以下、準用商法特例法」という。）第六条の二第二項の規定により報告するに当たり、虚偽の陳述をし、又は事実を隠べいたとき。

十四 準用商法特例法第七条第二項の規定又は第三十九条第一項において準用する商法第二百七十四条第二項若しくは第二百七十五条の規定による調査を妨げたとき。

十五 第三十七条第四項において準用する商法特例法第十七条第一項又は第二項の規定により意見を述べるに当たり、虚偽の陳述をし、又は事実を隠べいたとき。

十六 第六十五条第二項の規定、第九十二条第一項若しくは第九十四条第一項の規定、第三十九条第三項若しくは第九十五条において準用する商法第二百六十条ノ四第一項若しくは第二項の規定、第五十条において準用する商法第二百四十四条第一項若しくは第二項の規定又は第七十五条において準用する商法第三十二条第一項の規定に違反して、農林債券の申込証、財産目録、貸借対照表、決算報告書、議事録若しくは会計帳簿を作成せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

十七 第五十条において準用する商法第二百三十七条ノ三第一項又は第二項の規定に違反して正当の理由がないのに説明をしなかったとき。

十八・十九 （略）

二十 第六十条の規定に違反して農林債券を発行したとき。

二十一 （略）

二十二 第六十三条、第六十六条若しくは第七十二条第九項、第九十五条において準用する商法第二百四十四条第三項において準用する民法第八十一条第一項又は第九十五条において準用する商法第四百二十一条第一項に規定する届出若しくは公告をすることを怠り、又は不正の届出若しくは公告をしたとき。

（新設）

（新設）

二十三～二十六 （略）

二十六の二 第七十五条の二第一項、第九十三条第一項又は第九十四条第一項の規定に違反して、会計帳簿、財産目録、貸借対照表又は決算報告を作成せず、これらの書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

二十七、二十九 (略)

三十 第九十五条において準用する会社法第四百八十四条第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てをすることを怠ったとき。

三十一 清算の結了を遅延させる目的で、第九十五条において準用する会社法第四百九十九条第一項の期間を不当に定めたとき。

三十二 第九十五条において準用する会社法第五百条第一項の規定に違反して債務の弁済を怠ったとき。

三十三 第九十五条において準用する会社法第五百一条の規定に違反して農林中央金庫の財産を分配したとき。

三十三の二、三十四 (略)

三十五 第九十六条の二第四項において準用する会社法第九百四十一条の規定に違反して同条の調査を求めなかったとき。

2 会社法第九百七十六条に規定する者が、第三十二条第五項において準用する同法第二百八十一条第三項の規定又は第三十三条第五項において準用する同法第二百九十六条第三項の規定による調査を妨げたときも、前項と同様とする。

第百条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

一 第九十六条の二第四項において準用する会社法第九百四十六条第三項の規定に違反して報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 正当な理由がないのに、第九十六条の二第四項において準用する会社法第九百五十一条第一項各号又は第九百五十五条第一項各号に掲げる請求を拒んだ者

第百一条 第四十二条(第九十五条において準用する場合を含む。)の規定に違反した者は、二十万円以下の過料に処する。

(新設)

二十七、二十九 (略)

三十 第九十五条において準用する商法第二百二十四条第三項において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てをすることを怠ったとき。

三十一 第九十五条において準用する商法第三百一条の規定に違反して農林中央金庫の財産を分配したとき。

三十二 第九十五条において準用する商法第四百二十一条第一項の期間を不当に定めたとき

三十三 第九十五条において準用する商法第四百二十三条の規定に違反して債務の弁済を怠ったとき。

三十三の二、三十四 (略)

(新設)

2 商法第四百九十八条第一項、商法特例法第二十九条の二第一項又は有限会社法第七十七条第一項若しくは第二項に規定する者が、第三十九条第二項において準用する商法第二百七十四条ノ三第一項又は準用商法特例法第七条第三項の規定による調査を妨げたときも、前項と同様とする。

(新設)

第百一条 第四十二条の規定に違反した者は、二十万円以下の過料に処する。

改正案

現行

<p>（定義） 第二条 この法律において「農業法人」とは、農事組合法人、株式会社又は持分会社（会社法（平成十七年法律第 号）第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）であつて、農業を営むものをいう。</p> <p>2 この法律において「農業法人投資育成事業」とは、次に掲げる事業をいう。</p> <p>一 農業法人の持分、株式、新株予約権又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債及びこれに準ずる社債として農林水産省令で定めるものをいう。以下同じ。）の取得及び保有</p> <p>二 （略）</p>	<p>（定義） 第二条 この法律において「農業法人」とは、農事組合法人、合資会社、株式会社又は有限会社であつて、農業を営むものをいう。</p> <p>2 （同上）</p> <p>一 農業法人の持分、株式、新株予約権（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百八十条ノ十九第一項に規定する新株予約権をいう。以下同じ。）又は新株予約権付社債等（同法第三百四十一条ノ二第一項に規定する新株予約権付社債及びこれに準ずる社債として農林水産省令で定めるものをいう。以下同じ。）の取得及び保有</p> <p>二 （略）</p>
--	--

改正案

現行

<p>第十三条（略）</p> <p>2 前項の「林業者等」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>一 林業を営む者（会社にあつては、<u>資本金</u>の額又は出資の総額が千万円以下のもの及び常時使用する従業員の数が三百人以下のもの、個人にあつては、常時使用する従業員の数が三百人以下のものに限る。）</p> <p>二・三（略）</p> <p>3・4（略）</p>	<p>第十三条（略）</p> <p>2（同上）</p> <p>一 林業を営む者（会社にあつては、<u>資本</u>の額又は出資の総額が千万円以下のもの及び常時使用する従業員の数が三百人以下のもの、個人にあつては、常時使用する従業員の数が三百人以下のものに限る。）</p> <p>二・三（略）</p> <p>3・4（略）</p>
---	---

改 正 案

現 行

<p>（長期借入金及び緑資源債券） 第三十一条（略） 2）5（略） 6 会社法（平成十七年法律第 号）第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定による委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。 7（略）</p>	<p>（長期借入金及び緑資源債券） 第三十一条（略） 2）5（略） 6 商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条、第三百十条及び第三百十一条の規定は、前項の規定による委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。 7（略）</p>
---	---